

令和5年度版

羽村市と横田基地

東京都羽村市

目次

◆はじめに	1
◆第1章 羽村市の概要	2
1. 地勢	
2. 沿革	
3. 市勢の概要	
4. 財政	
5. 都市整備事業	
6. 産業	
7. 主要公共施設	
8. 羽村のまちづくりの変遷	
◆第2章 横田基地の概要	17
1. 概要	
2. 変遷	
3. 現在の横田基地	
4. 返還された基地	
◆第3章 騒音問題	40
1. 経過と対応	
2. 航空機騒音に係る環境基準	
3. 航空機騒音の測定	
4. 年度別航空機騒音（自動測定）集計報告	
5. 航空機騒音等に関する苦情	
6. 騒音公害訴訟について	
◆第4章 航空機事故対策	52
◆第5章 関係団体及び周辺市町との連携	66
1. 全国組織	
2. 基地周辺市町との連携	
3. 国及び東京都等の機関	

◆第6章 基地周辺の生活環境の整備 103

1. 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の概要、体系及び事業実績
2. その他の助成
3. 補助金・交付金の年度別交付状況

◆資料 136

- (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約
- (2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
- (3) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律
- (4) 日米合同委員会
- (5) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律
- (6) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令
- (7) 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
- (8) 在日米軍組織図と配置図
- (9) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法
- (10) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令
- (11) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律
- (12) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令
- (13) 施設等所在市町村調整交付金要綱
- (14) 再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）
- (15) 横田飛行場における航空機騒音の軽減措置（抄）
- (16) 横田飛行場の騒音規制措置に関する日米合同委員会の合意

はじめに

羽村市の一部、約 0.417 km²を占有する横田基地は、基地常駐の輸送機等の移動による航空機騒音を始め、基地が所在することに起因する事件や事故の発生など、市民生活に多大な影響を及ぼしております。

横田基地は、米軍の極東における重要な軍事拠点であり、「日米安全保障条約」等の取決めにより置かれているため、その存在の是非を問うことは、現実的には難しい面があることは否定できませんが、羽村市では、基地に起因する様々な問題の解決を図るため、東京都並びに基地周辺市町と緊密に連携し、国及び米軍に対し継続的に要請を行ってきております。

近年では、令和元年度以降、5年連続で行われている無人偵察機グローバルホークの横田基地への一時展開や、クラッチを原因とする CV-22 オスプレイの地上待機措置とその解除、鹿児島県屋久島沖合における CV-22 オスプレイ 1機の墜落、頻発する横田基地関係者による飲酒事故などに対し、東京都並びに基地周辺市町との連携の下に対応しており、今後も、こうした様々な事象に対する市民の皆様の声や、地元自治体からの要請事項が完全に履行されるよう、粘り強く働きかけ、安全・安心で良好な生活環境の確保に努めてまいります。

本書は、横田基地をめぐる羽村市の現状を知っていただくため、基地対策関係事務の概要をまとめたものです。

基地問題について考える際の参考となれば幸いです。

改訂版の発刊にあたり、資料のご提供をはじめ、御指導・御協力を賜りました関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和6年1月

羽村市長 橋本 弘山

第1章 羽村市の概要

1. 地勢

都心部から西に約 45 km、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置している。東は瑞穂町、南は福生市・あきる野市、西は青梅市、そして北は青梅市と瑞穂町に接しており、その広さは、東西に 4.23 km、南北に 3.27 km、行政面積は 9.90 km²となっている。なお、行政面積の一部 0.417 km²を横田基地が占めている。

2. 沿革

現在の羽村市は、江戸時代まで武蔵野の典型的な農村であったが、承応 2 年（1653 年）、4 代将軍家綱の時代に多摩川に水源を求め、羽村を取入口として玉川上水が開削されてからは、活況を呈するようになった。

江戸幕府の役所（陣屋）が設けられ、多摩川の水が江戸まで送られるようになると、江戸との交流も頻繁となり、玉川上水の維持・管理や改修工事の請負等で経済的にも活性化していった。

その後、明治 22 年（1889 年）に市町村制が施行され、当時の羽村、五ノ神村、川崎村が合併し、現在の羽村市の前身である「西多摩村」（人口 3,132 人、戸数 501）が誕生、明治 26 年（1893 年）には神奈川県から東京府（現東京都）に移管された。

西多摩村は、明治、大正、昭和と先覚者の努力により徐々に近代化を進め、特に明治末期から昭和初期には養蚕業が大きく発展、その名を全国に高めたが、その後は不況、戦時体制への突入により、人々の生活は苦しくなっていた。

戦後は、畜産を中心として復興が行われ、進取の気性に富んだ往時の人々により首都圏近郊農業への模索が行われる中で、都市化の傾向が徐々に現れ、人口も増加していき、昭和 31 年（1956 年）の町制施行で、人口 10,104 人、1,887 世帯の「羽村町」となった。

その後、昭和 37 年（1962 年）に首都圏整備法による市街地開発区域に指定され、土地区画整理事業を進めるとともに、工場誘致を行い、産業形態は一変した。

工場の進出に伴い、市街地が整備され、人口も急増し、現在のように工業都市と住宅都市が調和した職住近接の近代都市として活況を呈してきた。

こうした中、平成 3 年（1991 年）11 月 1 日に市制を施行し、「羽村市」（当時：人口 53,381 人、19,386 世帯）が誕生し、令和 3 年（2021 年）には、市制施行 30 周年を迎えた。

3. 市勢の概要

(1) 面積・位置等

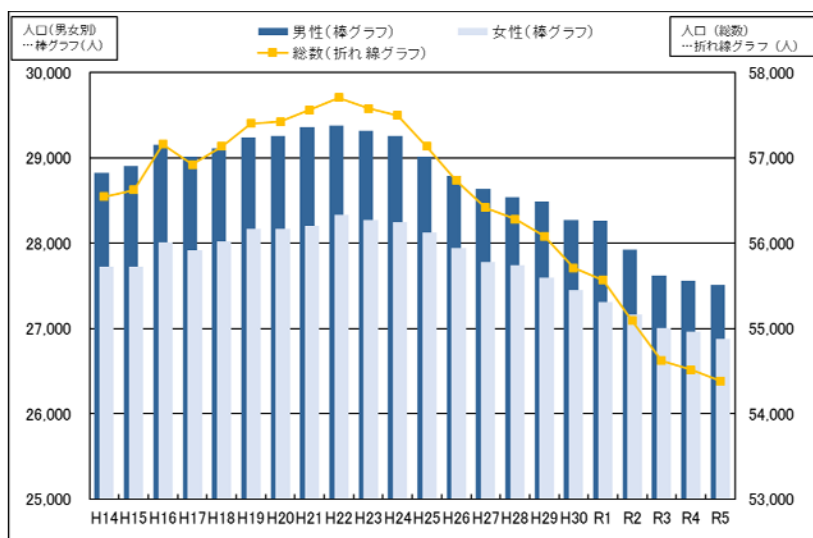
行政面積	9.90 km ²	市町村コード	132276
位置	東経 139 度 19 分 北緯 35 度 46 分	町を市とする告示	自治省告示第 127 号 (平成 3 年 8 月 20 日官報第 713 号)

※行政面積は、全国の市で 7 番目、都内では 3 番目に小さく、人口は、東京都の市で最も少ない。

(2) 人口・世帯

年度	区分	人口			うち外国人住民人口		
		総数	性別		外国人住民	性別	
令和 5 年度	人口	54,386 人	男	27,511 人	1,610 人	男	772 人
			女	26,875 人		女	838 人
	年少人口	6,210 人	(11.4 %)		総数に占める外国人の割合		
	生産年齢人口	33,554 人	(61.7 %)		3.0 %		
	老年人口	14,622 人	(26.9 %)				
	世帯数	26,382 世帯			811 世帯		
令和 4 年度	人口	54,514 人	男	27,556 人	1,427 人	男	657 人
			女	26,958 人		女	770 人
	年少人口	6,381 人	(11.7 %)		総数に占める外国人の割合		
	生産年齢人口	33,485 人	(61.4 %)		2.6 %		
	老年人口	14,648 人	(26.9 %)				
	世帯数	26,070 世帯			670 世帯		

※年少人口：14 歳以下、生産年齢人口：15～64 歳、老年人口：65 歳以上（各年度 4 月 1 日現在）



(各年度 4 月 1 日現在)

(3) 人口密度

令和5年度	令和4年度
5,494 人/km ²	5,506 人/km ²

(各年度4月1日現在)

4. 財政

(1) 令和5年度予算

区	分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率	
一	般 会 計	23,697,000	22,461,000	1,236,000	5.5	
特	別 会 計	13,118,300	12,859,000	259,300	2.0	
	国民健康保険事業会計	5,926,300	5,893,900	32,400	0.5	
	後期高齢者医療会計	1,497,800	1,407,000	90,800	6.5	
	介護保険事業会計	4,143,700	4,017,100	126,600	3.2	
	羽村駅西口土地区画整理事業会計	1,550,500	1,541,000	9,500	0.6	
水道事業会計	収益的	収入	1,109,209	1,098,461	10,748	1.0
		支出	941,743	899,098	42,645	4.7
	資本的	収入	350,450	395,070	▲44,620	▲11.3
		支出	775,016	837,797	▲62,781	▲7.5
下水道事業会計	収益的	収入	1,028,299	1,040,710	▲12,411	▲1.2
		支出	1,156,237	1,145,889	10,348	0.9
	資本的	収入	293,479	278,150	15,329	5.5
		支出	592,783	573,577	19,206	3.3
全 会 計 単 純 合 計		40,281,079	38,776,361	1,504,718	3.9	

(2) 普通会計決算財政指標等

区	分	令和3年度	令和2年度
歳入	総額	26,794,375 千円	30,408,654 千円
歳出	総額	25,279,633 千円	29,332,265 千円
経常	収支比率	91.4 %	100.2 %
公債	費負担比率	5.9 %	6.6 %
人件	費構成割合	14.7 %	12.2 %
標準	財政規模	12,050,511 千円	11,588,578 千円
財政	力指数	(※1) 0.963 (※2) 0.925	(※1) 0.980 (※2) 0.979

(※1: 3ヵ年平均 ※2: 単年度)

(3) 普通交付税の状況

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
基準財政需要額(※)	9,234,747 千円	8,871,336 千円	8,833,897 千円
基準財政収入額(※)	8,546,547 千円	8,210,070 千円	8,653,291 千円
財源超過・不足(▲)額	▲688,200 千円	▲661,266 千円	▲180,606 千円
普通交付税額	688,200 千円	661,266 千円	176,093 千円
財政力指数	(単年度)	0.926	0.925
	(3カ年)	0.943	0.963

(※錯誤措置額含む)

(4) 基金の状況

名 称	残 高	市民1人あたり
一 般 会 計	2,969,555 千円	54,378 円
財政調整基金	2,047,896 千円	37,501 円
減債基金	251,004 千円	4,596 円
特定目的基金	670,655 千円	12,281 円
国民健康保険事業会計 (国民健康保険事業運営基金)	6,025 千円	110 円
介護保険事業会計 (介護給付費準備基金)	441,705 千円	8,089 円
合 計	3,417,285 千円	62,577 円

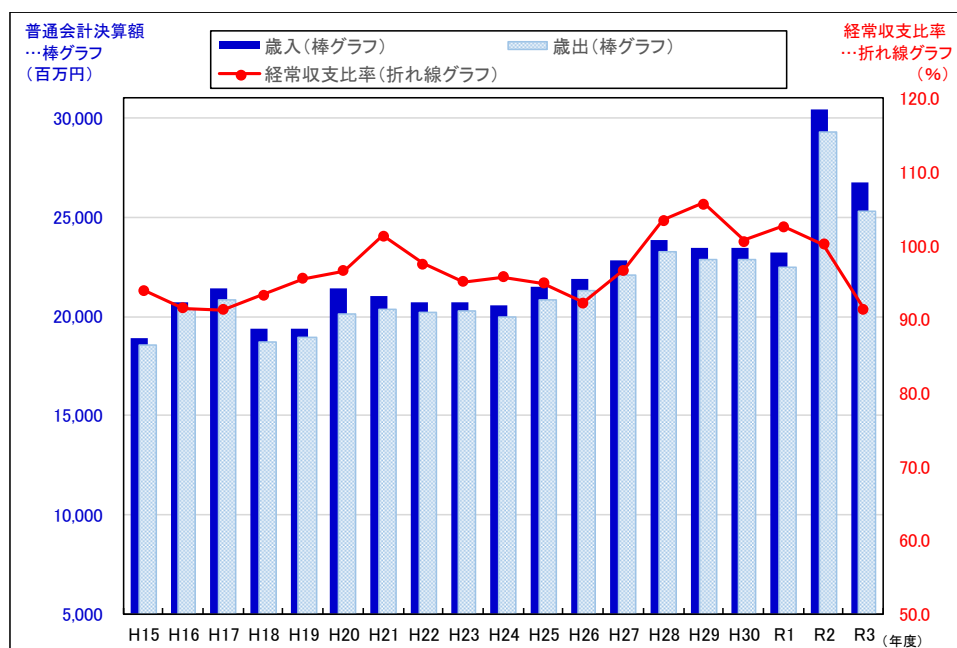
(令和3年度決算額/令和4年1月1日人口 54,609人)

(5) 地方債の状況

名 称	残 高	市民1人あたり
一 般 会 計	8,000,798 千円	146,511 円
羽村駅西口土地区画整理事業会計	2,639,715 千円	48,338 円
水道事業会計	2,250,651 千円	41,214 円
下水道事業会計	3,791,831 千円	69,436 円
合 計	16,682,995 千円	305,499 円

(令和3年度決算額/令和4年1月1日人口 54,609人)

(6) 普通会計決算額等の推移



5. 都市整備事業

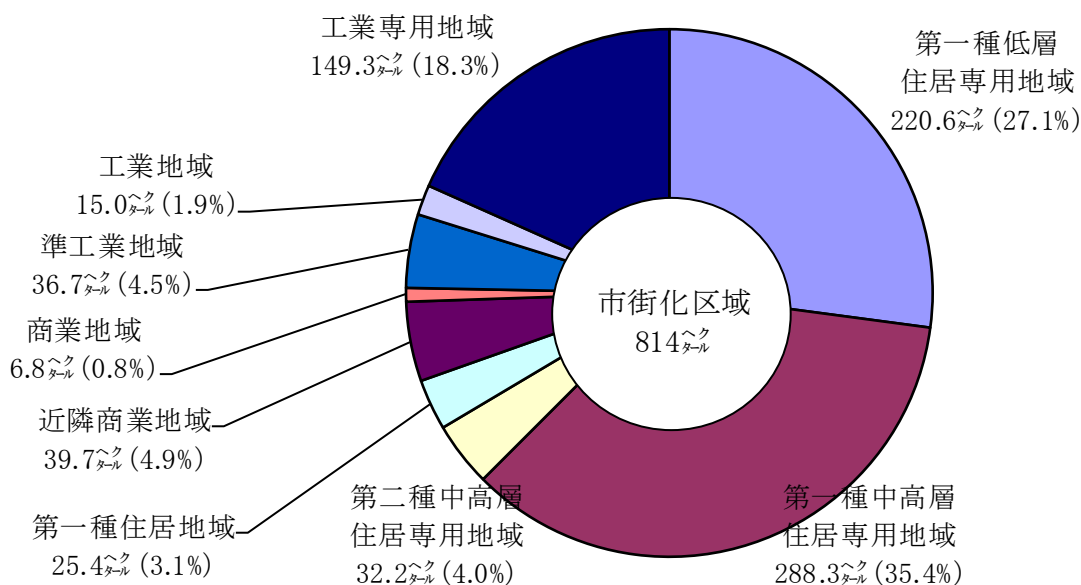
(1) 沿革

昭和 31 年	10 月	町制施行	
32 年	12 月	福生都市計画区域に指定	
34 年	2 月	上水道事業スタート	
36 年	10 月	都市計画の基本となる道路、公園等の都市計画決定	
37 年	6 月	首都圏整備法による市街地開発区域に指定	
41 年	8 月	青梅・羽村土地区画整理事業完了	施行面積：100.7 ㊦
44 年	3 月	神明台土地区画整理事業完了	施行面積：123.75 ㊦
49 年	3 月	公共下水道事業着手	
54 年	4 月	富士見平土地区画整理事業完了	施行面積：224.43 ㊦
平成 3 年	11 月	市制施行	
5 年	11 月	小作台土地区画整理事業完了	施行面積：65.92 ㊦
13 年	2 月	羽ヶ上土地区画整理事業完了	施行面積：19.2 ㊦
15 年	4 月	羽村駅西口土地区画整理事業	事業計画決定 施行面積：42.39 ㊦

(2) 市街化区域内の用途地域別内訳

都市計画区域面積： ※行政面積とは異なります。	991 ㏊	市街化区域：	814 ㏊
		市街化調整区域：	177 ㏊

住居系地域	566.5 ㏊	69.6 %
商業系地域	46.5 ㏊	5.7 %
工業系地域	201.0 ㏊	24.7 %



(令和5年4月1日現在)

(3) 市街化区域における土地区画整理事業の実施状況

区分	面積 (㏊)
施行済 (5地区)	533.98 ㏊
施行地区	42.39 ㏊
市街化区域面積	814.00 ㏊

(令和5年4月1日現在)

※施行済面積は、小作台土地区画整理事業と羽ヶ上土地区画整理事業の重複分(0.11㏊)を除いた面積です。また、施行地区は、羽村駅西口土地区画整理事業施行地区です。

(4) 道路の状況

区 分	路線数	道 路 延 長	道 路 面 積
国 道	1	430 m	10,556 m ²
圏 央 道	1	175 m	4,435 m ²
都 道	8	16,461 m	275,872 m ²
市 道	801	147,609 m	1,041,620 m ²
合 計	811	164,675 m	1,332,483 m ²

(令和5年4月1日現在)

(5) 都市計画道路の状況

路線数	区域内計画延長	執 行 済 延 長	執 行 率
18	26.721 m	24.297 m	90.93 %

(令和5年4月1日現在)

(6) 公園の状況

区 分	設置数	面 積	人口1人あたり面積
公 園	72	350,537 m ²	6.4 m ² /人
児童遊園	13	12,700 m ²	0.2 m ² /人

(令和5年4月1日現在/人口 54,386人)

(7) 上水道事業の状況

給水区域内人口	給 水 人 口	普 及 率
54,335 人	54,335 人	100.0 %

※横田基地内人口を除く (令和5年4月1日現在)

(8) 下水道(汚水)事業の状況

区 分		面 積	達 成 率
整 備 状 況	事業認可面積	860.48 ㎡	95.5 %
	整備済面積	822.10 ㎡	
普 及 状 況	総 人 口	54,386 人	100.0 %
	普 及 人 口	54,386 人	

(令和5年4月1日現在)

6. 産業

区 分	数	備 考	調 査 資 料
工 場 数	69	従業員 7,579 人（従業員数 4 人以上の事業所のみ） 年間出荷額 6,012 億 3,895 万円	2020 東京の工業
商 店 数	796	従業員 6,131 人 年間販売額 1,302 億 5,800 万円	平成 28 年 経済センサス
農 家 数	94	販売農家 49 戸、自給的農家 45 戸	2020 農林業 センサス

7. 主要公共施設

施 設	数	延床面積 (㎡)	規 模 等	開設 年度	
教 育 施 設	小 学 校	7	-	羽村東、羽村西、富士見、栄、松林、小作台、武蔵野小学校	-
	中 学 校	3	-	羽村第一、羽村第二、羽村第三中学校	-
	生涯学習センター ゆとろぎ	1	9,591	SRC5 階地下 1 階 大ホール（854 席）・小ホール（252 席）・レセプションホール・リハーサル室・音楽練習室・展示室・創作室・和室・保育室・会議室・講座室・学習室等	H18
	図 書 館	1	3,279	RC4 階地下 1 階 蔵書数 415,184 冊・視聴覚資料（VT・DVD・CD・カセットテープ）19,154 点	H12
	スポーツセンター	1	6,302	RC2 階 ホール・トレーニングルーム等	S56
	スイミングセンター (H18～指定管理者制度)	1	3,229	RC2 階 屋内温室プール(25m・幼児等)	H2
	弓 道 場 (H17～指定管理者制度)	1	1,599 (敷地面積)	鉄骨造平屋建 射場 5 人立・会議室等	H17
	郷 土 博 物 館	1	1,837	RC3 階 資料約 16 万点	S60
	教 育 相 談 室	1	389	LGS1 階 相談室・多目的室・プレイルーム等	H10
福 祉 施 設	中 央 児 童 館	1	512	RC2 階 プラネタ室（46 席）・35cm 天体望遠鏡等	S57
	西 児 童 館	1	799	RC3 階 ビデオコーナー・プレイルーム等	H4
	東 児 童 館	1	1,707	RC3 階地下 1 階 体育室・アスレチック遊具等	H10
	学童クラブ	12	-	奈賀、東、松林、小作台、武蔵野、武蔵野第二、富士見、富士見第二、栄、栄第二、小作台第二、西学童クラブ	-

施設		数	延床面積 (m ²)	規模等	開設 年度
	高齢者在宅サービスセンターいこいの里	1	1,660	RC2階 高齢者デイサービスセンター・老人福祉センター(A型)併設施設	H4
	福祉センター	1	3,126	RC2階地下1階 障害者生活介護事業「さくら」・障害者就労継続支援B型事業「いちよう」・地域活動支援センターI型事業「あおば」等	H11
保健施設	保健センター	1	1,497	RC2階 予診・健診・歯科健診室・栄養指導室・保健指導室・相談室・研修室	H11
	平日夜間急患センター	1	202	RC2階 内科・小児科	S62
	コミュニティセンター	1	2,844	RC3階地下1階 ホール180席・老人福祉センター併設	S60
	産業福祉センター	1	1,050	RC2階 電腦寺子屋・電腦会議室・iホール等	H12
	農産物直売所(H17～指定管理者制度)	1	330	鉄骨造平屋建 売場・事務所・倉庫等	H13
	リサイクルセンター	1	2,990	管理棟S2階 施設棟S2階 ストックヤード 処理能力30t/5h	H8
	富士見斎場	1	613	RC1階 200人収容	S53
	富士見霊園	1	13,870 (敷地面積)	区画墓地(第1～3霊園) 合葬式墓地(納骨壇・合葬室)	S47
	動物公園(H20～指定管理者制度)	1	42,691 (敷地面積)	哺乳類26種・鳥類31種・爬虫類9種・両生類1種・魚類等5種・無脊椎1種(73種、548点)	S53
	水道事務所	1	1,730	RC3階地下1階 第1配水場配水塔併設	H4
	高度浄水施設	1	681	RC2階 膜ろ過棟・膜ろ過施設併設	H15

8. 羽村のまちづくりの変遷

【昭和30年～40年代】

- ・ 昭和31年10月1日 町制施行(人口10,104人、1,886世帯)
西多摩村から羽村町となる。
- ・ 首都圏整備法に基づく市街地開発区域の指定を受け、都市基盤の整備が進められた。
工場誘致・土地区画整理事業等を推進し、農村から都市へと発展した。
- ・ 職住近接のまちづくり

公共施設の整備

- ・ 富士見霊園(昭和47年度)
- ・ 水上公園(昭和47年度)
- ・ 図書館(昭和48年度)
- ・ 公民館(昭和49年度)

【昭和 50 年～60 年代】

- ・ 第一次長期総合計画（昭和 50～60 年度）の推進
- ・ 第二次長期総合計画（昭和 61～平成 3 年度）の推進
- ・ 急激な人口増加に対応した教育施設整備（松林小学校・小作台小学校・武蔵野小学校・羽村第三中学校の開校）の推進

コミュニティの醸成と青少年健全育成の推進

- ・ 青少年健全育成の町宣言（昭和 58 年 2 月 13 日）
- ・ 花いっぱい運動（昭和 58 年度）

公共施設の整備

- ・ 富士見斎場（昭和 53 年度）
- ・ 動物公園（昭和 53 年度）
- ・ 羽村町役場庁舎移転（昭和 53 年度）
- ・ スポーツセンター（昭和 56 年度）
- ・ 中央児童館（昭和 57 年度）
- ・ 保健センター（昭和 57 年度）
- ・ コミュニティセンター（昭和 60 年度）
- ・ 郷土博物館（昭和 60 年度）
- ・ 富士見学童クラブ（昭和 61 年度）
- ・ 平日夜間急患センター（昭和 62 年度）
- ・ 栄学童クラブ（昭和 62 年度）
- ・ 東学童クラブ（昭和 63 年度）

【平成元年～10 年代】

市制施行と長期総合計画によるまちづくり

- ・ 美しいまちづくり基本条例の制定（平成 2 年 4 月 1 日施行）
- ・ 平成 3 年 11 月 1 日 市制施行（人口 53,381 人、19,386 世帯）
羽村町から羽村市となる。
市民憲章の制定（平成 3 年 11 月 1 日）
市の歌の制定（平成 3 年 11 月 1 日）
- ・ 第三次長期総合計画（平成 4～13 年度）によるまちづくりの推進
市の将来像「人と自然にやさしく 活力あふれるまち はむら」
- ・ 第 1 次羽村市女性行動計画（平成 5～14 年度）の推進
- ・ 平和都市宣言（平成 7 年 8 月 10 日制定）
- ・ 男女共同参画都市宣言（平成 9 年 11 月 1 日制定）
- ・ 羽村市環境基本計画（平成 13～24 年度：平成 18 年度改訂）の推進
- ・ 羽村市環境基本条例の制定（平成 14 年 4 月 1 日施行）

- ・第四次長期総合計画（平成 14～23 年度）によるまちづくりの推進
市の将来像「～ひとに心 まちに風～ いきいき生活・しあわせ実感都市 はむら」
- ・はむら男女共同参画推進プラン（平成 14～18 年度）の推進
- ・はむら男女共同参画推進プラン後期実施計画（平成 19～23 年度）の推進
- ・羽村市男女共同参画推進条例の制定（平成 19 年 4 月 1 日施行）

公共施設の整備

- ・羽村市自然休暇村（平成元年度）
- ・スイミングセンター（平成 2 年度）
- ・西児童館（平成 4 年度）
- ・高齢者在宅サービスセンターいこいの里（平成 4 年度）
- ・天竺運動公園（平成 4 年度）
- ・水道事務所及び配水塔（平成 4 年度）
- ・市役所庁舎東棟（平成 5 年度）
- ・羽村第二中学校講堂（平成 5 年度）
- ・市営住宅富士見平高齢者住宅（平成 6 年度）
- ・リサイクルセンター（平成 8 年度）
- ・水上公園リニューアル（平成 8 年度）
- ・浄水場及び工業用水道配水場（平成 8 年度）
- ・川崎公園（平成 8 年度）
- ・小作駅東口ペDESTリアンデッキ（平成 9 年度）
- ・教育相談室及び学校適応指導教室（平成 10 年度）
- ・東児童館（平成 10 年度）
- ・保健センター移転（平成 11 年度）
- ・福祉センター（平成 11 年度）
- ・踊子草公園（平成 11 年度）
- ・小作台第二学童クラブ（平成 11 年度）
- ・図書館移転（平成 12 年度）
- ・産業福祉センター（平成 12 年度）
- ・富士見学童クラブ増築（現富士見第二学童クラブ）（平成 12 年度）
- ・松林学童クラブ（平成 13 年度）
- ・農産物直売所（平成 13 年度）
- ・動物公園サバンナ園（平成 15 年度）
- ・高度浄水施設（平成 15 年度）
- ・動物公園スタディホール（平成 16 年度）
- ・弓道場（平成 17 年度）
- ・生涯学習センターゆとろぎ（平成 18 年度）

- ・西学童クラブ（平成 18 年度）
- ・羽村駅西口土地区画整理事務所（平成 19 年度）
- ・羽村駅西口駅舎（平成 19 年度）

生涯学習の推進

- ・第 1 次生涯学習推進基本計画の推進
- ・第 2 次生涯学習推進基本計画の推進
- ・第 3 次生涯学習推進基本計画（平成 15～24 年度）の推進

行財政改革の取組み

- ・行財政緊急対策（平成 6～7 年度）の推進
- ・第二次行政改革大綱（平成 8～13 年度）の推進
- ・第三次行政改革大綱（平成 14～16 年度）の推進
- ・行政評価の導入（平成 14 年度）
- ・行財政改革推進プラン（平成 17～23 年度）の推進

【平成 20 年～30 年代】

- ・基本構想の議決に関する条例の制定（平成 23 年 10 月 17 日施行）
- ・第五次長期総合計画（平成 24～33 年度）によるまちづくりの推進
市の将来像「ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら」
- ・羽村市男女共同参画基本計画（平成 24～28 年度）の推進
- ・第 68 回国民体育大会（東京多摩国体）の開催（平成 25 年度）
- ・羽村市環境とみどりの基本計画（平成 26～35 年度）による環境・みどり・生物多様性の包括的推進
- ・第 4 次羽村市男女共同参画基本計画（平成 29～33 年度）の推進
- ・第一次産業振興計画（平成 28～33 年度）の推進
- ・スマートな交通システム（平成 23 年度～）及び AZEMS（エイゼムス）プロジェクト平成 29 年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞（平成 29 年度）

公共施設の整備

- ・小作駅東口市民パトロールセンター（平成 22 年度）
- ・羽村駅西口市民パトロールセンター（平成 23 年度）
- ・栄第二学童クラブ（平成 23 年度）
- ・富士見霊園拡張（平成 25 年度）
- ・武蔵野第二学童クラブ（平成 28 年度）
- ・羽村市公共施設等総合管理計画の策定（平成 28 年度）
- ・動物公園管理事務所・エントランス・外柵のリニューアル（平成 30 年度）

生涯学習の推進

- ・第三次羽村市生涯学習推進基本計画（改訂版）（平成 20～23 年度）の推進

- ・羽村市生涯学習基本計画（平成 24～33 年度）の推進

行財政改革の取組み

- ・第 1 次緊急経済財政対策の策定（平成 21 年度）
- ・羽村市版事業仕分け「公開型事務事業外部評価」の導入（平成 22 年度）
- ・第 2 次緊急経済財政対策の策定（平成 22 年度）
- ・行財政改革基本計画（平成 24～28 年度）の推進
- ・公の施設指定管理者制度導入及び運用指針の策定（平成 26 年度）
- ・経営管理システムの導入（平成 27 年度）
- ・第六次羽村市行財政改革基本計画（平成 29～33 年度）の推進
- ・クラウドファンディングの実施（平成 30 年度～）

市民の安全安心のための行政運営（東日本大震災の対応含む）

- ・東日本大震災被災者への義援金の受付及び送金（平成 22 年度）
- ・東日本大震災被災地支援として、人的派遣及び物資搬送の実施（平成 22 年度）
- ・東日本大震災の影響による計画停電への対応（平成 22 年度）
- ・はむらサポートカード制度の導入による市内避難者への支援（平成 23 年度）
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用（平成 23 年度）
- ・防災マップ（災害ハザードマップ）の作成（平成 24 年度）
- ・市内事業者との応援協定の締結（市内事業者との連携強化）（平成 24 年度～）
- ・緊急速報メールの導入（平成 24 年度）
- ・防災行政無線の改修（増設 12 箇所、移設 3 箇所、改修等 38 箇所）（平成 24 年度）
- ・教育施設等への P H S 電話機の配備（平成 24 年度）
- ・官民共同によるソーラー標識街灯の設置（平成 24 年度）
- ・スポーツセンター耐震改修工事（平成 24 年度）
- ・災害時マンホールトイレシステムの整備（平成 24 年度～）
- ・地方自治体との災害時相互応援協定の締結（平成 24 年度）
- ・災害時要援護者対策の強化（平成 24 年度～）
- ・避難所への災害用特設公衆電話回線の敷設（平成 25 年度）
- ・市役所庁舎耐震改修等工事（平成 25～26 年度）
- ・市内小中学校体育館の耐震化工事（平成 26～28 年度）
- ・防災週間の実施（平成 26 年度～）
- ・庁舎への太陽光発電・蓄電池及び電気自動車用急速充電設備の設置、電気自動車の導入（平成 27 年度）
- ・羽村堰下橋、堂橋、羽村橋における耐震補強等工事の施工（平成 28・29 年度）
- ・避難所となる栄小・羽村東小・羽村第二中学校への太陽光発電及び蓄電池設備の施行（平成 28 年度）
- ・避難行動要支援者制度の実施、推進（平成 28 年度）

- ・水道管路耐震化更新計画の策定（平成 28 年度）
- ・羽村市業務継続計画（地震編）の策定（平成 29 年度）
- ・被災者生活再建支援システム（共用利用版）の導入（平成 30 年度）
- ・計測震度計システムの更新（平成 30 年度）
- ・小中学校防犯カメラの更新（平成 28～30 年度）
- ・防災行政無線（固定局）デジタル化整備（平成 30～令和元年度）

【令和元年～】

- ・キルギス共和国を相手国としたホストタウン登録（令和元年度）
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業（平成 25 年度（招致決定後）～令和 3 年度）
- ・第六次長期総合計画（令和 4～13 年度）によるまちづくりの推進
私たちのまち“はむら”の将来像
「まちに広がる笑顔と活気 もっと！くらしやすいまち はむら」
- ・第 5 次羽村市男女共同参画基本計画（令和 4～8 年度）の推進
- ・第二次産業振興計画（令和 4～8 年度）の推進
- ・羽村市一般廃棄物処理基本計画（令和 4～18 年度）の推進
- ・羽村駅西口土地区画整理事業に関する検証会議の開催（令和 4 年度）
- ・羽村市 D X 推進基本方針に基づく施策の推進（令和 5～8 年度）

公共施設の整備

- ・羽村第二中学校体育館用冷暖房機の設置（令和元年度）
- ・気象観測装置の導入（令和元年度）
- ・羽村駅自由通路拡幅等整備（平成 28～令和元年度）
- ・グリーントリム公園の整備（平成 29～令和 2 年度）
- ・小作駅東口公衆喫煙所の整備（令和元年度）
- ・羽村駅東口及び小作駅西口公衆喫煙所の整備（令和 2 年度）
- ・羽村第一中学校体育館用冷暖房機の設置（令和 2 年度）
- ・羽村第三中学校体育館用冷暖房機の設置（令和 2 年度）
- ・小中学校の全生徒へタブレット端末の導入及び校内ネットワークシステムの整備（令和 2 年度）
- ・スイミングセンターでの日野自動車(株)羽村工場の廃熱活用実証実験（コージェネ大賞 2021 受賞）（令和元年度～）

生涯学習の推進

- ・第二次生涯学習基本計画（令和 4～13 年度）の推進

行財政改革の取組み

- ・ネーミングライツの実施（令和 4 年度～）

- ・ 公共施設マネジメントの推進（令和４年度～）
- ・ 自治体運営の方針の推進（令和４年度～）

市民の安全安心のための行政運営（東日本大震災の対応含む）

- ・ 防災行政無線（固定局）デジタル無線の運用（令和元年度～）
- ・ 聴覚障害のある方や、高齢者への防災行政無線個別受信機（文字表示装置）の無償貸出し（令和３年度～）
- ・ アプリ「Yahoo!防災速報」による防災情報の配信（令和３年度～）
- ・ 地域防災計画の策定（令和４年修正）（令和３年度）
- ・ 国土強靱化地域計画の策定（令和３年度）

第2章

横田基地の概要

1. 概要

横田基地は、福生市・瑞穂町・武蔵村山市・羽村市・立川市・昭島市（提供面積順）の5市1町にまたがる国内最大の米空軍基地であるとともに、在日米軍司令部及び第5空軍司令部が所在する極東における米軍の主要基地でもある。また、現在は「再編実施のための日米ロードマップ」に基づき、航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の府中基地からの移転も行われ、平成24年3月には、正式に航空自衛隊横田基地の運用が始まり、共同統合運用調整所が設置されるなど、米軍の輸送中継基地から、日本の防空及びミサイル防衛の機能を持つ日米が共同で使用する基地へと態様を変えている。

「滑走路を中心に南西側（福生市区域側）が管理地区であり、東側（武蔵村山市区域側）及び北西側（羽村市区域側）に住宅地を有する。ゲートは、羽村市域内にメインゲート（12ゲート）、ウエストゲート（第15ゲート）、福生市域内にフッサゲート（第2ゲート）、サプライゲート（第5ゲート）、サウスゲート（第18ゲート）、武蔵村山市域内にイーストゲート（第17ゲート）が設置されている。

横田基地は、昭和15年に旧日本陸軍立川飛行場の付属施設となる多摩陸軍飛行場として設置され、終戦により昭和20年9月に米軍に接收された。接收後、大規模な滑走路工事が行われ、翌21年8月15日には、厚木から第3爆撃飛行大隊が進駐した。

この日をもって正式に基地が開設され、現在の武蔵村山市の字名から「横田飛行場（基地）」と呼ばれるようになった。

朝鮮戦争（昭和25年～28年）や、軍用機のジェット化及び大型化に伴い、基地は大幅に拡張され、昭和37年までには3,350mの滑走路を完備した大規模飛行場となった。

昭和46年5月には戦闘部隊が沖縄に移駐したため、兵站基地としての性格が強くなり、さらにベトナム戦争の激化に伴って、輸送基地としての重要性を増し、これを期に第6100基地管理連隊が発足、昭和51年11月には第475基地管理連隊と改称され、現在の第374空輸航空団の母体となった。

昭和48年1月に行われた日米安全保障協議委員会において、関東平野にある米軍施設を横田基地に整理統合する「関東空軍施設整理統合計画（KPCP）」が決定した。この計画に対して、東京都及び基地周辺市町では、横田基地の機能強化と恒久使用をもたらすものとして国に抗議を行った。同年6月にはミドルマーカー（中間電波誘導信号所）が設置され、C-5ギャラクシーなどによる輸送活動が活発となり、周辺住民は航空機騒音に悩まされることになった。

そして、昭和48年から昭和53年にかけて住宅をはじめ、在日米軍司令部、病院、倉庫等が建設されるとともに、昭和49年11月7日には、府中空軍施設から移駐してきた「在日米軍司令部」と「第5空軍司令部」が置かれることになり、昭和50年9月には、C-130

ハーキュリーズを配備した第 345 戦術空輸部隊が移駐し、漸減していた航空機の離発着が再び増加した。

また、横田基地に隣接する国道 16 号線の拡幅のために、基地の一部返還等が行われ、関連施設の移設工事や、日本側の経費負担による在日米軍施設の整備が行われ、家族住宅やごみ処理施設、さらに、平成 12 年 11 月 16 日には、日米合同委員会において滑走路の全面改修を行うことが合意され、平成 13 年 3 月から平成 14 年 6 月までに、新滑走路が建設されるなど、施設面でも基地機能の強化が図られた。

羽村市内では、平成 13 年 9 月に、米軍機 C-17 の機体の一部が市内の工場に落下し、屋根を貫通する事故が起きたほか、直近の平成 30 年 4 月には、羽村市立羽村第三中学校のテニスコートに米軍のパラシュートの一部が落下する事故が起きた。幸い人的な被害はなかったものの、ひとつ間違えれば大変な事故につながるものが懸念される。

平成 13 年 9 月 11 日の米国における同時多発テロ以降、横田基地では厳重な警戒態勢が敷かれ、平成 14 年 5 月より 11 月まで、ほぼ毎月の割合で基地訓練が行われた。これはテロの脅威に立ち向かうために欠くことのできない訓練と説明されていたが、ジャイアントボイス（拡声器）による大音響のサイレン音等により、基地周辺の住民に迷惑と不安を与えるなど、大きな問題となった。

近年の航空機騒音については、常駐機として配備されていた C-9 ナイチンゲール医療空輸機 4 機が平成 15 年 9 月に退役したこともあり、騒音測定結果からは飛行回数、騒音量ともに減少傾向がみられ、これらの事情を背景として平成 17 年 10 月 20 日、20 年ぶりに国の住宅防音工事対象区域である第 1 種区域の一部指定区域等の見直しが告示され、この一部について指定区域の解除告示が行われた。

一方、平成 17 年 10 月 29 日、日米安全保障協議委員会（2+2）による在日米軍再編に係る中間報告、そして平成 18 年 5 月 1 日には「再編実施のための日米のロードマップ」の最終合意がなされ、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に向けた計画が示された。

横田基地及び横田空域に関しては、「航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊を横田飛行場へ移転すること」、「横田空域の一部については、2008 年（平成 20 年）9 月までに管制業務を日本に返還し、在日米軍と日本の管制官を併置すること」、「横田基地のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し 12 か月以内に終了させること」等が明記された。

その後、平成 23 年 3 月末から航空総隊司令部等の一部の要員の移転と業務の一部が開始され、平成 23 年 6 月末までに航空総隊司令部庁舎の建設工事が完了し、平成 23 年 11 月 14 日から第 5 ゲートの運用が開始されるとともに、平成 24 年 3 月 26 日には、正式に航空自衛隊横田基地の運用が開始された。また、平成 19 年 5 月に横田ラブコン施設に航空自衛隊の管制官が配置され、平成 20 年 9 月には、横田空域の一部の管制業務が日本に返還されたほか、平成 18 年 10 月から軍民共用化に関するスタディグループによる検討が行われてきたが、現在まで合意に至っていない。

こうした流れの中で、現在の横田基地は、航空自衛隊航空総隊司令部と在日米軍第5空軍司令部の併置により、日米共同統合運用調整所が設置され、日米相互の司令部組織間の連携や相互運用性（インターオペラビリティ）の向上が図られており、従来の米軍の司令部機能と輸送中継機能を有する基地から、日本の防空及びミサイル防衛の機能を併せ持つ日米が共同で使用する最重要施設へと態様も変化している。

また、平成22年以降から頻繁に人員降下訓練が実施されるようになったほか、MV-22 オスプレイの横田基地への飛来などにより基地の運用が活発化してきている。平成30年10月には、CV-22 オスプレイが横田基地に正式配備され、それに伴う施設の整備が実施されるなど、横田基地の態様は様々に変化してきている。

2. 変遷

昭和	15年	4月	旧陸軍飛行第5連隊（立川）附属多摩飛行場として設置
昭和	15年	4月	陸軍航空整備学校、陸軍航空審査部、陸軍航空発動機試験所、陸軍航空気象部を設置
昭和	20年	8月	終戦
昭和	20年	9月	米軍（第一騎兵師団一個中隊）が進駐し、旧陸軍の施設を接收。続いて米軍第2航空輸送団が進駐
昭和	21年	8月	第3爆撃飛行大隊が進駐し、正式に横田基地が開設
昭和	22年	5月	日本国憲法施行
昭和	24年	7月	米軍第41航空師団第6102航空管理部隊が進駐し、第41航空師団第441戦闘支援部隊、第609偵察中隊等が配備された
昭和	25年	5月	第3爆撃飛行大隊がジョンソン基地に移動
昭和	25年	6月	朝鮮戦争を契機にB-29を主力とする第92、98爆撃隊、第35戦闘機連隊が駐留し、ジェット機が配備され、これに伴い騒音が激化
昭和	25年	9月	サンフランシスコ平和条約調印
昭和	25年	9月	日米安全保障条約調印（昭和27年4月発効）
昭和	27年	4月	安保条約の成立に基づき、国は横田基地を米国に提供
昭和	28年	7月	朝鮮戦争休戦協定調印
昭和	28年	7月	日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行
昭和	29年	5月	国が米国の横田基地拡張計画を承認
昭和	30年	5月	東京調達局が立川基地滑走路拡張計画を発表
昭和	30年	5月	同計画に反対する砂川闘争（43年延長計画中止）
昭和	30年	5月	第35戦闘機連隊の下に第40迎撃戦闘中隊を配備（F-86）
昭和	31年	7月	羽村町と国で横田基地の拡張に伴う「覚書」に調印

昭和	31年	8月	羽村町との覚書により、滑走路拡張用地約376,000㎡を買収して提供し、さらにその隣地75,900㎡を借上げ、航空障害物制限区域を設定
昭和	32年	7月	極東航空軍（FEAF）が太平洋航空軍（PACAF）に改編
昭和	32年	10月	第35戦闘機連隊が解散
昭和	33年	3月	国道16号線及び八高線の移設
昭和	35年	-	滑走路北側に約69,000㎡、南側に約35,000㎡の障害物制限区域を設定
昭和	35年	-	滑走路を3,350mに延長補強し、オーバーランを滑走路両側に各々約300m設置
昭和	35年	6月	国は新安保条約及び地位協定に基づき、横田基地を米軍に提供することを継続
昭和	35年	11月	ジョンソン基地の滑走路施設返還により、第41航空師団及び第3爆撃連隊がB-57爆撃機やF-102迎撃戦闘機を伴い移駐
昭和	36年	2月	昭島市、福生市、村山町、砂川町、瑞穂町が「横田基地爆音対策協議会」を結成
昭和	37年	1月	滑走路両側に接近灯（アプローチ・ライト）を設置
昭和	37年	1月	渉外関係主要都道府県知事連絡協議会が設置
昭和	37年	11月	防衛施設庁及び東京防衛施設局発足
昭和	38年	5月	横田基地所属のB-57爆撃機が埼玉県入間郡毛呂山町の毛呂山病院に墜落（死者1人、重傷3人、軽傷29人、家屋全焼2棟、半焼1棟）
昭和	38年	12月	在日米軍の配置調整（縮小）について日米共同発表
昭和	39年	4月	第3爆撃連隊が米本国へ引揚げ
昭和	39年	4月	日米合同委員会において「横田飛行場の騒音軽減に関する勧告」が決定
昭和	39年	5月	第8戦闘爆撃師団の第35・36及び第80戦術戦闘機中隊が板付空軍基地からF-105DとKC-135を伴って移駐し、第41航空師団の所属となった。また、第40迎撃戦闘中隊は、米本国に引揚げ
昭和	39年	9月	ジェットエンジンテスト用消音装置を5基設置
昭和	40年	2月	ベトナム戦争で米軍北爆開始
昭和	40年	4月	第6441戦術戦闘航空団が編成され、第35・36及び第80戦術戦闘機中隊、第6091偵察飛行隊が傘下入り
昭和	40年	7月	C-141スターリフター初飛来
昭和	40年	7月	防衛施設周辺の整備に関する法律公布（昭和49年6月廃止）
昭和	41年	11月	第6441戦術戦闘航空団が解散し、傘下の部隊は第41航空師団の所属に戻る
昭和	42年	2月	横田基地の南側の昭島市及び福生市において、井戸に油が流入して

			いる事故が発生
昭和	42年	3月	防衛施設周辺の整備等に関する法律に基づく特定防衛施設指定
昭和	43年	1月	第41航空師団が解散し、第347戦術戦闘機連隊が編成され、F-4ファントムが配備
昭和	44年	4月	防衛施設周辺の整備等に関する法律に基づく指定区域及び除外区域告示
昭和	44年	12月	立川基地の航空機運行停止に伴い、第36航空救難救助中隊が移駐
昭和	45年	6月	日米安保条約を自動継続
昭和	45年	7月	超大型輸送機C-5Aギャラクシー初飛来
昭和	45年	10月	ベトナム戦争で米軍北爆停止を声明
昭和	45年	12月	第12回安全保障協議委員会において、在日米軍部隊の配置変更に伴う施設の整理統合を協議。横田飛行場所属F-4ファントムの沖縄移駐、偵察部隊の米本国移駐が決定
昭和	46年	5月	F-4ファントム戦闘爆撃機群が沖縄・米本国に移駐し、第347戦術戦闘機連隊は、沖縄の嘉手納基地第18戦術戦闘機隊に編入。第6100基地管理連隊が発足
昭和	46年	8月	10月に返還される羽村学校地区の代替施設を建設
昭和	46年	11月	第6100基地管理連隊は、第475基地管理連隊と改称し、更に米空軍横田基地在日管理司令部（第475航空団、475th Air wing）と呼称することとなり、所沢、大和田通信施設等の米空軍施設を管理
昭和	47年	1月	関東地区の米軍施設を3年間で横田基地に整理統合することがロジャース米国务長官との間で合意
昭和	47年	2月	横田基地北側地域約76,600㎡を追加提供
昭和	47年	3月	ミドルマーカー用地437.50㎡、電力線地域259㎡及び電波障害クリアランス地域16,488㎡の計16,747㎡を追加提供
昭和	47年	4月	米、北爆再開
昭和	47年	5月	沖縄返還
昭和	47年	9月	東京都は、基地内の所有地の明け渡しを求める訴訟を提起（昭和54年10月取り下げ）
昭和	48年	1月	第14回日米安全保障協議委員会において関東平野地区における空軍施設の大部分を横田基地に整理統合する関東空軍施設整理統合計画（KPCP）が決定ベトナム和平協定調印（1月28日発効）
昭和	48年	4月	関東空軍施設整理統合計画開始
昭和	48年	8月	武蔵村山市道43号線拡幅用地として土地の一部（227㎡）が返還
昭和	49年	6月	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行
昭和	49年	11月	在日米軍司令部及び第5空軍司令部が、府中空軍施設から移転

昭和	49年	12月	政府は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、横田飛行場を特定防衛施設に指定
昭和	50年	3月	ベトナム戦争終結
昭和	50年	9月	第345戦術空輸部隊が移駐（C-130Eハーキュリーズ16機）
昭和	51年	1月	基地と東京消防庁との間で「消防相互応援協定」を締結
昭和	51年	4月	基地周辺の住民の一部（第一次41人）は、国を相手どり夜間飛行の差止め及び騒音被害に対する損害賠償請求（第1次公害訴訟）を東京地裁八王子支部へ提訴
昭和	51年	6月	米韓合同軍事演習（チームスピリット）開始
昭和	52年	11月	立川基地全面返還
昭和	52年	11月	基地周辺の住民の一部（第二次112人）は、国を相手どり夜間飛行の差止め及び騒音被害に対する損害賠償請求（第1次公害訴訟）を東京地裁八王子支部へ提訴
昭和	52年	11月	都道2・1・5号線用地としてアプローチライト部分351㎡が返還
昭和	53年	3月	東住宅地区沿いの立川市道1068号線用地として145㎡が返還
昭和	53年	9月	防衛施設庁が、航空機事故による被害が発生した場合の連絡調整体制整備、現地関係機関連絡協議会の整備について通達（昭和56年2月東京都関係連絡会議発足）
昭和	54年	3月	関東空軍施設整理統合計画終了
昭和	54年	8月	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条、第5条により、第1種区域（WECPNL85以上）、第2種区域（WECPNL90以上）が指定
昭和	55年	1月	横田基地常駐機UH-1Pに代わり、UH-1Nが配備
昭和	55年	8月	熊川交差点拡幅用地として南側アプローチ用地742㎡が返還
昭和	55年	9月	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条の規定により、第1種区域（WECPNL80以上）が追加指定
昭和	56年	2月	航空機事故等連絡調整体制の整備について、東京都関係連絡会議発足
昭和	56年	7月	東京地裁八王子支部は、横田基地騒音公害訴訟において、国に対して原告114人に、過去分の慰謝料の一部の支払いを命ずる判決を出したが、飛行差し止めについては却下
昭和	56年	7月	国、原告とも判決を不服として、東京高裁に控訴
昭和	56年	8月	法務省入国管理局横田出張所庁舎用地として747㎡が返還
昭和	57年	6月	国道16号拡幅に伴い、横断歩道橋用地23㎡が返還
昭和	57年	7月	米軍機の夜間飛行の禁止、騒音被害に対する損害賠償を求める第3次訴訟が、第1次・第2次訴訟団の家族605人から東京地裁八王子支部に提訴

昭和	58年	1月	米空母ミッドウエーの艦載機E-2Bによる着陸訓練が開始
昭和	58年	5月	横田基地周辺市町基地対策連絡会の設立（立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村町、瑞穂町）
昭和	59年	3月	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条の規定により、第1種区域（WECPNL75以上）が追加指定（市内川崎地区の一部等が対象）
昭和	60年	1月	横田基地常駐機T-39に代わって、リアジェットC-21A 2機が配備
昭和	60年	9月	国道16号拡幅に伴う用地約39,000㎡が返還
昭和	62年	7月	東京高裁による横田基地騒音公害訴訟控訴審判決。損害賠償額は増額されたが、夜間飛行差し止めは却下。国、原告が上告
昭和	63年	4月	国道16号線拡幅工事（幅員21m）が完了
昭和	63年	7月	フィリピンの米空軍クラーク基地からの後方支援部隊（第600空軍音楽隊、第1837電子機器設置部隊第1派遣隊、太平洋通信師団分遣隊A班、第9航空医療救難飛行隊、第20航空医療空輸隊）の移駐計画発表。移駐開始
平成	元年	3月	東京地裁八王子支部において第3次横田基地騒音公害訴訟の一審判決。夜間飛行差し止め請求は却下。過去の損害賠償請求の一部承認。国、原告双方とも上記を不服とし、控訴
平成	元年	9月	フィリピンクラーク基地から後方支援部隊の5部隊の移駐が完了し、軍人と家族、3機のC-9が移駐。クラーク基地からの移駐部隊に、第21戦術空輸飛行中隊を追加
平成	元年	12月	C-130関係部隊の移駐完了。軍人と家族、4機のC-130が移駐。また、第374戦術空輸航空団が横田へ配属となり、第316戦術空輸群司令部は解散し、C-130関係部隊は第345戦術空輸飛行隊と第21戦術空輸飛行隊となった
平成	元年	12月	湾岸戦争勃発。輸送機が中東に出動し、離着陸回数減少
平成	3年	2月	東京都知事が米軍当局と政府関係機関に対し、米空母艦載機の飛行訓練中止を要請
平成	3年	9月	空母ミッドウエー退役に伴い、米海軍横須賀基地に米空母インディペンデンス配備
平成	4年	4月	第475航空団と第374戦術空輸団が合併し、太平洋空軍指揮下の約4,500人規模の第374空輸航空団として再編
平成	4年	6月	羽田空港拡張に対応するため横田空域（関東西部から新潟、静岡両県にまたがる高度6,900m以下の空間）のうち、空域全体の10%（日野市から三浦半島にかけての南側一部）が返還
平成	4年	7月	引込線部分約16㎡が返還

平成	5年	2月	第1・2次横田基地騒音公害訴訟判決（夜間飛行差し止め棄却）
平成	5年	5月	第3次横田基地騒音公害訴訟判決（夜間飛行差し止め却下）損害賠償額が確定
平成	5年	5月	横田基地内の羽村市行政区域内で、第2次世界大戦中で使用されたとみられる不発弾（250kg）が発見
平成	5年	7月	陸上自衛隊により不発弾処理
平成	5年	10月	横田基地内において、貯油タンク内の航空機燃料68kl【18,000ガロン】（ドラム缶約340本分）が漏出したことが判明。周辺市町は国に対して、通報の遅れに対する抗議と原因究明及び適切な処理について要請。東京都衛生局は11月から3月にかけて地下水水質検査を実施
平成	5年	11月	第3次横田基地騒音公害訴訟控訴審で、東京高裁は夜間飛行の差し止め、国と原告及び関係機関との協議の場の設置、賠償金等を盛り込んだ和解案を提示
平成	5年	11月	日米合同委員会で、22時から明朝6時までの飛行制限が合意
平成	5年	12月	周辺市町は、第3次横田基地騒音公害訴訟控訴審で東京高裁が示した和解案を提示し、これを受け入れるよう国に要請
平成	6年	2月	第3次横田基地騒音公害訴訟に関する和解協議打ち切り
平成	6年	3月	第3次横田基地騒音公害訴訟東京高裁判決が3月30日に出され、過去の被害に対する損害賠償請求は一部認められたが、夜間の飛行差し止めは棄却。原告、被告ともに上告断念
平成	6年	11月	横田基地飛行差し止め訴訟団発足
平成	6年	12月	横田基地飛行差し止め訴訟団東京地裁八王子支部に提訴。夜間飛行差し止め等請求
平成	7年	3月	在日米軍による防空演習（Air Defense Exercise, 95）実施
平成	7年	10月	横田基地内航空機燃料除去作業開始
平成	8年	2月	新横田基地公害訴訟団結成
平成	8年	4月	新横田基地公害訴訟団東京地裁八王子支部へ提訴。原告過去最高3,138人。初めて米国も相手取る
平成	8年	4月	米軍機（C-130）砂袋を横田基地外緩衝地に誤投下
平成	8年	5月	米軍機（C-141）着陸時ブレーキ故障により発煙
平成	8年	5月	青島東京都知事が横田基地視察。5市1町首長と意見交換。連絡会に東京都の参画合意
平成	8年	11月	横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会設立
平成	8年	12月	新横田基地公害訴訟において米側応訴拒否、外務省、最高裁を経て原告団に伝えられる
平成	9年	2月	新横田基地公害訴訟団、東京地裁八王子支部へ二次提訴

平成	9年	2月	横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会 防衛施設庁関係機関へ総合要請実施。要望書提出
平成	9年	3月	新横田基地公害訴訟却下「外国に裁判権及ばぬ」
平成	9年	5月	横田基地常駐C-130輸送機7機を、平成9年10月以降、米本土（アラスカ州エルメンドルフ空軍基地）移駐を発表
平成	9年	6月	沖縄海兵隊実弾砲撃演習の分散実施に伴う民間チャーター機（日本民間機）が横田基地を離着陸
平成	10年	5月	航空自衛隊百里基地所属のF-15戦闘機が、横田基地でのアトラクション飛行のため、青梅市上空において低空での待機旋回を行い、苦情が相次ぐ
平成	10年	7月	貨物燃料タンクから貯蔵ポンプ室内へ降雨空燃料を移す際、漏出事故発生。（ゴムパイプ（直径10mm）の劣化により、190ℓが漏出）
平成	10年	8月	空母キティホークが、空母インディペンデンスに代わり、米海軍横須賀基地に配備
平成	10年	10月	横田基地所属C-9が訓練飛行中エンジン火災によりエンジンカバーを紛失
平成	10年	12月	横田基地所属米兵2人による民間人への傷害事件が福生市内で発生。米兵は逮捕
平成	11年	4月	横田基地の返還・軍民共用を公約に掲げた石原慎太郎氏が東京都知事に就任
平成	11年	5月	横田基地所属C-130が、訓練中に砂袋を町田市内の民家に誤投下する事故発生
平成	11年	6月	石原東京都知事、基地と瑞穂・昭島の騒音測定現場を視察
平成	11年	6月	東京都が基地返還までの対策として、横田基地の民間機就航を国に要請
平成	11年	6月	横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会の臨時会
平成	11年	10月	東京都が民間航空機の就航を想定した『横田基地に関する調査・概況調査報告書』を作成
平成	11年	11月	「横田基地の民間利用を考える会」を開催（14年1月まで4回開催）
平成	12年	9月	空母キティホーク艦載機による着陸訓練（NLP）
平成	13年	3月	滑走路改修工事を開始
平成	13年	9月	米軍機C-17から部品が落下し、羽村市内工場の屋根を破損する事故発生（人的被害なし）。羽村市が再発防止について国、在日米軍に抗議
平成	13年	9月	米同時多発テロ発生。横田基地が警戒態勢
平成	13年	9月	東京都が総合防災訓練の会場として横田基地を使用

平成	14年	4月	新横田基地公害訴訟、上告棄却（米政府に裁判権及ばない）
平成	14年	5月	5月から11月まではほぼ毎月訓練（ビバリーモーニング）が実施される。この際、ジャイアントボイス（拡声器）の大音響のサイレン音等により、基地周辺自治体に大きな影響を及ぼし、多くの市民に迷惑と不安を与えた
平成	14年	5月	新横田基地公害訴訟、東京地裁八王子支部で判決。米軍機飛行差し止め棄却、過去の騒音被害損害の一部賠償命令、将来の騒音被害損害賠償は却下、対米国政府訴訟（第2・3次提訴分）は、「米軍機の夜間離発着は米軍の主権的行為で、民事裁判権が免除される」として却下
平成	14年	6月	原告、被告双方ともに上告
平成	14年	6月	滑走路改修工事完了
平成	14年	9月	東京都が総合防災訓練の会場として横田基地を使用
平成	15年	1月	第374副司令官のウエーバリング大佐の提案により第1回横田基地助役会が開催
平成	15年	1月	福生市方面の時限発射装置から基地へ飛しょう弾が発射
平成	15年	8月	基地北側にあるヘリパッドから南に約1.7kmの場所に、ヘリパッドを新設
平成	15年	8月	C-9が退役
平成	15年	9月	太陽光発電システム設置工事（モニタリング事業）開始
平成	16年	2月	米軍機C-130が埼玉県においてエンジンのテールパイプを落下させる事故発生
平成	16年	8月	米軍機UH-1Nが横浜市内のヘリポートにエンジントラブルのため緊急着陸
平成	16年	8月	米軍機C-130が横田基地友好祭においてヘルメットを瑞穂町行政区域内に落下させる事故発生
平成	16年	8月	横田基地が管理する所沢通信施設内において、発電機用燃料として貯蔵されていた軽油の燃料漏れ事故発生
平成	16年	10月	新潟県中越地震の被害者支援のため、東京都と横田基地周辺5市1町の支援物資が米軍の輸送機により横田基地から新潟空港に輸送
平成	16年	11月	米軍機UH-1Nが沼津市内の野球場にエンジントラブルのため予防着陸
平成	16年	11月	米軍機UH-1Nが調布飛行場に電気系統のトラブルのため予防着陸
平成	17年	5月	米軍機UH-1Nが富士山付近のスキーリゾート駐車場にエンジントラブルのため予防着陸
平成	17年	10月	住宅防音工事対象工事区域である第1種区域の一部指定区域解除の

告示

平成	17年	10月	日米安全保障協議委員会（2+2）において在日米軍再編に係る中間報告
平成	17年	11月	新横田基地公害訴訟高裁判決。飛行差止→棄却、将来分損害賠償→却下（一部認定）、危険への接近→不適用、過去分損害賠償額 約32億5千万円
平成	18年	2月	在日米軍再編に関する中間報告における横田飛行場の航空自衛隊との共同使用について概ね容認を表明
平成	18年	5月	日米安全保障協議委員会（2+2）において在日米軍再編に係る最終合意
平成	19年	5月	横田空域管制施設への自衛隊管制官併設を開始
平成	19年	6月	米軍機UH-1Nが横浜市サッカー場にトランスミッション不調のため予防着陸
平成	19年	6月	C-21からC-12へ横田基地常駐機が変更
平成	19年	9月	横田基地内給油場で燃料漏れ事故発生
平成	19年	12月	米軍機UH-1Nが新座市の朝霞駐屯地にトランスミッション不調のため予防着陸
平成	20年	1月	航空自衛隊航空総隊司令部庁舎移転工事開始
平成	20年	6月	米軍機UH-1Nが相模原市の川原にトランスミッション不調のため予防着陸
平成	20年	6月	横田基地に輸送及び整備に関する指揮司令を行う第515航空機動運用群が発足
平成	20年	7月	米軍機UH-1Nが立川市又は昭島市（場所不明）にペットボトルを落下させる事故発生
平成	20年	7月	米軍機C-130が埼玉県においてアンテナを落下させる事故発生
平成	20年	9月	横田空域の一部返還
平成	21年	1月	横田基地内の国防財務会計事務所で火災発生
平成	21年	4月	横田飛行差止め訴訟上告棄却
平成	21年	8月	横田基地内で不発弾を発見
平成	21年	8月	武蔵村山市内において、バイクで通りがかった女性が道路を遮るように張られたロープに引っ掛かり転倒し、頭蓋骨骨折の重傷を負う事件が発生
平成	21年	12月	平成21年8月に発生したバイクの転倒事故について、米軍横田基地内に住む米兵の家族で、15歳から18歳の少年少女が意図的にロープを張って起こしたものとして、警視庁が殺人未遂容疑で逮捕状を取り、12月5日に逮捕

平成	22年	7月	横田基地内でKC-10による燃料漏れ事故発生
平成	22年	9月	調布飛行場にUH-1N不時着
平成	23年	3月	東日本大震災発生
平成	23年	3月	横田基地が東日本大震災への支援「ともだち作戦」の拠点として活動
平成	23年	3月	航空自衛隊航空総隊司令部の一部移転
平成	23年	10月	調布飛行場にUH-1N不時着
平成	24年	2月	横田基地内にある大学で働く軍属2名及び学生が福生市内で強盗傷害事件を起こし、強盗致傷罪及び強盗致傷ほう助罪で起訴
平成	24年	3月	航空自衛隊航空総隊司令部の移転が完了
平成	24年	3月	沖縄県の米軍普天間基地に配備される予定の垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイについて、「日米両政府は、早ければ7月にも横田基地を軸に一時配置する方向で調整を図っている」との新聞報道
平成	24年	4月	横田基地内東住宅地区で不発弾発見。翌日、不発弾処理
平成	24年	4月	第374空輸航空団整備中隊所属の上等空兵が港区六本木で傷害事件を起こし、現行犯逮捕
平成	25年	4月	横田基地第730航空機動中隊所属の上級空兵が、福岡市で窃盗事件を起こし現行犯逮捕
平成	25年	7月	米太平洋空軍司令官の発言として、米空軍仕様の垂直離着陸輸送機CV-22オスプレイの日本での配備先について、米軍横田基地を有力な候補として日米両政府で協議中である」との報道
平成	25年	7月	福生駅付近で横田基地内メリーランド大学職員及びその息子が日本人暴行被疑事件を起こし、その後、逮捕。
平成	25年	7月	横田基地内の工事現場で第二次世界大戦当時の不発弾発見。同日処理
平成	25年	7月	横田基地所属C-130輸送機がバッテリーを覆うアルミ製のカバーを紛失
平成	25年	9月	武蔵村山市内で横田基地所属の米軍人による交通事故発生
平成	25年	10月	横田基地内の第5ゲート付近の建設現場で不発弾発見。同日処理
平成	25年	11月	立川市西砂町の国有地で横田基地方面に向かって、焼夷弾2発が発射されたとみられる事件発生
平成	26年	2月	平成25年10月28日に福生市内のアクセサリー店で、横田基地所属の米軍属家族が強制わいせつ事件を起こし、2月24日に逮捕
平成	26年	3月	横田基地所属C-130輸送機が、機体前部の乗組員乗降口ドア下に取り付けられているアルミ製パネルを紛失
平成	26年	3月	横田基地所属C-130輸送機が、機体頭頂部に取り付けられているアン

			テナを紛失
平成	26年	3月	航空自衛隊の組織改編により、「防空指揮群」を「作戦システム運用隊」に改称
平成	26年	6月	横田基地所属C-130輸送機が金属製ラッチ（掛け金）を紛失
平成	26年	7月	陸上自衛隊丘珠駐屯地（北海道札幌市）で開催された航空イベントに地上展示することを目的に、MV-22オスプレイ2機が、給油のため、横田基地に初飛来
平成	26年	8月	航空総隊司令部の改編により航空戦術教導団司令部が新編
平成	26年	9月	2年ぶりに日米友好祭が開催され、MV-22オスプレイ2機が、地上展示を行うために横田基地へ飛来
平成	26年	10月	米海軍横須賀基地の施設状況把握及び百里基地（茨城県小美玉市）での観閲式に地上展示するため、MV-22オスプレイ3機が横田基地へ飛来
平成	26年	11月	基地内放送システム（PAS）の誤作動が発生し、多くの苦情が寄せられる
平成	26年	11月	横田基地所属C-130輸送機がアルミ製ラッチを紛失
平成	27年	5月	CV-22オスプレイの横田基地への配備に関する米国政府からの接受国通報について、外務省及び防衛省職員が説明のため来庁
平成	27年	5月	米ハワイ州のペローズ空軍基地で、米海兵隊所属のMV-22オスプレイ1機が着陸に失敗
平成	27年	9月	横田基地関係車輛から未消尽弾1個と空薬きょう269個が落下し、道路に散乱する事故が発生
平成	27年	10月	横田基地へのCV-22オスプレイの配備に関する環境レビューの説明のため、防衛省担当者が来庁
平成	27年	12月	MV-22オスプレイのハワイ州での事故原因の説明のため、防衛省担当者が来庁
平成	27年	12月	横田基地にリュックサックを背負った侵入者があり、基地住民の安全と基地保安のため、すべてのゲートが一時閉鎖
平成	28年	2月	横田基地所属のUH-1Nが調布飛行場に予防着陸
平成	28年	4月	横田基地所属のUH-1Nがキャンプ富士に予防着陸
平成	28年	10月	米国メリーランド州パタクセントリバー海軍航空基地でMV-22オスプレイ着陸失敗
平成	28年	10月	横田基地所属のUH-1が富山空港に予防着陸
平成	28年	12月	沖縄県名護市沖合でMV-22オスプレイが不時着水
平成	28年	12月	沖縄県普天間飛行場でMV-22オスプレイが胴体着陸

平成	29年	3月	横田基地を離陸した米国カリフォルニア州トラビス空軍基地所属のC-5 輸送機が、油圧計の異常のため、横田基地へ着陸
平成	29年	3月	横田飛行場のフライトライン上のコンクリートパッドで、横田基地所属C-130Hの整備中に燃料漏れが発生
平成	29年	3月	CV-22オスプレイの横田基地への配備延期について、米国防省から公表される
平成	29年	3月	厚木飛行場の改修工事に伴い、米空軍グローバルホークの横田飛行場への一時展開に関する説明のため、防衛省担当者が来庁
平成	29年	5月	米空軍グローバルホークの横田飛行場への一時展開（1回目 ～10月まで）
平成	29年	5月	福生市内で米軍関係者による飲酒を伴う交通事故が発生
平成	29年	6月	横田基地内住宅地区ケニー・コートで不発弾を発見。同日処理
平成	29年	6月	普天間基地所属のMV-22オスプレイが奄美空港に予防着陸
平成	29年	7月	横田基地でC-5輸送機のブレーキ・システムの不具合等が発生
平成	29年	7月	横田基地所属C-130Hが鋸歯状のプレートを紛失
平成	29年	8月	普天間基地所属のMV-22オスプレイによるオーストラリア沖で訓練中の事故が発生
平成	29年	8月	MV-22オスプレイが大分空港に緊急着陸
平成	29年	11月	横田基地で物料投下訓練中の事故が発生
平成	29年	12月	横田基地所属C-130Jによるフレアの一部を遺失する事故が発生
平成	30年	1月	羽村市内で米軍属の飲酒運転による交通事故が発生
平成	30年	2月	横田基地所属C-130Jが嘉手納基地に予防着陸
平成	30年	4月	米国防相が、2018年夏頃に、CV-22オスプレイ5機を横田基地に配備すること、今後数年間で段階的に計10機配備する旨を発表
平成	30年	4月	防衛省・外務省より、CV-22オスプレイの横田基地への配備及び訓練による一時的な立ち寄りについて公表
平成	30年	4月	羽村市立羽村第三中学校のテニスコートに米軍のパラシュートが落下する事故が発生
平成	30年	4月	MV-22オスプレイが奄美空港へ予防着陸
平成	30年	5月	CV-22オスプレイが横田飛行場へ無通告による飛来
平成	30年	6月	CV-22オスプレイが奄美空港に予防着陸
平成	30年	10月	CV-22オスプレイ5機が横田飛行場に正式に配備
令和	元年	5月	羽村市内で横田基地所属の米軍人による飲酒運転を伴う交通事故が発生
令和	元年	8月	米空軍グローバルホークの横田飛行場への一時展開（2回目 ～10月まで）

令和	元年	10月	福生市内で横田基地所属の米軍人による飲酒運転を伴う交通事故が発生
令和	2年	1月	KC-135空中給油機がエンジントラブルにより横田基地に着陸
令和	2年	6月	CV-22オスプレイがサーチライトドームを遺失
令和	2年	7月	人員降下訓練中に、立川市にパラシュートが落下
令和	2年	7月	人員降下訓練中に、福生市にフィン（足ひれ）が落下
令和	2年	7月	奥多摩町内で横田基地所属の米軍人による飲酒運転を伴う交通事故が発生
令和	2年	7月	立川市内で横田基地所属の米軍人による飲酒運転を伴う交通事故が発生
令和	2年	7月	横田飛行場が、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）における対象防衛関係施設に新たに指定
令和	2年	7月	米空軍グローバルホークの横田飛行場への一時展開（3回目 ～9月まで）
令和	2年	10月	福生市内で横田基地所属の米軍人による飲酒運転を伴う交通事故が発生
令和	3年	3月	あきる野市内で横田基地所属の米軍人による飲酒運転を伴う交通事故が発生
令和	3年	5月	米空軍グローバルホークの横田飛行場への一時展開（4回目 ～10月まで）
令和	3年	6月	CV-22オスプレイが山形空港に予防着陸
令和	3年	7月	CV-22オスプレイ1機が横田飛行場に追加配備（6機目）
令和	3年	9月	CV-22オスプレイが仙台空港に予防着陸
令和	3年	12月	CV-22オスプレイが館山航空基地に予防着陸
令和	4年	5月	米空軍グローバルホークの横田飛行場への一時展開（5回目 ～10月まで）
令和	4年	6月	米国カリフォルニア州において、訓練中の米海兵隊の MV-22 オスプレイが墜落
令和	4年	7月	米海兵隊普天間飛行場所属のオスプレイ 1 機が、鹿児島県の奄美空港に予防着陸
令和	4年	8月	福生市内で横田基地所属の米軍人による飲酒運転を伴う交通事故が発生
令和	4年	8月	安全上の事故が相次いでいることを受け、米空軍特殊作戦軍所属 CV-22オスプレイ全機の飛行運用を一時的に停止
令和	4年	9月	嘉手納基地所属の航空機が、台風の接近に伴い、横田基地に飛来

令和	4年	9月	CV-22オスプレイの飛行の安全が確保できることを確認したことによる地上待機措置の解除
令和	4年	10月	CV-22オスプレイが南紀白浜空港に予防着陸
令和	4年	11月	福生市内で横田基地所属の米軍人による飲酒運転を伴う交通事故が発生
令和	5年	2月	CV-22オスプレイのクラッチを原因とする特有の現象の発生を予防するための措置の一環として、全てのオスプレイについて、一定の使用時間を経過した一部の部品を交換するとの発表
令和	5年	4月	C-12が翼端ライトレンズを紛失
令和	5年	5月	米空軍グローバルホークの横田飛行場への一時展開(6回目～月まで) ※令和5年12月末時点で帰投の情報提供なし
令和	5年	5月	豊島区内で横田基地所属の関係者(日米地位協定適用のコントラクター)による飲酒運転を伴う交通事故が発生
令和	5年	6月	UH-1×2機が、悪天候のため、調布飛行場にダイバート(目的地以外への着陸)
令和	5年	7月	2010年から2012年に横田飛行場内で泡消火薬剤が漏出した3件及び、2020年に横田飛行場内で泡消火薬剤が漏出した3件について、漏出場所や漏出量等を国が公表
令和	5年	7月	2022年に横田飛行場内で泡消火薬剤が漏出した1件について、国を通じて情報提供
令和	5年	8月	UH-1×1機が、インフライトメンテナンス、エマージェンシーのため、調布飛行場にダイバート
令和	5年	11月	鹿児島県屋久島の沖合において、横田基地所属のCV-22オスプレイ1機が墜落
令和	5年	12月	CV-22オスプレイの墜落事故を受け、すべてのオスプレイの運用停止

※令和5年12月末までの変遷を記載している

3. 現在の横田基地

(1) 基地の面積

総面積 約 7,136 km² (東西約 2.9 km、南北約 4.5 km、周囲約 14 km)

① 内訳

	面積 (km ²)	構成比 (%)
国有地	7,075	99.1
公有地 (東京都)	34	0.5
民有地	27	0.4
計	7,136	100.0

※令和 5 年 1 月 1 日現在

② 所在地域

市町名	提供面積 (km ²)	提供面積 割合 (%)	行政面積 (km ²)	行政面積に 占める割合 (%)
羽 村 市	0.417	5.8	9.90	4.2
立 川 市	0.290	4.1	24.36	1.2
昭 島 市	0.021	0.3	17.34	0.1
福 生 市	3.317	46.5	10.16	32.6
武蔵村山市	0.990	13.9	15.32	6.5
瑞 穂 町	2.101	29.4	16.85	12.5
合 計	7.136	100.0	93.93	7.6

※平成 26 年 10 月 1 日から国土地理院による計測方法の変更により、市町行政面積が変更された。

(2) 基地の内容

① 管理部隊 米空軍第 374 空輸航空団

② 使用部隊 在日米軍司令部、第 5 空軍司令部、米空軍第 374 空輸航空団ほか

③ 主な施設

滑走路 延長 3,350m×幅員 60m、オーバーラン南側 300m、北側 300m

付帯施設及びその他施設

管制塔、住宅、学校、病院、事務所、将校クラブ、下士官クラブ、体育施設等

④ 横田基地内日本人従業員数 1,975 人 (令和 5 年 12 月末日時点)

(3) 常駐機及び飛来機

(ア) 常駐機

C-130J (スーパーハーキュリーズ) 14機

C-12J (ヒューロン)

UH-1N (ヒューイ) ヘリコプター

CV-22 オスプレイ 6機

(イ) 主な飛来機

C-2、C-5、C-17、E-2C、KC-135、MV-22、RQ-4 他

■ 常駐機

● C-130J 『スーパーハーキュリーズ』 (14機)

ターボプロップ4発の軍用中距離輸送機で、横田基地で年間を通じて離発着が最も多い機種で、市内上空で訓練飛行を行う機種は、大半がC-130である。ターボプロップエンジンのため、他の機種と比べると騒音は比較的小さく、音質も低音である。

平成29年3月から平成30年4月にかけて、順次H型からJ型への入れ替えが行われた。



● C-12J 『ヒューロン』

双発のターボプロップ機で、貨物・乗客輸送のほか医療救援にも使用される。プロペラ機のため、比較的低音である。



● UH-1N 『ヒューイ』

中型単発汎用タービンヘリコプターで、エンジンは2基(ツインパック)、主に人員輸送等の用途に使用されている。



● CV-22 『オスプレイ』 (6機)

ヘリコプターの垂直離着陸機能と、固定翼機
の速度や長い航続距離の両者の利点を持つ
航空機。

固定翼モード、転換モード、垂直離着陸モ
ードの3つの飛行モードを使用する。空軍向
けの機体である CV-22 は、MV-22 と異なる任
務に従事するため、地形追従装置などを装備
する。



■ 主な飛来機

● C-2 『グレイハウンド』

双発ターボプロップの艦上輸送機で、基地
と空母間の連絡、輸送を行う。E-2C と同様、
たびたび飛来し低空で旋回飛行をする。



● C-5 『ギャラクシー』

ジェット4発の世界最大級の輸送機で、離
着陸飛行直下では、激しい騒音を発するとと
もに、機体の大きさによる威圧感がある。



● C-17 『グローブマスター』

ジェット4発の軍用輸送機で、搭載量はC-5
並み、機体寸法はC-141程度、離着陸性能は、
C-130以上という目標により開発され、低騒音
型エンジンを装備し、1,000m程度の短い滑走
路でも離着陸が可能である。



● E-2C 『ホークアイ』

早期警戒機で、機種上面に探索用レーダーを搭載し、機上コンピューターにより目標情報を処理する。比較的低騒音であるが、低空で飛行するため、騒音を発生する。



● KC-135 『ストラトタンカー』

ジェット4発の空中給油機かつ貨物輸送機で、民間型のB707型の軍用型のため、燃料満載時に離陸する際には、C-5を上回る騒音を発生する。

従来はすさまじい騒音であったが、最近では低騒音型のエンジンにより比較的騒音は低い。



●MV-22 『オスプレイ』

ヘリコプターの垂直離着陸機能と、固定翼機の数度や長い航続距離の両者の利点を持つ航空機。

固定翼モード、転換モード、垂直離着陸モードの3つの飛行モードを使用し、人員輸送を中心に幅広い活動に従事する海兵隊向けの機体である。



●RQ-4 『グローバルホーク』

情報収集、警戒監視、偵察を任務とする高高度滞空型無人偵察機。アンダーセン空軍基地(グアム)を拠点に運用されており、夏季における台風等の悪天候の影響を回避するため、平成26年から三沢飛行場、横田飛行場に一時展開をしている。



出典：防衛省・外務省説明資料

(4) 米軍高層住宅の建設に伴う電波障害対策について

横田基地内地区に、平成2年1月から建設が進められた高層住宅に起因し、隣接する羽村地区にテレビ電波の障害が予測されたことから、東京防衛施設局により、建設前後のテレビ受信状況についての調査が実施され、その影響範囲等について都市型CATV方式による対策が進められてきた。

平成14年に隣接する建物による複合障害についても対策が実施され、これにより改善対策は終了した。

(5) アジア太平洋地域における米軍の軍事態勢

太平洋国家である米国は、インド太平洋地域に陸・海・空軍、海兵隊及び宇宙軍の統合軍であるインド太平洋軍を配置し、この地域の平和と安定のために、引き続き重要な役割を果たしている。インド太平洋軍は、最も広い地域を担当する地域統合軍であり、隷下には、統合部隊である在韓米軍や在日米軍などが存在している。

インド太平洋軍は、太平洋陸軍、太平洋艦隊、太平洋海兵隊、太平洋空軍、インド太平洋宇宙軍などから構成されており、それらの司令部は全てハワイに置かれている。

太平洋陸軍は、ハワイの第25歩兵師団、在韓米軍の陸軍構成部隊である韓国の第8軍、また、アラスカ陸軍などを隷下に置くほか、日本に第1軍団の前方司令部・在日米陸軍司令部など約2,500人を配置している。

太平洋艦隊は、西太平洋とインド洋などを担当する第7艦隊、東太平洋やベーリング海などを担当する第3艦隊などを有している。このうち第7艦隊は、1個空母打撃群を中心に構成されており、日本、グアムを主要拠点として、領土、国民、シーレーン、同盟国その他米国の重要な国益を防衛することなどを任務とし、空母、水陸両用戦艦艇やイージス巡洋艦などを配備している。

太平洋海兵隊は、米本土と日本にそれぞれ1個海兵機動展開部隊を配置している。このうち、日本には第3海兵師団やF-35B戦闘機などを配備する第1海兵航空団などに約2万人が展開しているほか、重装備などを積載した事前集積船を西太平洋に配備している。

太平洋空軍は3個空軍を有し、このうち、日本の第5空軍に3個航空団（F-16戦闘機、C-130輸送機などを装備）を、韓国の第7空軍に2個航空団（F-16戦闘機などを装備）を配備している。

(出展：防衛白書「令和5年版 日本の防衛」(令和5年7月発行))

4. 返還された基地

(1) 羽村学校地区 (返還年月日 昭和46年10月15日)

土地面積 91,513 m²

① 返還までの経緯

当施設は、昭和25年9月、米軍が高射砲陣地として民有地を接収し、その後、国が買収して国有地としたもので、昭和36年以降、横田基地所属の軍人・軍属の子弟の教育施設として使用されてきた。

昭和43年12月の日米安全保障協議委員会において、同施設を他へ移設次第返還することが合意された。東京都知事と羽村町長は、昭和45年6月、当基地の返還促進と跡地利用について国に要請し、翌年10月に全面返還となった。

② 跡地利用

東京都と羽村町は、当施設の跡地を小・中学校、都市公園、心身障害児施設として整備する計画を決定し、昭和45年6月、計画の実現を国に要請した。

これに対して、大蔵省は中学校用地を公務員宿舎用地として使用したい意向を示し、東京都と羽村町との協議を経て、昭和48年10月の国有財産関東地方審議会に諮問し、処分方針を決定した。その後、公務員宿舎の利用予定はなくなったことから、昭和56年6月、羽村町が国に公務員宿舎用地払い下げの要望書を提出し、昭和60年10月に「室内温水プール用地」として、羽村町へ払い下げられることが決定された。

処分方針の内容及び利用状況は、下記のとおりである。

事業主体	利用計画	面積 (m ²)	処理区分	利用状況
東京都	養護学校	(25,231) 26,000	減額売却	S50.4 開校 羽村養護学校
羽村町	小学校	(16,001) 16,500	減額売却	S50.4 開校 松林小学校
羽村町	都市公園	(35,427) 34,800	無償貸付	S53.5 開園 動物公園
羽村町	道路	(7,845) 6,539	無償貸付	S50.3 道路認定
(当初) 関東財務局	公務員宿舎	(7,009)	無償所管換	H3.2 開館 室内温水プール
(変更後) 羽村町	室内温水プール	7,000	時価、一部減額	
合計		(91,513) 90,840		

() は実測面積

③ 経緯

年 月	経 緯
昭和 25 年 9 月 1 日	米軍は高射砲陣地として民有地を接収
昭和 30 年 9 月	国は、上記民有地を買収
昭和 33 年	米軍は、高射砲陣地を閉鎖し、教育施設として使用
昭和 45 年 6 月 8 日	東京都知事及び羽村町長は、国に全面返還の促進及び跡地利用について要請
昭和 46 年 3 月 4 日	日米合同委員会において、学校施設の横田飛行場への移設及び当施設の返還を合意
昭和 46 年 10 月 15 日	全面返還
昭和 48 年 4 月 10 日	東京都知事は、国に養護学校用地の払い下げ促進の要望書を提出 羽村町長は、国に公園用地の貸付及び小学校用地の払い下げの要望書を提出
昭和 48 年 10 月 23 日	第 96 回国有財産関東地方審議会は、大蔵省案どおり国有地の処分方針を決定
昭和 50 年 3 月 22 日	道路認定の告示
昭和 50 年 4 月	都立羽村養護学校及び町立松林小学校開校
昭和 53 年 5 月 2 日	町立羽村動物公園開園
昭和 56 年 6 月 5 日	羽村町長は、国に公務員宿舎用地の払い下げの要望書提出
昭和 60 年 10 月 1 日	国は、公務員宿舎用地について、室内温水プール用地として羽村町へ払い下げ決定
平成 3 年 2 月 10 日	羽村町室内温水プール開館

第3章 騒音問題

1. 経過と対応

旧陸軍多摩飛行場として設置された横田飛行場は、終戦により昭和20年9月に米軍に接収され、昭和21年8月をもって正式に基地として開設された。これが、横田基地の騒音問題の始まりである。

朝鮮戦争（昭和25～28年）や、軍用機のジェット化及び大型化に伴い、横田基地は大幅に拡張され、昭和35年には3,350mの滑走路を完備した大規模飛行場となった。

昭和38年11月、日米合同委員会の下に、在日米軍基地の騒音問題を検討するため航空機騒音対策分科委員会が設置され、昭和39年4月に、この委員会から提出された勧告に基づき、日米合同委員会は「横田飛行場の騒音軽減に関する勧告」を決定した。

この勧告により、ジェットエンジンテスト用消音装置が5基設置されたが、ベトナム戦争の激化等により、騒音問題は一層深刻なものとなっていった。

昭和46年5月には、F-4Cファントム戦闘爆撃機隊、第347戦術戦闘機連隊等の戦闘部隊が、米本国及び沖縄に移駐し、横田基地は兵站基地的性格が強くなった。ベトナム戦争の激化（北爆再開）により、輸送基地としての重要性が増し、活発な輸送活動等に伴う航空機による騒音問題が激化した。

昭和50年7月には、C-130ハーキュリーズ輸送機を配した第345戦術空輸部隊が移駐し、漸減していた航空機の離発着が再び増加した。

さらに、昭和58年1月以降、横須賀基地を母港とする米海軍航空母艦の艦載機による離着陸訓練（いわゆるタッチアンドゴー）が始まり、市街地上空での旋回飛行が年数回行われている。この訓練に対して、「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」では、国及び米軍に対し、離着陸訓練の中止要請等の緊急要請を随時行っている。

これらの中止要請行動に加えて、正月三が日の飛行中止要請、基地問題の解決に向けた年1回の総合要請等を行い、夜間・早朝における飛行制限時間の拡大、土曜日・日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入試などの特別な日の飛行、エンジンテストの禁止についても要請を実施している。

また、騒音問題は、航空機に限らず基地における訓練等でも問題となっている。特に、平成13年9月11日の米国における同時多発テロ以降、横田基地では厳重な警戒態勢措置を施し、平成14年5月から11月まで、ほぼ毎月の割合で基地訓練が行われ、ジャイアントボイス（拡声器）による大音響のサイレン音等により、基地周辺の住民に迷惑と不安を与えるなど、大きな問題となった。

2. 航空機騒音に係る環境基準

環境基本法第16条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、「航空機騒音に係る基準について」の告示がなされ（昭和48年12月）、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準及び達成期間が示され、騒音の評価指標として、WECPNLが採用されてきたが、技術レベルの向上により、騒音測定機器の性能が向上したことや、国際的にも騒音の評価には等価騒音レベルを基本とした評価指標が採用されていることから、平成25年4月1日に騒音の評価指標がWECPNLから時間帯補正等価騒音レベルLdenに改正されている。

（1）環境基準

環境基準は、地域の類型ごとにⅠ、Ⅱ型に分けられる。

「Ⅰ」…専ら住居の用に供される地域で、基準値57デシベル（70WECPNL）以下。

「Ⅱ」…Ⅰ以外の地域であって、通常的生活を保全する必要がある地域で、基準値は62デシベル（75WECPNL）以下の地域。

*Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって、通常的生活を保全する必要がある地域とする。

（2）達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに、次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港（福岡空港を除く）	A	5年以内
		B	10年以内
	成田国際空港		
第一種空港（成田国際空港を除く）及び福岡空港	10年を超える期間内に可及的速やかに	(1) 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 (2) 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。	

※横田飛行場は、空港整備法に定める空港には該当しないが、使用実態等から第一種空港に準じるものとし、「10年を超える期間内に可及的速やかに達成する」とされている。

【備考】

- ① 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 - ② 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が、定期航空運輸事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものとする。
 - ③ 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
 - 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し、家屋の防音工事等を行うことにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

(3) 東京都における地域類型の指定について

東京都における地域類型の指定については、東京都知事が指定することになっており、横田飛行場については、昭和53年3月31日に指定されている。なお、横田飛行場は、公共用飛行場の第一種空港に相当するものとされている。

航空機騒音に係る環境基準の地域類型と基準値

地域の類型	類型を当てはめる地域	基準値	
		Lden H25. 4. 1から	WECPNL H25. 3. 31まで
1	告示別表に掲げる区域のうち都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた、 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 及び準住居地域 並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域	57dB以下	70以下
2	告示別表に掲げる区域のうち都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた、 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 及び工業地域	62dB以下	75以下

※ 新基準値 (Lden) は、騒音対策の継続性を考慮し、旧基準値に相当するレベルで設定。

横田飛行場における指定内容

飛行場名	区域
横田飛行場	滑走路の北側短辺の中心と南側短辺の中心を結ぶ直線（以下「中心線」という。）から、直角方向に東側 2 千メートルの地点を通る中心線と平行な直線、中心線から直角方向に西側 3 千メートルの地点を通る中心線と平行な直線、東京都と埼玉県との境界及び町田市と八王子市との境界に囲まれた地域。 但し、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域、並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（S35 年条約第 7 号）第 2 条第 1 項の規定による施設及び区域の存する区域を除く。

3. 航空機騒音の測定

羽村市では航空機騒音の実態を把握するため、市内 2 か所に航空機騒音測定機を設置し、測定を行っている。また、東京都でも環境基準の地域類型の指定に伴い、横田基地については、固定測定（測定地点 4 か所：瑞穂町、昭島市、福生市、武蔵村山市）と移動分布調査（12 か所）で騒音状況の監視をしており、基準の達成状況等の把握に努めている。

（1）羽村市の騒音測定

[測定体制]

産業環境部環境保全課環境保全係が担当

[測定場所]

羽村市役所屋上、羽村市スイミングセンター屋上

[機器の設定]

	市役所	スイミングセンター
シキイ値	L90+10db（変動）	同左
継続時間	5 秒（シキイ値超過）	同左
暗騒音の種類	L90	同左
フルレンジ	40～120db	同左
識別シキイ値	15%	30%
測定開始条件	騒音のみ	同左
シキイ値変動範囲	40～70db	同左
実音シキイ値	騒音シキイ値	同左
高度制限	18,000ft	同左
機種（日本音響エンジニアリング（株））	DL-100/LE 【精密騒音計 LA-4441A】	DL-100/LE 【精密騒音計 LA-4441】

※令和 4 年 10 月に市役所の機器入替を実施。

(2) 東京都の騒音測定

[測定体制]

東京都環境局環境改善部大気保全課が担当

[測定場所]

① 固定調査地点 (4 か所)

ア. 瑞穂町農畜産物直売所 (瑞穂町大字箱根ヶ崎 612)

イ. 昭島市役所 (昭島市田中町 1-17-1)

ウ. 福生市立福生第二中学校 (福生市加美平 1-22-1)

エ. 武蔵村山市第二老人福祉館 (武蔵村山市残堀 1-22-1)

測定機器 日本音響エンジニアリング (株) DL-100

測定方法 「航空機騒音に係る環境基準」に基づき、暗騒音 (※) より 10dB 以上大きい航空機騒音を記録

② 分布調査 (12 か所)

羽村市、立川市、昭島市、福生市、瑞穂町、八王子市、日野市の 12 か所で測定を実施。羽村市内では、羽村市立羽村第二中学校で実施。

測定機器 日本音響エンジニアリング (株) DL-100

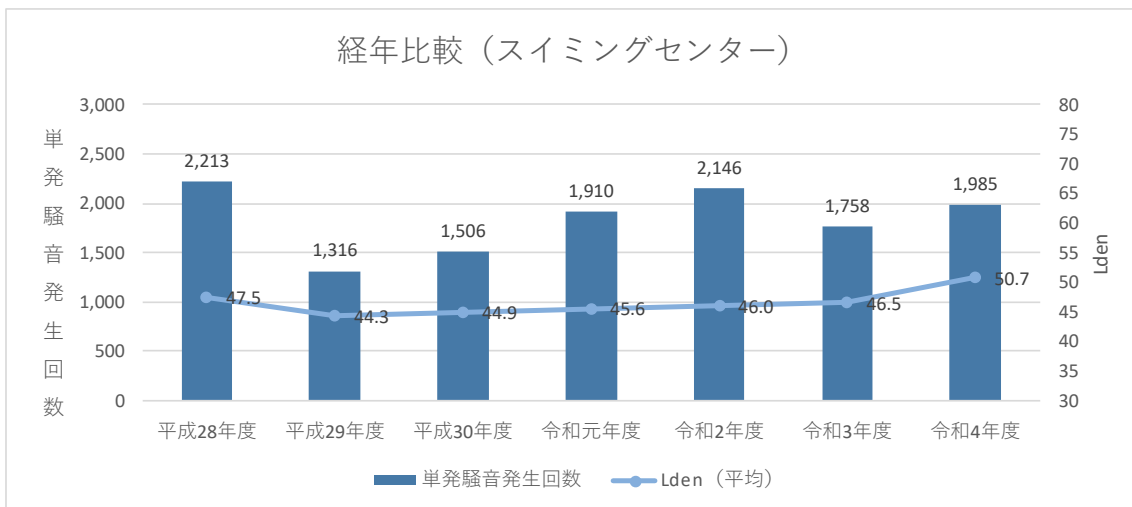
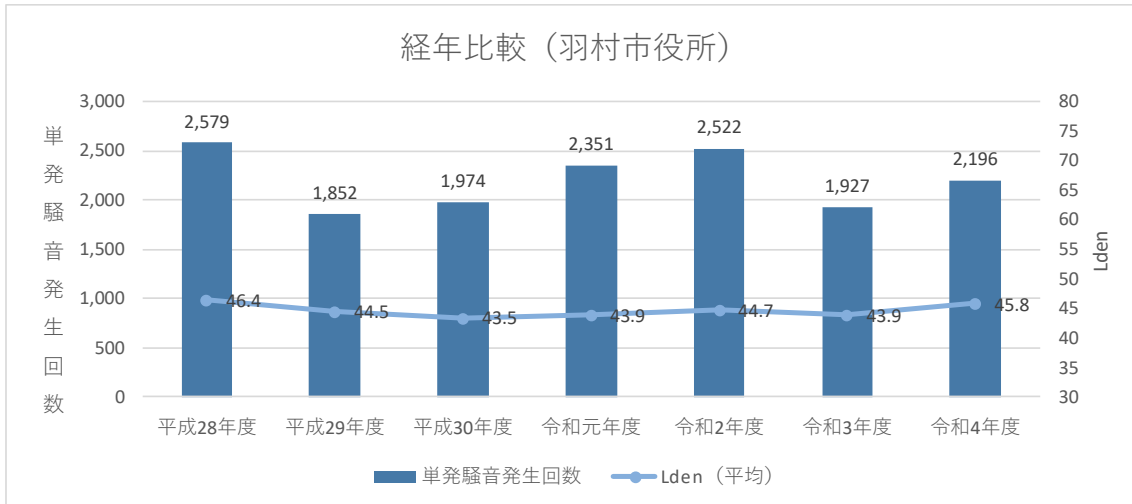
測定方法 1 測定地点につき 14 日間で、騒音の影響範囲の広がり把握するために、飛行コース延長直下の地点、地域を代表する地点、騒音の影響限界地点等において行う。暗騒音より 10dB 以上大きい航空機騒音を記録

(※) 暗騒音とは・・・

測定地点で測定される対象とする発生源からの騒音以外のすべての騒音のことをいう。航空機騒音を対象とする場合には、航空機騒音を除いたすべての音のことであり、測定地点で航空機が飛行していない時における騒音レベルのことをいう。

4. 年度別航空機騒音（自動測定）集計報告

(1) 単発騒音発生回数と Lden（平均）の経年比較



(2) 単発騒音発生回数等の推移

単発騒音発生回数等の推移 (羽村市役所)						
月	項目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
4月	単発騒音発生回数 (回)	151	205	297	272	256
	最大騒音レベル (平均)	77.0	74.8	75.0	74.8	77.1
	Lden (平均)	43.8	43.4	46.1	43.9	47.2
	WECPNL	58.2	57.7	60.4	58.7	61.7
5月	単発騒音発生回数 (回)	128	197	161	153	278
	最大騒音レベル (平均)	75.6	74.9	75.5	74.5	77.4
	Lden (平均)	41.4	43.5	42.9	42.0	51.6
	WECPNL	56.0	57.9	57.4	55.9	62.7
6月	単発騒音発生回数 (回)	53	211	236	169	131
	最大騒音レベル (平均)	75.6	74.5	75.6	74.6	73.8
	Lden (平均)	37.9	43.1	45.5	42.7	41.6
	WECPNL	52.0	57.4	59.3	56.7	55.3
7月	単発騒音発生回数 (回)	215	228	133	133	192
	最大騒音レベル (平均)	74.4	76.2	75.0	73.9	79.4
	Lden (平均)	44.0	44.6	41.7	41.1	45.2
	WECPNL	57.9	59.1	56.0	55.1	61.2
8月	単発騒音発生回数 (回)	212	243	371	177	202
	最大騒音レベル (平均)	74.5	74.0	77.2	73.4	73.8
	Lden (平均)	43.8	43.8	47.7	41.9	41.9
	WECPNL	58.0	58.1	61.8	55.7	56.2
9月	単発騒音発生回数 (回)	133	200	156	136	158
	最大騒音レベル (平均)	75.6	76.9	74.2	75.8	74.8
	Lden (平均)	42.1	45.7	41.7	41.2	42.9
	WECPNL	57.4	59.9	56.2	56.3	57.1
10月	単発騒音発生回数 (回)	170	249	206	108	154
	最大騒音レベル (平均)	74.9	74.9	74.3	86.3	75.0
	Lden (平均)	41.4	45.1	43.3	47.9	42.6
	WECPNL	55.9	59.1	57.4	64.8	56.8
11月	単発騒音発生回数 (回)	209	147	176	200	182
	最大騒音レベル (平均)	82.1	75.6	74.3	74.8	75.2
	Lden (平均)	48.1	43.2	42.2	43.1	43.3
	WECPNL	63.9	57.7	56.3	57.7	57.9
12月	単発騒音発生回数 (回)	88	143	155	98	91
	最大騒音レベル (平均)	75.2	75.6	75.4	86.1	75.4
	Lden (平均)	38.9	42.0	43.4	41.0	40.3
	WECPNL	53.1	56.8	57.4	54.6	54.5
1月	単発騒音発生回数 (回)	224	185	219	152	198
	最大騒音レベル (平均)	75.3	76.2	75.5	75.3	75.1
	Lden (平均)	45.3	44.3	44.3	40.8	44.0
	WECPNL	58.9	58.4	58.8	56.0	58.1
2月	単発騒音発生回数 (回)	210	169	143	142	163
	最大騒音レベル (平均)	75.4	75.6	75.9	82.3	75.9
	Lden (平均)	43.3	43.3	43.4	48.6	43.1
	WECPNL	58.3	58.3	57.6	62.6	58.1
3月	単発騒音発生回数 (回)	181	174	269	187	191
	最大騒音レベル (平均)	75.8	75.6	80.1	74.2	83.2
	Lden (平均)	42.8	42.8	47.7	42.7	49.1
	WECPNL	57.2	57.6	63.0	57.0	64.3
年間合計	単発騒音発生回数 (回)	1,974	2,351	2,522	1,927	2,196
	最大騒音レベル (平均)	76.8	75.4	76.3	77.9	77.5
	Lden (平均)	43.5	43.9	44.7	43.9	45.8
	WECPNL	58.2	58.2	59.1	58.9	59.7

単発騒音発生回数等の推移（スイミングセンター）						
月	項目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
4月	単発騒音発生回数（回）	70	122	231	206	152
	最大騒音レベル（平均）	79.2	80.2	77.3	76.4	76.9
	Lden（平均）	44.6	46.6	46.4	45.3	44.5
	WECPNL	58.6	63.5	61.9	59.5	59.3
5月	単発騒音発生回数（回）	67	95	161	89	253
	最大騒音レベル（平均）	74.5	76.4	75.9	76.1	87.8
	Lden（平均）	39.8	41.5	43.6	41.7	59.8
	WECPNL	53.9	56.3	58.4	55.5	72.2
6月	単発騒音発生回数（回）	44	103	129	59	90
	最大騒音レベル（平均）	76.1	75.9	78.5	75.2	77.4
	Lden（平均）	37.9	40.3	45.4	40.0	42.5
	WECPNL	51.8	55.2	59.2	53.7	56.8
7月	単発騒音発生回数（回）	72	110	110	85	85
	最大騒音レベル（平均）	82.0	77.2	77.3	76.4	80.2
	Lden（平均）	44.2	44.1	43.4	42.0	44.7
	WECPNL	59.7	58.5	57.0	55.9	58.2
8月	単発騒音発生回数（回）	84	84	125	37	99
	最大騒音レベル（平均）	77.0	78.3	77.1	76.3	76.2
	Lden（平均）	41.9	41.8	42.8	39.0	43.0
	WECPNL	55.9	57.6	56.8	52.0	56.7
9月	単発騒音発生回数（回）	102	179	146	121	148
	最大騒音レベル（平均）	84.3	81.5	75.1	75.2	74.4
	Lden（平均）	47.3	48.3	42.8	42.3	43.0
	WECPNL	64.6	63.2	56.7	55.9	56.5
10月	単発騒音発生回数（回）	115	202	240	135	180
	最大騒音レベル（平均）	74.5	76.2	76.9	85.1	75.7
	Lden（平均）	41.4	44.1	46.7	51.4	44.3
	WECPNL	54.8	58.9	60.9	66.1	58.4
11月	単発騒音発生回数（回）	204	199	184	172	221
	最大騒音レベル（平均）	80.1	80.8	76.8	78.5	79.3
	Lden（平均）	48.2	48.7	44.6	46.7	48.2
	WECPNL	62.2	62.8	58.9	60.0	63.4
12月	単発騒音発生回数（回）	92	188	180	185	143
	最大騒音レベル（平均）	79.4	79.1	74.7	79.9	80.2
	Lden（平均）	45.0	46.4	44.2	45.7	47.8
	WECPNL	59.1	61.5	57.6	62.3	61.0
1月	単発騒音発生回数（回）	269	250	236	270	231
	最大騒音レベル（平均）	76.8	77.7	76.7	75.9	77.3
	Lden（平均）	46.8	47.7	45.8	45.5	46.3
	WECPNL	61.6	61.6	60.1	60.3	61.0
2月	単発騒音発生回数（回）	173	181	175	236	205
	最大騒音レベル（平均）	76.7	75.9	79.3	83.2	78.1
	Lden（平均）	45.4	44.3	46.1	51.9	47.6
	WECPNL	59.6	58.6	61.5	66.4	62.0
3月	単発騒音発生回数（回）	214	197	229	163	178
	最大騒音レベル（平均）	78.8	76.8	85.5	75.9	81.3
	Lden（平均）	46.2	44.2	51.4	44.0	49.0
	WECPNL	61.7	59.3	67.5	58.2	63.4
年間合計	単発騒音発生回数（回）	1,506	1,910	2,146	1,758	1,985
	最大騒音レベル（平均）	79.1	78.5	79.2	79.7	81.4
	Lden（平均）	44.9	45.6	46.0	46.5	50.7
	WECPNL	60.0	60.5	61.0	61.0	63.8

5. 航空機騒音等に関する苦情

市民から寄せられる苦情の大半は、米軍の航空機による騒音である。内容としては、夜間・早朝の離発着に関するものや、常駐機である C-130 などの飛行高度が低いといった内容が多くなっている。また、沖縄県普天間基地に配備された MV-22 オスプレイが横田基地へ飛来するようになった平成 26 年度以降は、MV-22 オスプレイに関する苦情も寄せられるようになった。

さらに、平成 30 年に CV-22 オスプレイ 5 機が横田基地に正式に配備され、令和 3 年には同機種 1 機が追加配備された。これに伴い、昼夜を問わず離発着が繰り返されたことなどにより、「重低音が響き、振動で家が揺れる」、「テレビなどの音が聞こえない」といった騒音や飛行高度に関する苦情が多数寄せられている。

市では、こうした苦情を受けるたびに、防衛省北関東防衛局横田防衛事務所を通じて、横田基地に要請を行うなどの対応を行っている。さらに、こうした苦情の実態を踏まえ、東京都や横田基地周辺市町とも連携しながら、飛行差控え時間帯（午後 10 時から翌午前 6 時）の制限を徹底することやその時間帯を拡大すること、既存の日米合同委員会における合意事項を遵守することなどについて、時機を捉えて、米軍に対し要請を行っている。

また、国に対しては、こうした要望を米軍に働きかけるよう求めるとともに、日米合同委員会における合意事項が遵守されているかどうかの確認を国の責任において実施するよう求めている。

横田基地に関する市民等からの苦情件数

年度	苦情件数	内容
平成 20 年度	20 件	航空機騒音 20 件
平成 21 年度	22 件	航空機騒音 13 件、演習 5 件、その他 4 件
平成 22 年度	30 件	航空機騒音 26 件、その他 4 件
平成 23 年度	16 件	航空機騒音 13 件、その他 3 件
平成 24 年度	14 件	航空機騒音 12 件、その他 2 件
平成 25 年度	12 件	航空機騒音 7 件、その他 5 件
平成 26 年度	71 件	航空機騒音 23 件、その他 48 件（うち放送設備 44 件）
平成 27 年度	46 件	航空機騒音 28 件、オスプレイ 13 件、その他 5 件
平成 28 年度	18 件	航空機騒音 17 件、その他 1 件
平成 29 年度	21 件	航空機騒音 17 件、オスプレイ 1 件、その他 3 件
平成 30 年度	64 件	航空機騒音 8 件、オスプレイ 54 件、その他 2 件
令和元年度	50 件	航空機騒音 29 件、オスプレイ 18 件、その他 3 件
令和 2 年度	64 件	航空機騒音 42 件、オスプレイ 18 件、その他 4 件
令和 3 年度	35 件	航空機騒音 26 件、オスプレイ 5 件、その他 4 件
令和 4 年度	17 件	航空機騒音 12 件、オスプレイ 3 件、その他 2 件

年度	苦情件数	内容
令和5年度	11件	航空機騒音11件、オスプレイ7件、その他4件

※その他は、基地内の樹木についてや建物の建設に関してなどの苦情である。

※平成26年度の放送設備については、早朝に発生したPASの誤作動による苦情である。

※令和5年度は、令和5年12月末時点での苦情件数を記載している。

6. 騒音公害訴訟について

【横田基地公害訴訟（第1次～第4次）】

横田基地に離着陸する航空機の騒音、排気ガス、振動等により心身の被害、日常生活の妨害などに悩む基地周辺住民は、昭和51年4月、昭和52年11月の2回にわたって、米軍機の夜間飛行の禁止、騒音被害に対する損害賠償を求める第1次、第2次公害訴訟を提起した。また、昭和57年7月には、第2次訴訟団の家族等からなる第3次訴訟が東京地裁八王子支部に提起された。

第1次、第2次訴訟は、昭和56年7月に東京地裁八王子支部で一審判決、昭和62年7月に東京高裁で控訴審判決が出されたが、原告・被告ともに判決を不服として上告した。その後、平成5年2月に最高裁判所にて判決があり、夜間飛行の差止め請求は却下されたが、過去分の損害賠償については認められる判決が下った。

第3次訴訟については、平成6年3月に東京地裁八王子支部の判決があり、過去の被害に対する損害賠償請求は認められたが、将来分の賠償請求と夜間の飛行差止め請求は却下された。これに対して、原告・被告ともに上告せず、同年4月に判決が確定した。

これに引き続き、平成6年12月に第4次訴訟として、過去・将来分の損害賠償と夜間・早朝の飛行差止め及び市街地上空での飛行訓練の禁止を求める訴訟が提起された。この第4次訴訟については、平成12年8月に提訴された横田基地夜間飛行差止等訴訟（第1次横田基地公害訴訟からの通算で第8次）との併合審理となった（詳細は【横田基地夜間飛行差止等訴訟】参照）。

【新横田基地公害訴訟（第1次～第3次）※第1次横田基地公害訴訟からの通算で第5次～第7次】

その後、新たに、米国政府を相手取って新横田基地公害訴訟が、平成8年4月に第1次、平成9年2月に第2次、平成10年4月に第3次訴訟が提起された。新横田基地公害訴訟では、国に対し、夜間早朝の離着陸の禁止実現のため、日米合同委員会において米国政府と交渉する義務があることの確認も求めている。

国に対する第1次から第3次訴訟については、平成14年5月の東京地裁八王子支部の判決では、将来分の賠償請求と飛行差止めは棄却され、過去分の損害賠償請求の一部が認められる判決が下ったが、原告・被告ともに東京高裁へ控訴した。

平成 17 年 11 月、東京高裁でも過去分の損害賠償は認めるものの、将来分は却下され、飛行差止めについても棄却という判決が下されたが、原告・被告ともに上告、平成 19 年 5 月、最高裁において過去分のみ賠償が確定した。

また、米国政府との交渉義務については、第 1 次訴訟は、平成 9 年 3 月、米国政府に応訴の意思がないことを理由に、対米訴訟分については却下の判決（東京地裁八王子支部）が、平成 10 年 12 月に控訴棄却（東京高裁）の判決が出された。原告側では上告を行ったが、平成 14 年 4 月、米国に対する訴訟は最高裁で住民側の上告を棄却し、敗訴が確定した。第 2 次・第 3 次の訴えについても、平成 14 年 5 月に東京地裁八王子支部で却下の判決が下され、原告は控訴したが、平成 16 年 12 月の東京高裁の控訴棄却を受け、上告を断念したことから、判決が確定した。

【横田基地夜間飛行差止等訴訟（第 1 次横田基地公害訴訟からの通算で第 8 次）】

第 4 次横田基地公害訴訟と併合審理となった横田基地夜間飛行差止等訴訟（平成 12 年 8 月提訴）については、平成 15 年 5 月に、夜間差止め居住地等上空飛行差止めは棄却、損害賠償分は過去分一部容認、将来分棄却の判決（東京地裁八王子支部）が出され、双方とも控訴した。

さらに、平成 20 年 7 月には、東京高裁判決が下され、夜間飛行差止めと市街地上空の飛行訓練の禁止は棄却、損害賠償請求は過去分の一部が認められたものの将来分は却下されたことから、原告は上告したが、平成 21 年 4 月の最高裁による上告棄却を受け、高裁判決が確定した。

【第 9 次横田基地公害訴訟（追加起訴あり。追加起訴分は、第 1 次横田基地公害訴訟からの通算で第 12 次）】

平成 24 年 12 月、横田基地に離着陸する航空機の騒音等に悩む周辺住民 137 人が、午後 7 時から翌朝午前 8 時までの離着陸等の差し止め、午前 8 時から午後 7 時までの間の 70 デシベル以上の騒音規制、米軍機の旋回、急上昇、急降下等の訓練の差し止め、過去分と将来分の損害賠償等を求めて、国に対して訴訟を起こした。その後、平成 26 年 8 月、16 人が追加起訴し（通算で第 12 次）、原告は計 153 人となった。

平成 30 年 11 月に、東京地裁立川支部において一審判決があり、過去分の損害賠償を認め、米軍の飛行差し止めは棄却、将来分の損害賠償は却下という判決について、双方が東京高裁へ控訴した。令和 2 年 1 月の東京高裁の控訴審判決においても一審と同様の判決となった。この判決に対し、原告の一部が上告したが、令和 3 年 1 月、最高裁が上告を棄却した。これにより、高裁判決が確定した。

【第 2 次新横田基地公害訴訟（第 1 次横田基地公害訴訟からの通算で第 10 次。追加提訴分は通算で第 11 次）】

平成 25 年 3 月、基地周辺住民 905 人が、午後 7 時から翌朝午前 7 時までの夜間飛行差し止め、過去及び将来の騒音被害に対する損害賠償、これまで W 値（うるささ指数）75 以上の地域住民にのみ認められていた賠償の範囲を 70 まで広げる等を求めて、国に対して訴訟を起こした（通算で第 10 次）。その後、平成 25 年 7 月、173 人が追加提訴し（通算で第 11 次）、原告は計 1,078 人となった。

平成 29 年 10 月の一審判決（東京地裁立川支部）、令和元年 6 月の控訴審判決では、自衛隊機の離着陸等の差止めは却下、米軍機の離着陸等の差止めは棄却、損害賠償は告示コンターによる 75W 以上の地域の居住者のみ認める、将来分は却下との判決であった。令和元年 6 月に原告が上告及び上告受理申立をしたが、令和 2 年 12 月、最高裁が上告を棄却した。これにより、高裁判決が確定した。

【第 3 次新横田基地公害訴訟】

令和 4 年 6 月、基地周辺住民（1,282 人+166 人（令和 4 年 12 月に追加提訴）+19 人（令和 5 年 4 月に追加提訴）により、午後 7 時～翌日午前 7 時までの飛行制限、オスプレイの終日飛行制限、騒音被害に対する補償を求めて、国に対して訴訟を起こした。

第4章 航空機事故対策

航空機による事故が、万一発生した場合、基地周辺のほとんどが市街地であることから、大惨事につながる事が懸念される。そこで、横田基地に関する航空機の安全対策と事故防止の徹底について、機会あるごとに国、米軍に申し入れている。

昭和52年9月27日に、米空母ミッドウェー艦載機 RF-4B ファントムが、横浜市緑区に墜落炎上した事故は、9人が死傷するという痛ましい結果となった。この事故は社会的、政治的に大きな反響を呼び、原因究明が求められるとともに、事故後の対応について厳しい批判を受けることになった。日米合同委員会では、下部機関の事故分科委員会に対し、この事故の徹底的な検討・調査並びに再発防止措置の勧告を行うよう指示した。これを受けて、事故分科委員会では約4か月を費やして事故報告書をまとめ、昭和53年1月に日米合同委員会に報告し了承された。

このなかの勧告b項「基地ごとに事故が生じた場合における緊密な連絡及び調整に努めること」に従って、国は昭和53年9月に航空機事故が発生した際の連絡調整体制の整備及び提供施設・区域現地関係機関連絡会議の整備についての通達を発した。

これを受けて、昭和56年2月24日には、米軍、自衛隊、防衛省、東京都、警視庁、東京消防庁、各飛行場の中心から半径9km以内にある周辺市町防災担当課等で組織する「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議」が発足し、航空機事故等に関する緊急措置要綱を定め、その対応について協議している。

昭和58年には「東京消防庁と米空軍第475航空団との消防相互協定」を結び、火災等の事故に備えている。

基地施設の設置、運用により発生する事故被害は多岐にわたっており、横田基地に関しても、これまでに常駐機の部品遺失や、予防着陸など、様々な事故が発生している。また、羽村市においても、平成13年9月に、米軍機C-17の機体の一部が羽村市内の工場に落下し屋根を貫通するという事故が起きたほか、平成30年4月には、羽村市立羽村第三中学校テニスコートに米軍のパラシュートの一部が落下する事故が発生している。

これらの事故は、幸い人的な被害はなかったものの、ひとつ間違えば大事に至るところであり、「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」並びに、「横田基地周辺市町基地対策連絡会」では、事故についての情報提供と再発防止を要請することなどに取り組んできている。

(1) 主な米軍航空機事故

事故発生年月日	機種	事故内容
昭和22年7月	A-26	エンジン故障で墜落、拝島鉄橋通過中の列車最後尾に接触、列車の1両分が河原に落下（4名死亡）
昭和38年1月	T-33	模擬爆弾が昭島市拝島町4079番地の民家の庭に落下

事故発生年月日	機種	事 故 内 容
昭和 39 年 12 月	F-105	戦闘機の超低空飛行による衝撃波によって市民が負傷、窓ガラス破損、壁崩れ等の被害が発生
昭和 40 年 1 月	F-105	曳行標的が昭島市拝島町 3924 番地に誤投下
昭和 40 年 2 月	T-33	埼玉県入間市内に墜落
昭和 40 年 2 月	F-105	青梅市内の山林及び農地に墜落、農地 4ha が被害
昭和 40 年 5 月	F-105	部品が福生市内に落下
昭和 40 年 5 月	F-105	神奈川県相模原市内に墜落、死者 2 名、負傷者 8 名、家屋損害 4 戸
昭和 41 年 8 月	F-105	胴体エアブレーキが昭島市大神町 720 番地に落下
昭和 41 年 9 月	輸送機	立川市内の農地へ墜落
昭和 42 年 2 月	F-105	府中市内の多摩川に墜落
昭和 42 年 5 月	B-707	基地内で火災
昭和 43 年 6 月	F-4	風防が昭島市上川原町 197 番地日枝神社境内に
昭和 44 年 1 月	F-4	埼玉県入間市内の山林に墜落、高圧送電線切断により昭島市をはじめ立川、府中、日野市の一部が停電
昭和 46 年 12 月	CH-46	基地滑走路南端付近に厚木基地所属米海兵隊ヘリコプターが墜落、乗員 7 名死亡
昭和 47 年 6 月	B-727	瑞穂町内にエンジンカバーが落下
昭和 51 年 10 月	CH-46	瑞穂町の民家へヘリコプターの窓枠が落下
昭和 51 年 11 月	C-1A	厚木基地内ゴルフ場に墜落、乗員 6 名
昭和 52 年 9 月	RF-4B	神奈川県横浜市内に墜落、死者 2 名、負傷者 7 名、家屋損害 2 戸
昭和 53 年 4 月	UH-1	世田谷区内の公園野球場に不時着
昭和 53 年 7 月	DC-8	基地内滑走路上で火災
昭和 54 年 4 月	UH-1	横浜市内に不時着
昭和 58 年 5 月	SH-2F	埼玉県飯能市内の中学校校庭に不時着
昭和 59 年 10 月	UH-1N	神奈川県藤沢市内に墜落、乗員 2 名負傷
昭和 60 年 8 月	UH-1N	世田谷区区民野球場に不時着
昭和 61 年 4 月	EA-6B	三宅島沖東方約 20km の海上に墜落
昭和 62 年 4 月	SH-3H	神奈川県大和市の住宅街空き地にヘリコプターのドア落下
昭和 62 年 11 月	C-130	埼玉県小川町の民家の庭先にアクセスドアが落下
平成 2 年 3 月	KC-135	埼玉県鳩山町の水田にエンジンカバーが落下
平成 4 年 6 月	C-130	神奈川県相模原市内の工場にライトカバーを落下
平成 5 年 1 月	UH-1N	杉並区内の中学校に不時着
平成 8 年 4 月	C-130	物資投下訓練中、基地隣接地に砂袋誤投下

事故発生年月日	機種	事 故 内 容
平成 8 年 5 月	C-141	着陸時にブレーキ事故
平成 10 年 10 月	C-9	基地周辺で訓練中、縦・横 1.5m の金属製エンジンカバー紛失、エンジン火災発生
平成 11 年 5 月	C-130	5 日、飛行訓練中、町田市小山町で砂袋（7kg、パラシュート付）を誤投下、屋根瓦 2 枚破損
平成 13 年 9 月	C-17	24 日、羽村市神明台菊池プレス第二工場に部品（2cm×35cm、厚さ 3.5cm、重さ 1.19kg）を落下、屋根に約 1m×0.6m の穴が空く
平成 16 年 2 月	C-130	6 日、埼玉県鳩山町玉川村付近に第 1 エンジンの部品（テールパイプ）を落下
平成 16 年 8 月	UH-1N	横田基地所属。19 日、横浜市内のヘリポートにエンジントラブルのため緊急着陸
平成 16 年 8 月	C-130	21 日、友好祭パラシュート降下戦術デモ中にヘルメットを誤って落下。瑞穂町のトーヨーアサノ東京工場敷地内で発見
平成 16 年 11 月	UH-1N	横田基地所属。2 日、沼津市のグラウンドに事故予防着陸
		横田基地所属。23 日、調布飛行場に事故予防着陸
平成 17 年 4 月	EA-6B	14 日、米軍艦載機 EA-6B が厚木基地～海上～キャンプ富士～横田飛行場～厚木飛行場のルートで飛行し、厚木基地に着陸した際に、「はしご」（長さ約 1.2m、重さ約 6.8kg、アルミ製）がないことに気づく
平成 17 年 4 月	FA-18	14 日、米軍艦載機 FA-18 が厚木基地～相模湾～厚木基地のルートで飛行した際、模擬弾のフィン（アルミ製）を落下
平成 17 年 5 月	UH-1N	横田基地所属。7 日、山梨県南都留郡鳴沢村の駐車場に緊急着陸
平成 17 年 6 月	KC-130	米軍海兵隊普天間基地所属。岩国基地離陸後から横田基地の間に、着陸灯カバー（大きさ約 15cm×厚さ約 10cm の円筒形、重さ約 700g、プラスチック製）を紛失
平成 17 年 10 月	C-130	横田基地所属。20 日、福岡空港に緊急着陸。
平成 20 年 6 月	UH-1N	横田基地所属。11 日、神奈川県相模原市田名の相模川河川敷に緊急着陸
平成 20 年 7 月	UH-1N	横田基地所属。10 日、横田基地から南へ約 3.2km 多摩川上空で、飲料用ペットボトルを落下
平成 20 年 7 月	C-130	横田基地所属。14 日、横田基地から北へ約 48km への往復飛行を行った際に、IFF アンテナ（板状、大きさ約 13cm×10cm、厚さ 0.7cm、重さ約 1.4kg）を紛失

事故発生年月日	機種	事故内容
平成 25 年 7 月	C-130	横田基地所属。30 日、バッテリーを覆うアルミカバー（大きさ 5×8 インチ（13cm×20cm）、重さ約 141.745 g）を紛失
平成 26 年 3 月	C-130	横田基地所属。25 日、機体前部の乗組員乗降口ドア下のアルミ製パネル（3×5 インチ（7.62cm×12.7cm）を紛失
	C-130	横田基地所属。26 日、機体頭頂部のアンテナ（大きさ 60 フィート（18.29m）を紛失。
平成 26 年 6 月	C-130	横田基地所属。3 日、金属製ラッチ（掛け金）（大きさ 5.5cm×1.8cm）を紛失。
平成 26 年 11 月	C-130	横田基地所属。25 日、ラッチ（掛け金）（大きさ 5.5cm×1.8cm）を紛失。
平成 28 年 2 月	UH-1N	横田基地所属。29 日、エンジン警告灯が点灯したため、調布飛行場に予防着陸。
平成 28 年 4 月	UH-1N	横田基地所属。22 日、キャンプ富士で、エンジンサービスライトの点灯を確認したため、予防着陸。
平成 28 年 10 月	UH-1	横田基地所属。31 日、自動燃料制御装置の不具合のため、富山空港に予防着陸。
平成 29 年 3 月	C-130	横田基地所属。4 日、横田飛行場のフライトライン上のコンクリートパッドで、整備中に燃料漏れが発生。
	C-5	カリフォルニア州トラビス空軍基地所属。29 日、油圧計に異常が確認されたため、横田基地へ着陸。
平成 29 年 7 月	C-130	横田基地所属。13 日、鋸歯状のプレート（大きさ 1cm×5cm）を紛失。
	C-5	20 日、カリフォルニア州トラビス空軍基地所属。横田基地で当該機ブレーキシステムの不具合が発生。
平成 29 年 11 月	C-130	横田基地所属。16 日、横田基地で物料投下訓練中の誤投下事故の発生。
平成 29 年 12 月	C-130	横田基地所属。4 日、フレアの一部を遺失する事故の発生。
平成 30 年 2 月	C-130J	横田基地所属。28 日、エンジンの不具合を認めたため、嘉手納基地へ予防着陸。
平成 30 年 4 月		10 日、羽村第三中学校テニスコートに米軍のパラシュートの一部が落下する事故の発生。
平成 30 年 6 月	CV-22	横田基地所属。4 日、エンジン部分等に不具合があり、奄美空港に予防着陸。
平成 30 年 12 月	C-130	横田基地所属。19 日、東富士演習場外で、人的ミスによるパラス

事故発生年月日	機種	事故内容
		ユートの誤投下。
平成 31 年 1 月	C-130	横田基地所属。8 日、横田基地での人員降下訓練中に、メインパラシュートが機能せず、予備パラシュートで着地した際、切り離れたメインパラシュートが基地内に落下する事故が発生。
	C-130	横田基地所属。9 日、横田基地での人員降下訓練中に、メインパラシュートが機能せず、予備パラシュートで着地した際、予備パラシュートが畳みこまれていたナイロン生地のプロイメントバッグが風にさらわれた。
	C-130	横田基地所属。31 日、東富士演習場で空中投下訓練中のパラシュートを落下。
令和 2 年 6 月	CV-22	横田基地所属。16 日、飛行後の点検においてオスプレイのサーチライトドーム(大きさ 15.8 cm×15.8 cm×10 cm、重量 453 g)を遺失。
令和 2 年 7 月	UH-60	2 日、人員降下訓練中にメインパラシュートが絡まったため、メインパラシュートを切り離し、予備パラシュートで着地。メインパラシュートは、立川市内に落下。
令和 2 年 7 月	UH-60 CV-22	7 日、人員降下訓練中にパラシュートが一時的に絡まり、米軍兵の足首及びふくらはぎに固定されていたフィン(足ひれ、ゴムの長さ 50.8 cm、重さ 1,020.5 g)が外れ、福生市内に落下。
令和 3 年 6 月	CV-22	横田基地所属。14 日、飛行中に不具合が生じ山形空港に予防着陸。
令和 3 年 9 月	CV-22	横田基地所属。22 日、機体の右側のエンジントラブルにより仙台空港に予防着陸。
令和 3 年 12 月	CV-22	横田基地所属。1 日、千葉県館山駐屯地に予防着陸。
令和 4 年 3 月	MV-22	18 日、ノルウェーで行われている軍事演習に参加していた米海兵隊第 2 海兵遠征軍所属の MV-22 オスプレイ 1 機が墜落
令和 4 年 6 月	MV-22	8 日、米国カリフォルニア州において、訓練中の米海兵隊 MV-22 オスプレイ 1 機が墜落
令和 4 年 8 月	CV-22	16 日、安全上の事故が相次いでいることを受け、米空軍特殊作戦軍所属 CV-22 オスプレイ全機の飛行運用を一時的に停止するよう指示された。
令和 4 年 9 月	不明	嘉手納基地所属。1 日、台風 11 号 (ヒンナムノー) の沖縄地域への接近に伴い、暴風雨による運用への影響を回避するため、一時的に横田基地に飛来。
令和 4 年 9 月	CV-22	3 日。米空軍特殊作戦コマンドにおいて、各種情報を分析の上、

事故発生年月日	機種	事 故 内 容
		様々な任務における CV-22 の運用手順の確認、搭乗員に対する教育・訓練内容の追加、機体点検などを継続的に行うことにより、CV-22 の飛行の安全が確保できることを確認したことから、9月2日（米国時間）、地上待機措置が解除された。
令和4年10月	CV-22	横田基地所属。20日、飛行中、コックピットの警告表示を受け、和歌山県の南紀白浜空港に予防着陸。
令和5年2月	CV-22	7日、オスプレイのクラッチを原因とする特有の現象の発生を予防するための措置の一環として、全てのオスプレイについて、一定の使用時間を経過した一部の部品を交換することが発表された。
令和5年4月	C-12	横田飛行場所属。18日、飛行後の点検で、約10インチ×約4インチ、重さ約2ポンドの翼端ライトレンズが紛失していることが判明。部品が機体から分離した具体的な場所は不明。
令和5年6月	UH-1	横田飛行場所属。15日、UH-1×2機が、悪天候のため、調布飛行場にダイバート（目的地以外への着陸）。
令和5年8月	UH-1	横田飛行場所属。11日、UH-1×1機がインフライトメンテナンス、エマージェンシーのため、調布飛行場にダイバート。
令和5年8月	MV-22	27日、海兵隊ローテーション部隊ダーウィン所属のMV-22B オスプレイがダーウィン沖で落下。
令和5年8月	V-22	31日、陸上自衛隊V-22が静岡県御前崎沖上空を飛行中、予防着陸を促すランプが点灯したことから、最寄りの航空自衛隊静浜基地に予防着陸。
令和5年9月	MV-22	14日、米海兵隊普天間基地所属のMV-22 オスプレイ2機が飛行していたところ、片方の機体で警告灯が表示されたため、2機とも、鹿児島県の奄美空港に予防着陸。
令和5年9月	MV-22	14日、米海兵隊普天間基地所属のMV-22 オスプレイ2機が飛行していたところ、奄美空港の事案と同様、片方の機体で警告灯が表示されたため、2機とも、沖縄県の新石垣空港に予防着陸。
令和5年9月	MV-22	16日、米海兵隊普天間基地所属のMV-22 オスプレイ1機が、飛行中に計器表示があったため、大分空港に予防着陸。
令和5年9月	MV-22	21日、米海兵隊普天間基地所属MV-22 オスプレイ1機が、飛行中に警告灯が表示したため、奄美空港に予防着陸。
令和5年10月	MV-22	19日、米海兵隊普天間基地所属MV-22 オスプレイ1機が、徳之島空港に予防着陸。

事故発生年月日	機種	事 故 内 容
令和 5 年 10 月	MV-22	24 日、米国ネバダ州のネリス空軍基地近郊において、米海兵隊の MV-22 オスプレイ訓練中にハードランディングし、搭乗員 1 名が負傷。
令和 5 年 11 月	CV-22	横田基地所属。29 日、鹿児島県屋久島の沖合において、CV-22 オスプレイ 1 機が墜落。

※令和 5 年度は、令和 5 年 12 月末時点での主な米軍航空機事故を記載している。

(2) 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約

横田飛行場、立川飛行場、入間飛行場並びに厚木飛行場周辺の東京都の区域において、米軍又は自衛隊の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合、下記別表に掲げる関係機関による連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することとしている。

別表 関係機関表

区分	関係機関
都	東京都
市・町	八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町
警 察	警視庁
消 防	東京消防庁 稲城市消防本部
米 軍	在日米空軍横田基地第 374 空輸航空団 在日米海軍厚木航空施設
自衛隊	陸上自衛隊東部方面航空隊（立川） 海上自衛隊第四航空群（厚木） 航空自衛隊中部航空警戒管制団（入間）
防衛施設局	北関東防衛局 横田防衛事務所

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(連絡者の設置及びその任務)

第2条 各関係機関に別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者(以下「連絡者等」という。)を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。

2 連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表2「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。

3 各関係機関は、別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに東京防衛施設局へ通知し、東京防衛施設局は他の機関へ通知するものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第3条 前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等)
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- (4) その他必要事項

(現地連絡所等の設置)

第4条 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

2 米軍機事故の場合は東京防衛施設局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。

この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

(救急及び救援活動)

第5条 航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表3「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

(被災者救援の優先)

第6条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

(被害調査の協力)

第7条 関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

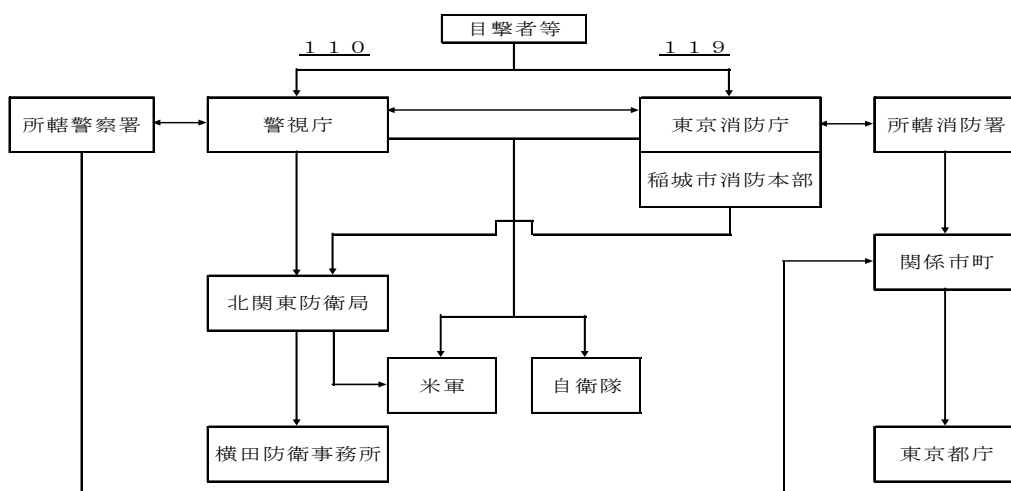
(要綱の改正)

第8条 この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第5条に定める会議において検討し、改正するものとする。

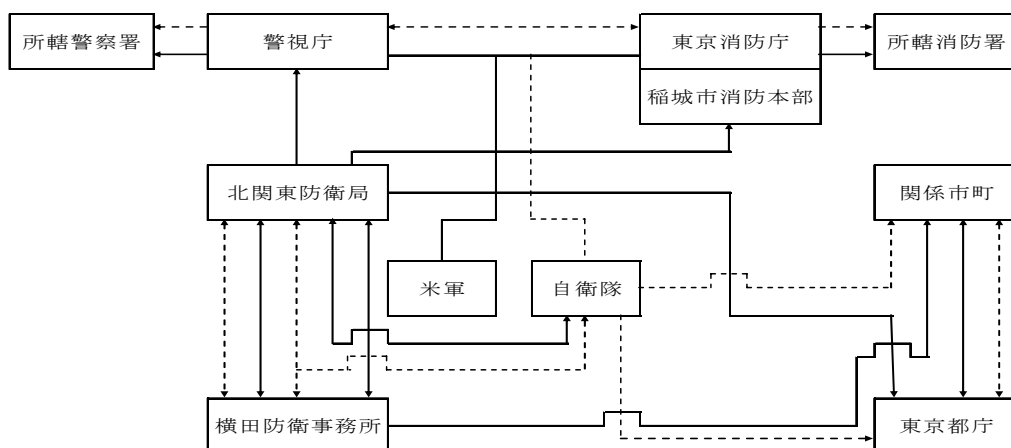
附則 (省略)

航空事故通報経路図

1 目撃者からの通報経路：



2 米軍又は自衛隊からの通報経路：



凡 例	
———	米軍航空事故等に係る通報経路
—————	自衛隊航空事故等に係る通報経路

在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮訳）

1. 目的

- (1) 合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に係る事件・事故に対する日本側関係当局の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするため、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報（以下「事件・事故発生情報」という。）を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。
- (2) この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

2. 事件・事故発生情報の通報基準

- (1) 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、これらの事件・事故について、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報する。この通報の対象となる事件・事故の例は以下に掲げるとおりであるが、これらに限られない。これらの事件・事故は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）の付託事項第3項dにおいて示される基準を満たすものでなければならない。
 - (a) 墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件。
 - (b) 衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件。
 - (c) 爆発又は爆発の相当な蓋然性がある弾薬に係る事件。
 - (d) 米国の施設・区域外への跳弾、日本人又はその財産の被弾等の訓練中の事件。
 - (e) 危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性。
 - (f) 米国の施設・区域外での飛行場施設以外への米国軍用航空機の着陸。
 - (g) 米国の施設・区域内における差し迫った若しくは既に発生した危険又は災害であって日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。
 - (h) 日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある事件・事故。
 - (i) 米国の施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって、米軍の人員若しくは施設・区域又は周辺地域社会の安全に影響し又は危険を及ぼすテロ行為の発生。
- (2) 上記2.(1)の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす時には、米側は、従来と同様に、迅速に現地の関係当局（警察、消防、海上保安部等）へ通報する。

3. 事件・事故発生情報の通報経路

在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報経路は、別紙 1-1 において示されたとおりと

する。

4. 事件・事故発生情報の通報様式

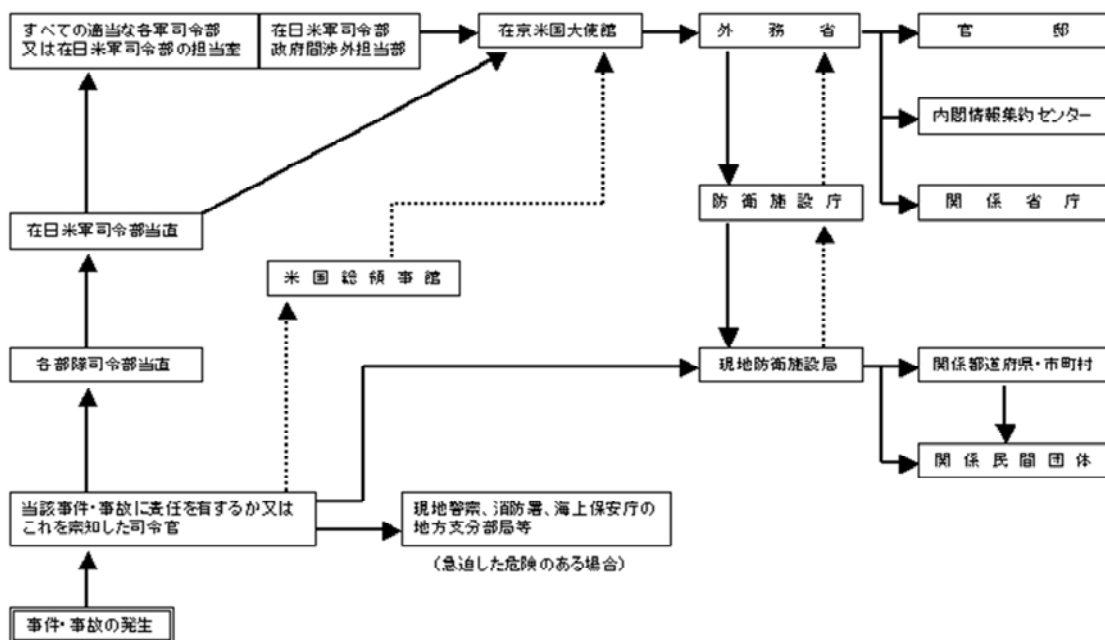
事件・事故発生情報の通報様式には、以下の事項が含まれる。

- (1) 事件・事故の発生日時
- (2) 事件・事故の発生場所
- (3) 事件・事故の概要
 - (a) 経緯
 - (b) 被害状況
 - (c) 処理状況
 - (d) 危険性残存の有無
 - (e) 環境破壊の有無
- (4) 日本側支援の必要性
- (5) 案件の番号
- (6) 通報者氏名
- (7) 通報受領者氏名
- (8) 現地への通報の有無と通報先当局

5. 留意事項

- (1) 日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故の通報を迅速に行う。
- (2) 双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の電話番号を含め、通報が行われる経路を示す図表を編集し、定期的に更新することによって、別紙 1-1 に明記された通報経路の実効性の確保に努める。
- (3) 双方の合同委員会事務局は、直通 F A X 機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。
- (4) この通報手続は、AWGON 付託事項に規定されているとおり、必要に応じ AWGON において見直される。

通報経路



- ※ 実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。
- ※※ 米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び現地防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。
- ※※※ この通報経路図は、日本政府内において外務省以外の機関が必要に応じて官邸に情報を伝達することを妨げるものではない。

※防衛施設庁・現地防衛施設局はそれぞれ、防衛省・現地防衛局として読み替える。

東京消防庁と米空軍第475航空団との消防相互応援協定

第1条 この協定は、米空軍第475航空団と東京消防庁との間で、火災予防、火災からの人命財産の保護及び消防活動において相互に利益を得ることを目的とする。

第2条 東京消防庁の代表者から米空軍第475航空団消防本部の代表者に対して応援要請があったときは、米空軍第475航空団消防本部は、その消防装備と人員を東京消防庁の管轄区域内で東京消防庁の代表者が指定するいかなる地点へも派遣するものとする。

第3条 米空軍第475航空団消防本部の代表者から東京消防庁の代表者に対して応援要請があったときは、東京消防庁はその消防装備と人員を、米空軍第475航空団消防本部の管轄区域内で米空軍第475航空団消防本部の代表者が指定するいかなる地点へも派遣するものとする。

第4条 各当事者が応援を要請する場合は、次に定める通報指定場所に行うものとする。

- a. 東京消防庁第八消防方面本部
- b. 米空軍第475航空団消防本部

第5条 この協定に基づく装備と人員の派遣及び災害現場における活動は、すべて次の条件に従うものとする。

- a. 応援の要請には装備の数量と型式、人員の数、派遣地点及び進入ゲートを明示するものとする。ただし、派遣する装備の数量型式及び人員の数は応援側の代表者が決定するものとする。
- b. 応援側責任者は装備と人員を派遣した災害現場において、要請側責任者の指示に従うものとする。要請側責任者は、応援側責任者に対し消防活動上必要な情報を提供するとともに、必要な指示を行うものとする。
- c. 要請側は応援側が不要になったとき、又は応援側の消防管轄区域内で必要を生じたときは、応援側の任務を解除するものとする。

第6条 各当事者は、互いに相手方に対しこの協定の履行により発生するすべての損失、負傷又は死亡に対して補償を要求しないものとする。

第7条 各当事者は、この協定の履行に関して生ずるいかなる費用に対しても相手側から弁償を受けないものとする。

第8条 この協定の履行にあたり、消防活動中に各当事者が使用するすべての装備は、その当事者の所有するものとし、また活動するすべての人員は、その当事者の職員とする。

第9条 この協定に定める東京消防庁には、次の8市町も含むものとし、前条に定める職員には、これら8市町に属する消防団員を含むものとする。

東京都昭島市 東京都秋川市 東京都青梅市 東京都立川市

東京都羽村町 東京都福生市 東京都瑞穂町 東京都武蔵村山市

第10条 この協定に基づき応援が行われた場合は、要請側は応援側の代表者に対し、火災報告書を火災発生後2週間以内に送付するものとする。

第 11 条

(1) この協定の有効期間は発効日から 6 年とする。ただし、当事者双方の合意によりこれを更新することができる。

(2) この協定は、当事者双方の合意によりいつでもこれを無効にすることができ、また当事者の一方が他方に対し最小限 30 日の事前予告を文書により行うことによってこれを破棄することができる。

第 12 条

(1) この協定の改正は、当事者双方の合意によりいつでも行うことができる。

(2) この協定は 2 年ごとに協定発効記念日及び失効日の 120 日前から再検討を行い、重大な改正の無い場合は双方の代表者がその結果を認証する。

第 13 条 この協定は、英語及び日本語により 2 通を作成し、英文、日本文ともに等しく正文とし、各当事者がそれぞれ 1 通ずつ保管するものとする。

第 14 条 この協定の実施について疑義を生じたときは、当事者双方が協議し決定するものとする。

第 15 条 この協定が発効する日をもって、1982 年 4 月 7 日に締結した消防相互応援協定は効力を失う。

第 16 条 この協定は、下記署名日をもって効力を発生する。

署名日 1988 年 5 月 7 日

東京消防庁代表

米空軍第 475 航空団代表

東京消防庁

米空軍第 475 航空団

消防総監 中條 永吉

司令官、米空軍大佐 リチャード T・スウオーブ

第5章

関係団体及び周辺市町との連携

1. 全国組織

(1) 全国基地協議会

目的	国有提供施設等所在市町村交付金に関する調査研究並びにその具体的解決策を強力に推進する。
設立	昭和30年11月16日
加盟団体	駐留軍及び自衛隊が所在する全国地方団体 令和5年4月1日現在、232市町村（1都159市72町村）が加盟
組織	会長1名、副会長7名、理事18名、監事2名（令和5年6月30日現在） 役員は関係団体の長の互選による。（役員の任期は2年）
事務局	東京都千代田区平河町2-4-2 全国市長会内
主な事業	1. 国有提供施設等所在市町村の実態調査並びに研究 2. 国有提供施設等の所在に伴う税収の欠陥に関する対策 3. その他本会の目的達成に必要なこと

(2) 防衛施設周辺整備全国協議会

目的	自衛隊等の行為によって生ずる損失の補償、障害の防止及び防衛施設周辺の整備を促進することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上を図る。
設立	昭和41年7月1日
加盟団体	防衛施設の所在及びその周辺の地方公共団体 令和5年4月1日現在、242市町村（155市87町村）が加盟
組織	会長1名、副会長7名、理事18名、監事2名（令和5年6月30日現在） 役員は関係団体の長の互選による。（役員の任期は2年）
事務局	東京都千代田区平河町2-4-2 全国市長会内
主な事業	1. 損失の補償及び障害の防止又は軽減に関する調査研究及びその対策 2. 防衛施設周辺整備に関する調査研究及びその対策 3. 飛行場周辺の安全に関する調査研究及びその対策 4. その他防衛施設周辺整備に関し、必要と認められた事業

(3) 全国市議会議長会基地協議会

目的	基地関係都市共通問題点の調査研究並びに具体的方策を強力に推進する。
設立	昭和31年10月6日
加盟団体	防衛施設の所在及びその周辺の地方公共団体 令和5年6月30日現在、216市町村（166市50町村）が加盟

組 織	会長 1 名、副会長 20 名、理事 72 名、監事 5 名（令和 5 年 6 月 30 日現在） 役員は関係団体の議長の互選による。（役員任期は 2 年）
事務局	東京都千代田区平河町 2-4-2 全国市議会議長会内
主な事業	1. 基地が所在することによる税収欠陥、特殊財政需要等に関する対策 2. 基地が周辺に所在することによる周辺整備対策 3. その他本会の目的達成に必要な事項

2. 基地周辺市町との連携

（1）横田基地周辺市町基地対策連絡会

目 的	横田基地が所在することによって起こる共通の諸問題を調査研究するとともに、相互に協力し、関係行政機関との連絡を密にし、地域住民の福祉の向上を図るための具体的解決事項について研究協議する。
設 立	昭和 58 年 5 月 27 日
組 織	横田基地の所在する周辺市町（立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町）
幹事市町	1 年ごとに順次周辺市町があたり、会を代表し、会務を総理するとともに、会の経理を処理する。
事務局	幹事市町に置く。
主な事業	1. 横田基地が所在することによって起こる航空機等の事故並びに騒音防止に関する調査及び研究 2. 横田基地が所在することによって起こる騒音その他被害に対する補償措置等に関する調査及び研究 3. その他会の目的達成に必要なこと

（2）横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

米軍基地や日米地位協定に対する都民の関心が高まるなか、平成 8 年 5 月 27 日に東京都知事が横田基地周辺の視察を行った。この際、基地周辺 5 市 1 町の首長から、東京都と関係市町による連絡会の設置について提案し、知事もその必要性を感じていたため、その提案を受けて、東京都と 5 市 1 町を合わせた「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」が平成 8 年 11 月 11 日に発足した。

目 的	東京都と市町の連携を密にし、基地に起因する問題の解決に向けて協議することにより、住民福祉の向上を図る。
設 立	平成 8 年 11 月 11 日
組 織	東京都及び横田基地が所在する周辺市町（立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町）

	会長 東京都知事、副会長 横田基地周辺市町基地対策連絡会幹事市町長
主な事業	1. 基地に関する問題の解決策の検討 2. 国、在日米軍への要請 3. 基地問題に関する情報の収集等 4. その他協議会の目的達成に必要なこと

(3) 関係団体及び周辺市町との連携による主な活動実績／平成6年度以降

■ 平成6年度

月 日	提出先等	活動内容
5月12日	都知事	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
5月13日	在日米軍横田基地司令官、横田防衛施設事務所長他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
6月13日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長	横田基地内航空機燃料漏出事故に関する要請
7月15日	在日米軍横田基地司令官、横田防衛施設事務所長他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
7月20日	防衛施設庁	防衛施設周辺整備対策に関する要望
8月31日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長、日米合同委員会環境分科委員会日本代表	横田基地内航空機燃料漏出事故に関する要請
11月11日	米空軍第374空輸航空団司令官	横田基地内航空機燃料漏出事故に関する要請
12月1日	在日米軍横田基地司令官、横田防衛施設事務所長他	横田基地における正月三が日の飛行停止について
2月27日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長	横田基地内航空機燃料漏出事故に関する要請
2月28日	在日米軍横田基地司令官、横田防衛施設事務所長他	横田基地における防空演習の中止について
3月3日	在日米軍横田基地司令官、横田防衛施設事務所長他	横田基地における防空演習に関する要望について

■ 平成7年度

月 日	提出先等	活動内容
5月23日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長、環境庁水質保全局企画課長	横田基地内航空機燃料漏出事故に関する要請
6月12日 13日	横田防衛施設事務所、横田基地広報部	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
7月6日	防衛庁、防衛施設庁他	基地交付金等に関する要望 防衛施設周辺整備対策に関する要望

月 日	提出先等	活動内容
		基地関係予算の確保に関する要望
7月28日	在日米軍横田基地司令官、横田防衛施設事務所長他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
7月28日	外務大臣、防衛庁長官他 関係政府機関	基地対策に対する要望
8月4日	在日米軍横田基地司令官、横田防衛施設事務所長他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
8月16日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長、環境庁水質保全局企画課長	横田基地内航空核燃料漏出事故に関する要請
10月18日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長、環境庁水質保全局企画課長、外務省北米局長	横田基地内航空機燃料漏出事故に関する要請
12月1日	在日米軍横田基地司令官、横田防衛施設事務所長他	横田基地における正月三が日の飛行停止について
1月23日	在日米軍横田基地司令官、横田防衛施設事務所長他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
2月2日	在日米軍横田基地司令官他	横田基地内航空機燃料漏出事故に関する要請

■ 平成8年度

月 日	提出先等	活動内容
4月17日	在日米軍横田基地司令官、外務大臣他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
4月24日	米空軍第374空輸航空団司令官、外務大臣、防衛施設庁長官他	横田基地における物資投下訓練の中止要請
5月16日	米空軍第374空輸航空団司令官、外務大臣、防衛施設庁長官他	横田基地におけるC-141輸送機のブレーキ事故に伴う安全確保の徹底に関する要請
7月19日	防衛庁、防衛施設庁他	基地交付金等に関する要望 防衛施設周辺整備対策に関する要望 基地関係予算の確保に関する要望
7月24日	外務大臣、防衛庁長官他 関係政府機関	基地対策に対する要望
8月7日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長	横田基地友好祭の安全確保に関する要請について
8月21日	在日米軍横田基地司令官、外務大臣他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
11月25日	在日米軍横田基地司令官、外務大臣他	横田基地における正月三が日の飛行停止について
1月31日	在日米軍横田基地司令官、外務大臣他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
2月17日	在日米軍兼第5空軍司令官、外務大臣、防	横田基地に起因する諸問題に関する要

月 日	提出先等	活動内容
18 日	衛施設庁長官	望
2 月 27 日	米空軍第 374 空輸航空団司令官、外務大臣、 防衛施設庁長官他	劣化ウラン弾使用事故に関する要請

■ 平成 9 年度

月 日	提出先等	活動内容
6 月 30 日	米空軍第 374 空輸航空団司令官、東京防衛 施設局長	横田基地友好祭の安全確保に関する要 請について
7 月 4 日	防衛施設庁長官	米海兵隊員等の輸送に関する情報提供 及び周辺住民に対する安全確保につい ての要請
7 月 16 日	防衛庁、防衛施設庁他	基地交付金等に関する要望 防衛施設周辺整備対策に関する要望 基地関係予算の確保に関する要望
7 月 23 日	内閣総理大臣、防衛庁長官、他関係政府機関	基地対策に対する要望
8 月 12 日	在日米軍兼第 5 空軍司令官、外務大臣他	横田基地における米空母艦載機による 飛行訓練の中止について
10 月 15 日	在日米軍兼第 5 空軍司令官、外務大臣他	横田基地における米空母艦載機による 飛行訓練の中止及び飛行訓練等に関す る情報提供について
10 月 21 日	在日米軍兼第 5 空軍司令官、外務大臣他	横田基地における米空母艦載機による 飛行訓練の中止及び飛行訓練等に関す る情報提供について
10 月 29 日 30 日	在日米軍兼第 5 空軍司令官、防衛施設庁長官	平成 9 年度横田基地対策に関する要望
12 月 1 日	在日米軍兼第 5 空軍司令官、外務大臣他	横田基地における正月三が日の飛行訓 練停止要請
1 月 9 日	東京防衛施設局	横田基地における米空母艦載機による 飛行訓練の中止について
1 月 12 日	在日米軍兼第 5 空軍司令官、外務大臣他	横田基地における米空母艦載機による 飛行訓練の中止について

■ 平成 10 年度

月 日	提出先等	活動内容
4 月 2 日	防衛施設庁長官	米海兵隊員等の輸送に関する安全対策 等について
5 月 14 日	内閣総理大臣、外務大臣他	「周辺事態に際して我が国の平和及び 安全を確保するための措置に関する法 律（案）」についての緊急要望
5 月 15 日	防衛施設庁長官	横田基地周辺地域における住民生活の

月 日	提出先等	活動内容
		平穏と安全の確保について
5月15日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長	横田基地友好祭の安全確保に関する要請について
6月24日	在日米軍兼第5空軍司令官、外務大臣他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
7月16日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長	横田基地における航空機燃料漏出事故に係る口頭要請
8月3日	防衛庁、防衛施設庁他	基地交付金等に関する要望 防衛施設周辺整備対策に関する要望 基地関係予算の確保に関する要望
8月5日	外務大臣、防衛庁長官他 関係政府機関	基地対策に対する要望
8月25日	東京防衛施設局長	横田基地における訓練と思われる飛行の口頭要請
9月14日	東京防衛施設局長	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
9月17日	在日米軍兼第5空軍司令官、外務大臣他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
9月24日	東京防衛施設局長	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
10月30日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長	C-9 エンジンカバー紛失についての口頭要請
11月6日 9日	内閣総理大臣、外務大臣、在日米軍兼第5空軍司令官他	平成10年度横田基地対策に関する要望
11月30日	防衛庁長官、外務大臣他	横田基地における正月三が日の飛行訓練停止要請
12月11日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長	横田基地所属米軍機C-9 エンジンカバー一部紛失について
12月28日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長	米兵による傷害事件の再発防止について
1月8日	在日米軍兼第5空軍司令官、外務大臣他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について
1月22日	在日米軍兼第5空軍司令官、防衛庁長官他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の実施に対する抗議について
2月16日	在日米軍兼第5空軍司令官、防衛庁長官他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の中止について

■ 平成11年度

月 日	提出先等	活動内容
5月10日	在日米軍兼第5空軍司令官、防衛庁長官他	横田基地所属米軍機C-130の砂袋誤投下事故について
5月17日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛	横田基地友好祭の安全確保に関する要

月 日	提出先等	活動内容
	施設局長	請について
5月25日	内閣総理大臣、外務大臣他	「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」についての緊急要望
5月26日	防衛施設庁長官	米海兵隊員等の輸送に関する安全対策等について
7月6日	防衛庁、防衛施設庁他	基地交付金等に関する要望 防衛施設周辺整備対策に関する要望 基地関係予算の確保に関する要望
7月29日	内閣総理大臣、防衛庁長官他関係政府機関	基地対策に対する要望
8月9日	内閣安全保障・危機管理室長	周辺事態安全確保法第9条（地方公共団体・民間の協力）の解説（案）に関する意見
10月29日 11月2日	在日米軍兼第5空軍司令官、防衛庁長官他	ヘリコプターによる訓練に関する緊急要望について
10月29日 11月2日	内閣総理大臣、外務大臣、在日米軍兼第5空軍司令官他	平成11年度横田基地対策に関する要望
12月1日	防衛庁長官、外務大臣他	横田基地における正月三が日の飛行訓練停止要請
12月21日	防衛施設庁長官他	コンピュータ西暦2000年問題への適切な対応について
2月4日	在日米軍兼第5空軍司令官、防衛庁長官他	横田基地における米空母艦載機による着陸訓練の中止要請について
2月18日	在日米軍兼第5空軍司令官、防衛庁長官他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の実施に対する抗議について
3月28日	在日米軍兼第5空軍司令官、防衛庁長官他	横田基地における米空母艦載機による着陸訓練の中止要請について

■ 平成12年度

月 日	提出先等	活動内容
4月10日	在日米軍兼第5空軍司令官、防衛庁長官他	横田基地における米空母艦載機着陸訓練の実施に対する抗議について
5月30日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長	横田基地日米友好祭の安全確保に関する要請について
7月27日	内閣総理大臣、防衛庁長官他関係政府機関	基地対策に対する要望
8月10日	防衛庁、防衛施設庁他	基地交付金等に関する要望 防衛施設周辺整備対策に関する要望 基地関係予算の確保に関する要望
8月25日	防衛施設庁長官	米海兵隊員等の輸送に関する安全対策等について
8月29日	在日米軍兼第5空軍司令官、防衛庁長官他	横田基地における米空母艦載機による

月 日	提出先等	活動内容
		飛行訓練の中止について
9月13日	在日米軍兼第5空軍司令官、防衛庁長官他	米兵による交通死亡事故に関する綱紀肅正及び再発防止について
9月26日	在日米軍兼第5空軍司令官、防衛庁長官他	横田基地における米空母艦載機による飛行訓練の抗議について
10月18日	防衛施設庁長官	米海兵隊員等の輸送に関する安全対策等について
11月22日 30日	内閣総理大臣、外務大臣、在日米軍兼第5空軍司令官他	平成12年度横田基地対策に関する要望
12月1日	防衛庁長官	横田基地における正月三が日の飛行訓練停止要請
2月15日	在日米軍兼第5空軍司令官、防衛庁長官他	横田基地における米空母艦載機による着陸訓練の中止要請について

■ 平成13年度

月 日	提出先等	活動内容
5月25日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長	横田基地日米友好祭の安全確保について
7月27日	内閣総理大臣、防衛庁長官他関係政府機関	基地対策に対する要望
8月17日	東京防衛施設局長	防衛補助事業等に関する要請
8月24日	防衛施設庁長官	米海兵隊員等の輸送に関する安全対策等について
9月12日	横田基地司令官	アメリカ合衆国における同時テロに関して横田基地周辺住民の安全確保について
9月26日	在日米軍兼第5空軍司令官、米空軍第374空輸航空団司令官、防衛庁長官他	米軍機C-17の部品落下事故について（抗議）
9月27日	在日米軍兼第5空軍司令官、米空軍第374空輸航空団司令官、防衛庁長官他	米軍機C-17の部品落下事故に関する情報提供について（抗議）
11月12日	内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、防衛施設庁長官他	平成13年度横田基地対策に関する国への要望（総合要請）
11月20日	在日米軍兼第5空軍司令官、米空軍第374空輸航空団司令官	平成13年度横田基地対策に関する米軍への要望（総合要請）
11月28日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長他	横田基地における正月三が日の飛行訓練停止要請

■ 平成14年度

月 日	提出先等	活動内容
5月16日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長	横田基地におけるジャイアントボイス機能試験の実施に対する抗議及び夜間

月 日	提出先等	活動内容
		飛行の中止要請について
6月14日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長他	横田基地における演習の実施に係る要請
7月4日	防衛庁、防衛施設庁他	基地交付金等に関する要望 防衛施設周辺整備対策に関する要望 基地関係予算の確保に関する要望
7月16日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長	横田基地日米友好祭の安全確保に関する要請について
7月26日	内閣総理大臣、防衛庁長官他関係政府機関	基地対策に対する要望
8月27日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長	横田基地日米友好祭における展示飛行への抗議について
10月8日	在日米軍兼第5空軍司令官、防衛庁長官他	横田基地における米空母艦載機による着陸訓練の中止要請について
11月18日	内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、防衛施設庁長官他	平成14年度横田基地対策に関する国への要望（総合要請）
11月21日	在日米軍兼第5空軍司令官、米空軍第374空輸航空団司令官	平成14年度横田基地対策に関する米軍への要望（総合要請）
11月27日	米空軍第374空輸航空団司令官、東京防衛施設局長他	横田基地における正月三が日の飛行訓練停止要請

■ 平成15年度

月 日	提出先等	活動内容
6月19日	東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、在日米軍第374空輸航空団司令官	横田基地における戦闘機の飛来について
8月1日	東京防衛施設局長、在日米軍第374空輸航空団司令官	横田基地日米友好祭に関する安全確保等について
10月15日	防衛庁長官、外務大臣、在日米軍・第5空軍司令官、在日米軍第374空輸航空団司令官他	横田基地における米空母艦載機による着陸訓練の中止について
11月20日	東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、在日米軍第374空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止について
11月21日	在日米軍・第5空軍司令官、在日米軍第374空輸航空団司令官、在日米国大使	平成15年度「横田基地対策に関する要望」米軍への要望（総合要請）
1月20日	東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、在日米軍第374空輸航空団司令官	横田基地における演習の実施について
1月27日	防衛庁長官、防衛施設庁長官、東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、外務大臣、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、米海軍厚木海軍航空施設司令官、第5空軍司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における米空母艦載機による着陸訓練の中止について

月 日	提出先等	活動内容
2月6日	防衛庁長官、内閣官房長官、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣他	平成15年度「横田基地対策に関する要望」国への要望（総合要請）

■ 平成16年度

月 日	提出先等	活動内容
5月11日	東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、在日米軍第374空輸航空団司令官	米軍機C-130の部品落下事故について
6月24日	防衛庁長官、外務大臣、在日米軍・第5空軍司令官、在日米軍第374空輸航空団司令官他	横田基地における米空母艦載機による着陸訓練の中止について
8月3日	東京防衛施設局長、在日米軍第374空輸航空団司令官	横田基地日米友好祭に関する安全確保について
8月23日	在日米軍第374空輸航空団司令官	横田基地所属ヘリコプターの緊急着陸に伴う安全確保等について
8月30日	内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官	横田基地に関する在日米軍の再編に係る情報提供等について
11月30日	東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、在日米軍第374空輸航空団司令官	横田基地所属ヘリコプターの緊急着陸に伴う安全確保及び一時飛行停止について
12月6日	東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、在日米軍第374空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止について
1月14日	防衛庁長官、外務大臣、在日米軍・第5空軍司令官、在日米軍第374空輸航空団司令官他	横田基地における夜間連続離着陸訓練の中止について
2月23日	防衛庁長官、防衛施設庁長官、東京防衛施設局長	横田飛行場に係る住宅防音工事助成対象区域の見直しについて
2月24日	防衛庁長官、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣他	平成16年度「横田基地対策に関する要望」国への要望（総合要請）
2月25日	在日米軍・第5空軍司令官、在日米軍第374空輸航空団司令官、駐日米国大使	平成16年度「横田基地対策に関する要望」米軍への要望（総合要請）

■ 平成17年度

月 日	提出先等	活動内容
4月28日	防衛庁長官、防衛施設庁長官、東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、外務大臣、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、米海軍厚木海軍航空施設司令官、第5空軍司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における夜間連続離着陸訓練（NLP）の中止について要請

月 日	提出先等	活動内容
5月11日	東京防衛施設局長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地所属ヘリコプターの緊急着陸に伴う安全確保等の要請
7月6日	東京防衛施設局長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地所属兵士による強盗事件にかかる規律の厳正な保持の要請
8月10日	東京防衛施設局長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地日米友好祭に関する安全確保について要請
8月30日	東京防衛施設局長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	航空機騒音に対する要請
9月12日	東京防衛施設局長	航空機騒音に対する要請
9月15日	東京防衛施設局長	横田基地における運用即応訓練に対する要請
10月6日	防衛庁長官、防衛施設庁長官、東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、外務大臣、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、米海軍厚木海軍航空施設司令官、第5空軍司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における夜間連続離着陸訓練(NLP)の中止について要請
10月11日	東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における騒音防止対策の徹底について要請
11月10日	東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	夜間のエンジンテスト中止の徹底について要請
12月1日	東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止について要請
12月28日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止について再要請
2月6日	防衛庁長官、防衛施設庁長官、東京防衛施設局長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、在日米軍・第5空軍司令官、在日米国大使	平成17年度「横田基地対策に関する要望」(総合要請)
2月14日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	平成17年度「横田基地対策に関する要望」(総合要請)

■ 平成18年度

月 日	提出先等	活動内容
4月24日	東京防衛施設局長、横田基地第374空輸航空団司令官	住民に配慮した飛行訓練について(口頭要請)
5月9日	外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所	横田基地における夜間連続離着陸訓練(NLP)の中止について(要請)

月 日	提出先等	活動内容
	長、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、米海軍厚木海軍航空施設司令官、第5空軍司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	
8月4日	東京防衛施設局長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地日米友好祭に関する安全確保について（要請）
10月3日	財務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官	基地周辺対策の見直しに対する要望
10月3日	外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、米海軍厚木海軍航空施設司令官、第5空軍司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における夜間連続離着陸訓練（NLP）の中止について（要請）
11月16日	内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、東京防衛施設局長、在日米軍・第5空軍司令官、駐日米国大使	横田基地対策に関する要望（総合要請）
11月17日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地対策に関する要望（総合要請）
11月21日	東京防衛施設局	米軍航空機の放射性物質使用について（口頭質問）
12月1日	東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止について（要請）
12月20日	外務大臣	米軍航空機の放射性物質使用について（質問）
3月20日	外務大臣、財務大臣、防衛大臣、防衛施設庁長官	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法等に関する要望

■ 平成19年度

月 日	提出先等	活動内容
4月27日	外務大臣、防衛大臣、防衛施設庁長官、東京防衛施設局長、横田防衛施設事務所長、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、米海軍厚木海軍航空施設司令官、米海軍第5空母航空団司令官、第5空軍司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における夜間連続離着陸訓練（NLP）の中止について（要請）
5月21日	東京防衛施設局長	油漏れ事故等の情報提供について（照会）
6月14日	東京防衛施設局長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地所属ヘリコプターの緊急着陸に伴う安全確保等について（要請）
8月8日	東京防衛施設局長、在日米軍横田基地第	横田基地日米友好祭に関する安全確保

月 日	提出先等	活動内容
	374 空輸航空団司令官	について（要請）
8 月 23 日	東京防衛施設局長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	米兵による交通事故の再発防止について（口頭要請）
9 月 25 日	北関東防衛局長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	燃料漏れ事故の再発防止について（口頭要請）
10 月 9 日	外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、米海軍厚木海軍航空施設司令官、米海軍第 5 空母航空団司令官、第 5 空軍司令官、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における夜間連続離着陸訓練（NLP）の中止について（要請）
11 月 7 日	内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、在日米軍・第 5 空軍司令官、駐日米国大使	横田基地対策に関する要望（総合要請）
11 月 8 日	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地対策に関する要望（総合要請）
11 月 29 日	北関東防衛局長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官、横田防衛事務所長	横田基地における正月三が日の飛行停止について（要請）
12 月 21 日	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地所属ヘリコプター緊急着陸に伴う安全確保について（口頭要請）
2 月 19 日	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	沖縄県における米海兵隊員の女子中学生暴行事件を受けて周辺住民の安全確保等について（口頭要請）
2 月 26 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	米兵による交通事故の再発防止について（口頭要請）
3 月 3 日	外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、米海軍厚木航空施設司令官、米海軍第 5 空母航空団司令官、第 5 空軍司令官、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における夜間連続離着陸訓練（NLP）の中止について（要請）

■ 平成 20 年度

月 日	提出先等	活動内容
6 月 12 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地所属ヘリコプターの緊急着陸に伴う安全確保等について（要請）
7 月 14 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地所属ヘリコプターからのペットボトル落下事故に関する要請について
7 月 15 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地所属 C-130 輸送機からの I F F アンテナ脱落事故に関する要請について
8 月 4 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日	横田基地日米友好祭に関する安全確保

月 日	提出先等	活動内容
	米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	について（要請）
8 月 7 日	防衛大臣	防衛施設周辺対策事業に係る補助事業の採択等について
8 月 11 日	北関東防衛局長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地所属の軍属による暴行傷害事件について（口頭要請）
10 月 30 日	内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、在日米軍・第 5 空軍司令官、駐日米国大使	横田基地対策に関する要望（総合要請）
11 月 7 日	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地対策に関する要望（総合要請）
12 月 2 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止について（要請）
1 月 23 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地内での火災事故に関する要請について

■ 平成 21 年度

月 日	提出先等	活動内容
4 月 20 日	外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍・第 5 空軍司令官、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官、駐日米海軍司令官、米海軍厚木航空施設司令官、米海軍第 5 空母航空団司令官	横田基地における夜間連続離着陸訓練（NLP）の中止について（要請）
4 月 28 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における新型インフルエンザの感染拡大防止に向けた取組みについて（口頭要請）
4 月 30 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における新型インフルエンザの感染拡大防止に向けた取組みについて（口頭要請）
5 月 1 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地における新型インフルエンザの感染拡大防止に向けた取組みについて（要請）
5 月 1 日	横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地所属ヘリコプター（UH-1）の飛行に関する要請（口頭要請）
5 月 4 日	外務大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍司令官、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における新型インフルエンザの感染拡大防止に向けた取組みについて（要請）
8 月 4 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地日米友好祭に関する安全確保について（要請）
8 月 17 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地内での不発弾発見に伴う要請（口頭要請）
10 月 23 日	内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務	横田基地対策に関する要望（総合要請）

月 日	提出先等	活動内容
	大臣、厚生労働大臣、環境大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、在日米軍・第5空軍司令官、駐日米国大使	
10月28日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地対策に関する要望(総合要請)
12月1日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止について(要請)
12月7日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	武蔵村山市内で発生したロープ転倒事故を受けての要請(口頭要請)
1月22日	防衛大臣	防衛施設周辺対策制度の見直しについて(要請)

■ 平成22年度

月 日	提出先等	活動内容
4月28日	外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍司令官、第5空軍司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、在日米海軍司令官、米海軍厚木航空施設司令官、米海軍第5空母航空団司令官	横田基地における夜間連続離着陸訓練(NLP)の中止について(要請)
7月28日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地日米友好祭に関する安全確保及び騒音対策について(要請)
9月16日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	調布飛行場への横田基地所属機緊急着陸について(口頭要請)
10月29日	防衛大臣、北関東防衛局長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、財務大臣、環境大臣、厚生労働大臣、在日米軍司令官、第5空軍司令官、駐日米国大使	横田基地対策に関する要望(総合要請)
11月2日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地対策に関する要望(総合要請)
12月13日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止について(要請)
1月20日	防衛大臣	防衛施設周辺対策制度の見直しについて(要請)
2月24日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	米兵による交通事故の再発防止について(口頭要請)

■ 平成23年度

月 日	提出先等	活動内容
7月28日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地日米友好祭に関する安全確保及び騒音対策について(要請)
10月31日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	調布飛行場への横田基地所属機緊急着

月 日	提出先等	活動内容
	官	陸について（口頭要請）
11月2日	防衛大臣、北関東防衛局長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、財務大臣、環境大臣、厚生労働大臣、在日米軍司令官、米第5空軍司令官、駐日米国大使	横田基地対策に関する要望（総合要請）
11月17日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地対策に関する要望（総合要請）
12月2日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止について（要請）
1月6日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における ORE（運用即応演習）及びサムライサージについて（口頭要請）
1月24日	防衛大臣	防衛施設周辺対策制度の見直しについて（要請）
3月14日	防衛大臣	垂直離着陸輸送機オスプレイの横田基地への一時配置の中止について（要請）

■ 平成 24 年度

月 日	提出先等	活動内容
5月16日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	米兵等による傷害事件の再発防止について（口頭要請）
6月5日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における「サムライサージ」及び投下等訓練について（口頭要請）
7月23日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における航空機の通常の運用訓練の実施について（口頭要請）
8月2日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地日米友好祭に関する安全確保及び騒音対策について（要請）
9月24日	防衛大臣、北関東防衛局長、外務大臣	MV-22 オスプレイの沖縄配備について（要請）
10月26日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地におけるパラシュートの降下訓練について（口頭要請）
10月29日	防衛大臣、北関東防衛局長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、財務大臣、環境大臣、厚生労働大臣	横田基地対策に関する要望（総合要請）
11月16日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、在日米軍司令官、米第5空軍司令官、駐日米国大使	横田基地対策に関する要望（総合要請）
11月20日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止について（要請）
2月14日	防衛大臣	防衛施設周辺対策制度の見直しについて（要請）

■ 平成 25 年度

月 日	提出先等	活動内容
4 月 16 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	米兵等による窃盗事件の再発防止について（口頭要請）
7 月 30 日	外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長	垂直離着陸輸送機 CV-22 オスプレイの横田基地配備について（要請）
8 月 5 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地所属 C-130 輸送機の部品紛失について（要請）
11 月 21 日	防衛大臣、北関東防衛局長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、財務大臣、環境大臣、厚生労働大臣	横田基地対策に関する要望（総合要請）
11 月 28 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止について（要請）
12 月 13 日	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官、在日米軍司令官、米第 5 空軍司令官	横田基地対策に関する要望（総合要請）
2 月 28 日	横田基地広報部長	米軍属家族による強制わいせつ事件について（口頭要請）
3 月 28 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地所属 C-130 輸送機の部品紛失について（要請）

■ 平成 26 年度

月 日	提出先等	活動内容
6 月 4 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	平成 26 年 6 月 3 日に判明した横田基地所属 C-130 輸送機の部品紛失について（要請）
8 月 14 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地日米友好祭に関する安全確保及び騒音対策について（要請）
9 月 5 日	北関東防衛局長	横田基地日米友好祭における MV-22 オスプレイの展示について（口頭要請）
10 月 22 日	北関東防衛局長	横田基地における日米共同訓練について（口頭要請）
11 月 14 日	防衛大臣、北関東防衛局長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、財務大臣、環境大臣、厚生労働大臣	横田基地対策に関する要望（総合要請）
11 月 14 日	防衛大臣、北関東防衛局長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、財務大臣、環境大臣、厚生労働大臣	横田基地対策に関する追加要望
11 月 20 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止要請について（要請）
11 月 26 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地内放送システムの誤作動について（要請）
11 月 26 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日	横田基地所属 C-130 輸送機の部品紛失

月 日	提出先等	活動内容
	米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	について（要請）
12月 11日	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官、在日米軍司令官、米第 5 空軍司令官	横田基地対策に関する要望（総合要請）
12月 11日	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官、在日米軍司令官、米第 5 空軍司令官	横田基地対策に関する追加要望

■ 平成 27 年度

月 日	提出先等	活動内容
5月 20日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	MV-22 オスプレイのハワイ州での事故について（要請）
5月 28日	外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長	横田基地への CV-22 オスプレイの配備について（要請）
8月 31日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	平成 27 年度 横田基地日米友好祭に関する安全確保及び騒音対策について（要請）
9月 9日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地関係車両からの銃弾等の落下事故について（要請）
9月 16日	北関東防衛局長	横田基地日米友好祭における MV-22 オスプレイの展示について（口頭要請）
11月 16日	防衛大臣、北関東防衛局長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、財務大臣、環境大臣、厚生労働大臣	平成 27 年度横田基地対策に関する要望（総合要請）
11月 26日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止要請について（要請）
12月 16日	北関東防衛局長	米国カリフォルニア州での MV-22 オスプレイの着艦失敗について（口頭要請）
12月 18日	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官、在日米軍司令官、米第 5 空軍司令官	横田基地対策に関する要望（総合要請）
1月 21日	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	戦闘機の横田基地への飛来について（口頭要請）
3月 2日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	調布飛行場への UH-1 の予防着陸について（要請）
3月 17日	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における UH-1 の飛行訓練の実施について（口頭要請）
3月 23日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	東富士演習場におけるパラシュート降下訓練中の誤投下について（口頭要請）

平成 28 年度

月 日	提出先等	活動内容
4月 25日	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地所属の UH-1 のキャンプ富士内に

月 日	提出先等	活動内容
		おける予防着陸について（口頭要請）
7月28日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	戦闘機の横田基地への飛来について（口頭要請）
8月25日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	台風9号に伴う横田基地からの雨水、砂利等の流出について（口頭要請）
8月26日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地日米友好祭に関する安全確保及び騒音対策について（要請）
9月16日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	PASの更新に伴う試験作動について（口頭要請）
9月20日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	航空機の緊急着陸について（口頭要請）
10月25日	北関東防衛局長	平成28年度日米共同統合演習に係る横田基地における訓練について（口頭要請）
11月1日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地所属UH-1の富山空港への予防着陸について（口頭要請）
11月11日	北関東防衛局長	米国メリーランド州でのMV-22オスプレイの着陸失敗について（口頭要請）
11月14日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における演習・監査の実施について（口頭要請）
11月16日	防衛大臣、北関東防衛局長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、財務大臣、環境大臣、厚生労働大臣	平成28年度横田基地対策に関する要望（総合要請）（国）
11月30日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止について（要請）
12月14日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、在日米軍司令官、米第5空軍司令官	平成28年度横田基地対策に関する要望（総合要請）（米軍）
12月15日	外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長	沖縄県名護市沖合でのMV-22オスプレイの不時着水について（要請）
12月16日	北関東防衛局長	沖縄県普天間基地におけるMV-22オスプレイの胴体着陸について（口頭要請）
3月6日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地所属C-130Hの整備中の燃料漏れについて（要請）
3月21日	北関東防衛局長	横田基地へのCV-22オスプレイ配備に関する情報提供のあり方について（要請）
3月30日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地におけるC-5輸送機の緊急着陸について（口頭要請）
3月31日	北関東防衛局長	米空軍グローバルホークの横田飛行場への一時展開（暫定措置）について（要請）

■ 平成 29 年度

月 日	提出先等	活動内容
4 月 25 日	外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、米海軍厚木航空施設司令官、米海軍第 5 空母航空団司令官、第 5 空軍司令官、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練について（要請）
5 月 11 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	福生市における米軍関係者による交通事故について（口頭要請）
6 月 2 日	北関東防衛局長	韓国軍機の横田飛行場への緊急着陸について（口頭要請）
6 月 5 日	北関東防衛局長	横田飛行場における米軍機 F-16 及び韓国空軍機 F-16 の離陸について（口頭要請）
6 月 19 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	在韓米空軍 C-5 輸送機の部品紛失について（口頭要請）
7 月 13 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地所属 C-130H の部品遺失について（要請）
7 月 21 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における C-5 輸送機のブレーキ・システムの不具合について（口頭要請）
8 月 7 日	北関東防衛局長	MV-22 オスプレイのオーストラリアにおける訓練中の事故について（口頭要請）
8 月 16 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地内で実施されている夜間工事について（口頭要請）
8 月 23 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地周辺におけるヘリコプターの飛行について（口頭要請）
8 月 24 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	厚木基地所属航空機の部品遺失について（口頭要請）
8 月 31 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地日米友好祭に関する安全確保及び騒音対策について（要請）
9 月 8 日	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地日米友好祭への航空自衛隊輸送機の参加について（要請）
10 月 31 日	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における運用時間帯外の航空機の運用について（口頭要請）
11 月 17 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における物料投下訓練中の事故について（口頭要請）
11 月 21 日	防衛大臣、北関東防衛局長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、財務大臣、環境大臣、厚生労働大臣	平成 29 年度横田基地対策に関する要望（総合要請）
11 月 30 日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止について（要請）

月 日	提出先等	活動内容
12月7日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田飛行場への戦闘機の飛来について（口頭要請）
12月7日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地所属C-130Jの部品遺失について（要請）
12月8日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地所属C-130Jの部品遺失について（口頭要請）
12月18日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、在日米軍司令官、米第5空軍司令官	平成29年度横田基地対策に関する要望（総合要請）
12月28日	北関東防衛局長	防衛施設周辺放送受信事業の見直しについて（口頭要請）
1月10日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	米軍属による交通事故の再発防止について（要請）
2月5日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における航空機の運用の増加の見込みについて（口頭要請）
3月1日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	嘉手納飛行場における横田基地所属C-130Jの予防着陸について（要請）

■ 平成30年度

月 日	提出先等	活動内容
4月3日	北関東防衛局長	CV-22 オスプレイの横田飛行場への配備について（口頭要請）
4月11日	外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍司令官、第5空軍司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	羽村第三中学校テニスコートへのパラシュートの落下について（抗議）
4月11日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	羽村第三中学校へのパラシュート落下について（要請）
4月12日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	羽村第三中学校へのパラシュートの落下事故について（追加口頭要請）
4月27日	防衛大臣、北関東防衛局長	CV-22 オスプレイの横田飛行場への配備について（要請）
6月4日	防衛大臣、北関東防衛局長	横田基地へのCV-22 オスプレイの配備について（要請）
6月6日	北関東防衛局長	CV-22 オスプレイの奄美空港への着陸について（口頭要請）
6月22日	北関東防衛局長	防衛施設周辺放送受信事業の見直しに関する国の対応について（口頭要請）
7月11日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地への戦闘機の飛来について（口頭要請）
7月20日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	沖縄県への台風接近に伴う米軍機の横

月 日	提出先等	活動内容
		田飛行場へ避難について（口頭要請）
8月10日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	沖縄への台風接近に伴う米軍機の横田基地への飛来について（口頭要請）
8月22日	外務大臣、防衛大臣、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	CV-22 オスプレイの横田飛行場への配備について（口頭要請）
8月27日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地日米友好祭に関する安全確保及び騒音対策について（要請）
9月25日	外務大臣、防衛大臣、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地へのCV-22 オスプレイ配備について（要請）
11月30日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における正月三が日の飛行停止について（要請）
12月18日	防衛大臣、北関東防衛局長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、財務大臣、環境大臣、厚生労働大臣	平成29年度横田基地対策に関する要望（総合要請）
12月19日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、在日米軍司令官、米第5空軍司令官	平成29年度横田基地対策に関する要望（総合要請）
12月21日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	C-130輸送機による物資投下訓練におけるパラシュートの施設区域外への落下について（口頭要請）
1月7日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
1月9日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	C-130輸送機による人員降下訓練におけるパラシュートの落下について（口頭要請）
1月9日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	C-130輸送機による人員降下訓練における連日のパラシュートの落下について（口頭要請）
1月10日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	C-130輸送機による人員降下訓練におけるパラシュートの落下について（文書要請）
1月11日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	C-130輸送機による人員降下訓練の再開について（口頭要請）
2月1日	北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	東富士演習場における米軍機による空中投下訓練中のパラシュート落下について（口頭要請）
2月21日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田飛行場への米軍機ダイバートについて（口頭要請）

月 日	提出先等	活動内容
2月22日	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	C-17輸送機の運用時間帯外の飛行について（口頭要請）
2月24日	北関東防衛局長事務代理北関東防衛局次長	横田飛行場へのオスプレイの飛来について（口頭要請）

■ 令和元年度

月 日	提出先等	活動内容
31. 4. 2	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
31. 4. 4	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
31. 4. 18	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における訓練等の情報提供について（口頭要請）
元. 5. 3	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
元. 5. 8	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における演習等の実施について（口頭要請）
元. 5. 14	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	米軍関係者による交通事故の再発防止について（口頭要請）
元. 5. 15	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	米軍関係者による交通事故の再発防止について（文書要請）
元. 5. 22	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
元. 5. 30	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	米軍関係者による交通事故の再発防止について（文書要請）
元. 7. 8	北関東防衛局長	国内における米空軍機からの空挺降下訓練について（口頭要請）
元. 7. 23	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における演習等の実施について（口頭要請）
元. 7. 30	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
元. 7. 31	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
元. 8. 2	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	米空軍グローバルホークの横田飛行場

月 日	提出先等	活動内容
	官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	への一時展開について（文書要請）
元. 8. 9	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における演習等の実施について（口頭要請）
元. 8. 20	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地日米友好祭に関する安全確保及び騒音対策について（文書要請）
元. 9. 10	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団長兼習志野駐屯地司令	横田基地日米友好祭への陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団の参加について（文書要請）
元. 9. 20	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
元. 9. 26	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地での人員降下訓練におけるRA-1型パラシュートを使用した訓練の再開について（口頭要請）
元. 9. 30	北関東防衛局長	オスプレイに関する情報提供について（口頭要請）
元. 10. 9	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地所属軍人の酒気帯び運転による事故について（文書要請）
元. 10. 24	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における演習等の実施について（口頭要請）
元. 11. 11	北関東防衛局長	国内における米空軍機からの空挺降下訓練について（口頭要請）
元. 11. 21	北関東防衛局長	令和2年降下訓練始め行事における日米空挺降下の展示について（口頭要請）
元. 11. 29	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地における正月三が日の飛行停止について（文書要請）
元. 12. 18	在日米軍兼第5空軍司令部司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	令和元年度横田基地対策に関する要望書（総合要請）
元. 12. 20	内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、防衛大臣、北関東防衛局長	令和元年度横田基地対策に関する要望書（総合要請）
2. 1. 8	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	KC-135 空中給油機の横田基地への着陸について（口頭要請）
2. 2. 10	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地の航空機訓練について（口頭要請）
2. 2. 17	北関東防衛局長	令和元年度日米共同統合防災訓練につ

月 日	提出先等	活動内容
		いて（口頭要請）
2. 3. 27	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（口頭要請）

■ 令和2年度

月 日	提出先等	活動内容
2. 4. 3	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について（口頭要請）
2. 5. 13	外務大臣・防衛大臣・北関東防衛局長・横田防衛事務所長・在日米軍司令官・在日米海軍司令官・米海軍厚木航空施設司令官・米海軍第 5 空母航空団司令官・第 5 空軍司令官・在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練について（文書要請）
2. 5. 20	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における演習等の実施について（口頭要請）
2. 5. 26	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	米空軍グローバルホークの横田飛行場への一時展開について（文書要請）
2. 6. 15	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
2. 6. 17	在日米軍横田基地第374空輸航空団副司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う感染拡大防止について（文書要請）
2. 6. 18	在日米軍横田基地第374空輸航空団副司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地所属 CV-22 オスプレイの部品遺失について（文書要請）
2. 6. 25	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地所属 CV-22 オスプレイの部品遺失について（追加口頭要請）
2. 6. 29	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
2. 7. 1	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	新型コロナウイルス感染症対策実施中における航空機の運用について（口頭要請）
2. 7. 3	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	立川市へのパラシュート落下について（文書要請）
2. 7. 6	北関東防衛局長	国内における米空軍機からの降下訓練

月 日	提出先等	活動内容
		について（口頭要請）
2. 7. 7	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	立川市へのパラシュート落下について（追加口頭要請）
2. 7. 10	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	人員降下訓練に伴う福生市へのフィンの落下について（文書要請）
2. 7. 20	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地関係者による飲酒を伴う交通事故について（文書要請）
2. 7. 21	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地における新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（口頭要請）
2. 7. 28	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地所属空軍兵の飲酒運転による交通事故について（文書要請）
2. 8. 3	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における演習等の実施について（口頭要請）
2. 8. 21	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
2. 8. 27	北関東防衛局長	国内における米空軍機からの降下訓練について（口頭要請）
2. 8. 31	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
2. 9. 11	北関東防衛局長	国内における米空軍機からの降下訓練について（口頭要請）
2. 10. 2	北関東防衛局長	令和 2 年度日米共同統合演習（実動演習）について（口頭要請）
2. 10. 9	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地関係者による飲酒を伴う交通事故について（文書要請）
2. 10. 16	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における演習等の実施について（口頭要請）
2. 11. 20	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地における新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（口頭要請）
2. 11. 26	北関東防衛局長	令和 3 年降下訓練始め行事における日米空挺降下の展示について（口頭要請）
2. 11. 30	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地における正月三が日の飛行停止について（文書要請）
2. 12. 11	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地から基地外処分場へ搬出され

月 日	提出先等	活動内容
	官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	た土から銃弾が発見されたことについて（口頭要請）
2. 12. 22	在日米軍兼第5空軍司令部司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令部司令官	令和2年度横田基地対策に関する要望（総合要請）の実施について
2. 12. 23	内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、防衛大臣、北関東防衛局長	令和2年度横田基地対策に関する要望（総合要請）の実施について
3. 1. 7	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
3. 1. 12	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
3. 1. 15	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	緊急事態宣言下における航空機の運用について（口頭要請）
3. 1. 28	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地における演習の実施に関わる事前の情報提供について（口頭要請）
3. 1. 28	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地への戦闘機の飛来について（口頭要請）
3. 2. 1	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練について（口頭要請）
3. 2. 5	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地への戦闘機の飛来等について【続報】（口頭要請）
3. 3. 1	北関東防衛局長	国内における米空軍機からの降下訓練について（口頭要請）

■ 令和3年度

月 日	提出先等	活動内容
3. 4. 2	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地関係者による飲酒を伴う交通事故について（R3.3.31発生）（文書要請）
3. 4. 6	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（4.7～14）（口頭要請）
3. 4. 16	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における演習の実施等について（口頭要請）
3. 4. 19	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）

月 日	提出先等	活動内容
3. 4. 27	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
3. 5. 4	外務大臣・防衛大臣・北関東防衛局長・横田防衛事務所長・在日米軍司令官・在日米海軍司令官・米海軍厚木航空施設司令官・米海軍第5空母航空団司令官・第5空軍司令官・在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練について（文書要請）
3. 5. 12	北関東防衛局長	令和3年度第1回国内における米空軍機からの降下訓練について（口頭要請）
3. 5. 17	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	米空軍グローバルホークの横田飛行場への一時展開について（文書要請）
3. 6. 14	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
3. 6. 16	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	山形空港における横田基地所属CV-22 オスプレイの予防着陸について（文書要請）
3. 6. 28	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
3. 7. 5	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
3. 7. 12	北関東防衛局長	令和3年度第2回国内における米空軍機からの降下訓練について（口頭要請）
3. 7. 14	北関東防衛局長	MV-22 オスプレイ及びA-10の横田基地への飛来について（口頭要請）
3. 7. 21	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官・防衛大臣・外務大臣・北関東防衛局長	CV-22 オスプレイの横田飛行場配備について（文書要請）
3. 7. 30	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における演習の実施等について（口頭要請）
3. 8. 5	北関東防衛局長	陸上自衛隊第一空挺団の米国における米陸軍との実動訓練について（口頭要請）
3. 9. 28	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	仙台空港における横田基地所属CV-22 オスプレイの予防着陸について（文書要請）
3. 10. 12	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における演習の実施等につい

月 日	提出先等	活動内容
		て（口頭要請）
3. 10. 20	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地への戦闘機の飛来について（口頭要請）
3. 11. 5	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地への戦闘機の飛来及び訓練の実施について（口頭要請）
3. 11. 11	北関東防衛局長	令和 3 年度第 3 回国内における米空軍機からの降下訓練について（口頭要請）
3. 11. 15	北関東防衛局長	令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練について（口頭要請）
3. 11. 30	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地における正月三が日の飛行停止について（文書要請）
3. 12. 3	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	館山航空基地における横田基地所属 C V-22 オスプレイの予防着陸について（文書要請）
3. 12. 13	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について（口頭要請）
3. 12. 14	北関東防衛局長	令和 4 年降下訓練始め行事における日米空挺降下の展示について（口頭要請）
3. 12. 24	内閣総理大臣・総務大臣・外務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・環境大臣・防衛大臣・北関東防衛局長	令和 3 年度横田基地対策に関する要望（総合要請）の実施について
3. 12. 27	在日米軍兼第 5 空軍司令部司令官・在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令部司令官	令和 3 年度横田基地対策に関する要望（総合要請）の実施について
3. 12. 28	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について（口頭要請）
4. 1. 7	在日米軍兼第 5 空軍司令部司令官・在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・外務大臣・防衛大臣・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	横田基地における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について（文書要請）
4. 1. 24	北関東防衛局長	令和 3 年度第 4 回国内における米空軍機からの降下訓練について（口頭要請）
4. 3. 14	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官・外務大臣・防衛大臣・北関東防衛局長・横田防衛事務所長	サクラ・スプリング・フェスティバル 2022 に関する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について（口頭要請）

■ 令和4年度

月 日	提出先等	活動内容
4.4.14	在日米軍兼第5空司令部官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地における新型コロナウイルス感染症の発生状況の公表について(口頭要請)
4.4.15	北関東防衛局長	令和4年度第1回国内における米空軍機からの降下訓練について(口頭要請)
4.4.27	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、防衛省北関東防衛局長、防衛省北関東防衛局横田防衛事務所長	横田基地における演習の実施について(口頭要請)
4.5.4	外務大臣、防衛大臣、防衛省北関東防衛局長、防衛省北関東防衛局横田防衛事務所長、在日米軍司令官・在日米海軍司令官、米海軍厚木航空施設司令官、米海軍第5空母航空団司令官、第5空軍司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	空母ロナルド・レーガン艦載機について(文書要請)
4.5.10	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、防衛省北関東防衛局長、防衛省北関東防衛局横田防衛事務所長	横田基地日米友好祭に関する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、安全確保及び騒音対策について(文書要請)
4.5.13	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、防衛省北関東防衛局長、横田防衛事務所長	米空軍グローバル・ホークの横田飛行場への一時展開について(文書要請)
4.5.19	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団長兼習志野駐屯地司令、北関東防衛局長	横田基地日米友好祭における空挺降下の展示について(文書要請)
4.7.1	北関東防衛局長	令和4年度第2回国内における米空軍機からの降下訓練及び口頭要請について
4.7.22	北関東防衛局長	令和4年度米国及び尼国における米陸軍との実動訓練(ガルーダ・シールド22)への参加について(口頭要請)
4.8.9	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地におけるサル痘感染者の発生に伴う感染拡大防止について(口頭要請)
4.8.16	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、防衛省北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地関係者による飲酒を伴う交通事故について(文書要請)

月 日	提出先等	活動内容
4. 9. 2	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	嘉手納基地所属航空機による横田基地への一時避難(口頭要請)
4. 9. 4	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、外務大臣、防衛大臣	横田基地に配備されているCV-22オスプレイについて(文書要請)
4. 9. 16	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、防衛省北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地への戦闘機の飛来及び訓練の実施について(文書要請)
4. 9. 28	北関東防衛局長	令和4年度第3回国内における米空軍機からの降下訓練及び口頭要請について(口頭要請)
4. 9. 28	北関東防衛局長	令和4年度国内における米海兵隊との実動訓練について(口頭要請)
4. 10. 3	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官	横田基地における演習の実施等について(口頭要請)
4. 10. 24	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	南紀白浜空港における横田基地所属CV-22オスプレイの予防着陸について(文書要請)
4. 10. 27	北関東防衛局長	令和4年度日米共同統合演習(実動演習)について(口頭要請)
4. 10. 27	北関東防衛局長	令和4年度離島統合防災訓練及び令和4年度日米共同統合防災訓練について(口頭要請)
4. 11. 2	北関東防衛局長	令和4年度第4回国内における米空軍機からの降下訓練について(口頭要請)
4. 11. 30	横田防衛事務所長	横田基地における正月三が日の飛行停止について(文書要請)
4. 12. 1	北関東防衛局長	令和5年降下訓練始め行事における日米空挺降下の展示について(口頭要請)
4. 12. 15	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地関係者による飲酒を伴う交通事故について(文書要請)
4. 12. 22	在日米軍兼第5空軍司令部司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令部司令官	令和4年度横田基地対策に関する要望(総合要請)の実施について
4. 12. 23	内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、防衛大臣、北関東防衛局長	令和4年度横田基地対策に関する要望(総合要請)の実施について

月 日	提出先等	活動内容
5. 1. 6	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地への戦闘機の飛来及び訓練の実施について(口頭要請)
5. 1. 25	北関東防衛局長	令和 4 年度第 5 回国内における米空軍機からの降下訓練について(口頭要請)
5. 1. 30	北関東防衛局長	コープ・ノース 23 における日米豪共同訓練の実施について(口頭要請)
5. 3. 16	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地への戦闘機の飛来について(口頭要請)

■ 令和 5 年度

月 日	提出先等	活動内容
5. 4. 19	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地所属 C-12 の部品遺失について(文書要請)
5. 4. 21	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地日米友好祭に関する安全確保及び騒音対策について(文書要請)
5. 5. 8	外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長、在日米海軍司令官、米海軍厚木航空施設司令官、米海軍第 5 空母航空団司令官、在日米軍司令官・第 5 空軍司令官、在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練について(文書要請)
5. 5. 12	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	米空軍グローバル・ホークの横田飛行場へ一時展開について(文書要請)
5. 5. 16	北関東防衛局長	令和 5 年度第 1 回国内における米空軍機からの降下訓練について(口頭要請)
5. 5. 18	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官、陸上自衛隊陸上総隊第 1 空挺団長兼習志野駐屯地司令、北関東防衛局長	横田基地日米友好祭における空挺降下の展示について(文書要請)
5. 5. 23	防衛大臣、北関東防衛局長	防衛施設周辺放送受信事業の助成対象区域指定基準の見直しについて(口頭要請)
5. 6. 16	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練の実施について(口頭要請)
5. 6. 20	在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官	横田基地における人員降下訓練に係る情報提供の徹底について(口頭要請)

月 日	提出先等	活動内容
5. 6. 23	北関東防衛局長	令和5年度第2回国内における米空軍機からの降下訓練について（口頭要請）
5. 6. 29	北関東防衛局長	モビリティ・ガーディアン23における多国間共同訓練の実施について（口頭要請）
5. 7. 5	防衛大臣、北関東防衛局長	横田飛行場内における泡消火薬剤の漏出への対応について（文書要請）
5. 7. 25	北関東防衛局長	令和5年度第3回国内における米空軍機からの降下訓練について（口頭要請）
5. 8. 10	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地における人員降下訓練に係る情報提供の徹底について（口頭要請）
5. 8. 17	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	東京都調布飛行場における横田基地所属ヘリコプターの予防着陸及について（口頭要請）
5. 9. 4	北関東防衛局長	令和5年度第4回国内における米空軍機からの降下訓練について（口頭要請）
5. 9. 8	北関東防衛局長	令和5年度インドネシアにおける米尼軍等との実動訓練（スーパー・ガルーダ・シールド23について（口頭要請）
5. 9. 20	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地関係者による飲酒を伴う交通事故について（文書要請）
5. 10. 13	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地における演習の実施等について（口頭要請）
5. 11. 22	防衛大臣、北関東防衛局長	横田飛行場内における泡消火薬剤漏出への対応について（文書要請）
5. 11. 28	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地における人員降下訓練に係る情報提供の徹底について（口頭要請）
5. 11. 30	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長、横田防衛事務所長	横田基地における正月三が日の飛行停止について（文書要請）
5. 11. 30	北関東防衛局長	令和6年降下訓練始め行事における日米空挺降下の展示について（口頭要請）
5. 11. 30	在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、防衛大臣、北関東防衛局長	鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属CV-22オスプレイの墜落について（文書要請）
5. 12. 18	在日米軍兼第5空軍司令部司令官、在日米	令和5年度横田基地対策に関する要望

月 日	提出先等	活動内容
	軍横田基地第374空輸航空団司令部司令官	(総合要請)の実施について
5. 12. 20	内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、防衛大臣、北関東防衛局長	令和5年度横田基地対策に関する要望 (総合要請)の実施について

※令和5年度は、令和5年12月末時点での実績を記載している。

3. 国及び東京都等の機関

(1) 防衛省組織

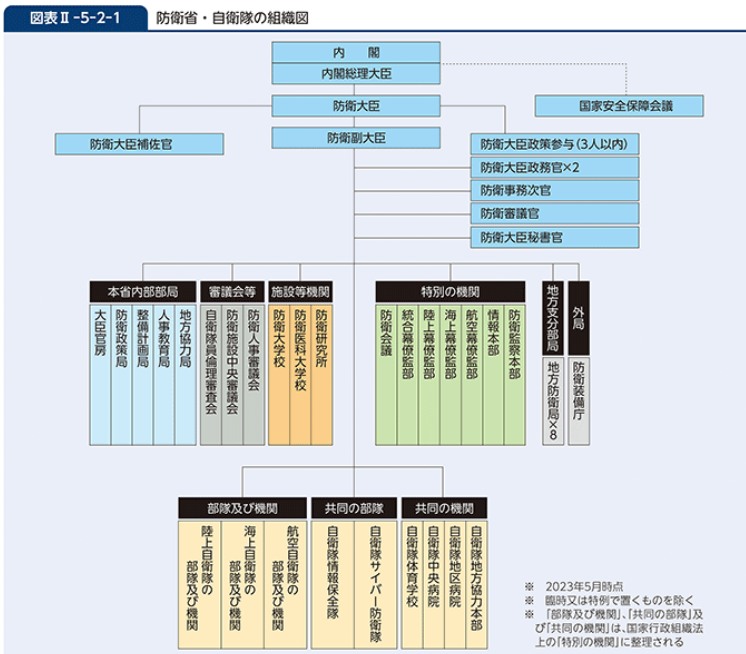
◆所在地 東京都新宿区市谷本村町5-1

基地周辺対策等の実施機関として、防衛省の中に地方防衛局があり、8防衛局、4支局、29事務所が設置されている。

◆地方防衛局

防衛行政全般の地方における拠点として、北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局、九州防衛局、沖縄防衛局の8つの地方防衛局を設置しており、横田基地関係は、北関東防衛局及び横田防衛事務所が管轄している。

これらの地方防衛局は、基地周辺対策事業や装備品の検査などに加え、防衛省・自衛隊の取組みに対して地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を得るための様々な施策(地方協力確保事務)を行っている。



(出展：防衛白書「令和5年版 日本の防衛」(令和5年7月発行))

① 北関東防衛局

◆所在地 〒330-9721 埼玉県さいたま市新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館（電話 048-600-1800）

◆管轄区域 関東上信越の1都7県
（東京、新潟、群馬、長野、栃木、茨城、埼玉、千葉）

◆所掌事務

- 総務部 総務、予算、会計、契約、広報、争訟に関すること
防衛施設に関する調査及び資料の作成・収集
在日米軍従業員の労務管理
- 企画部 部内事務の企画立案、地方自治体との政策的調整
防衛施設周辺対策事業の実施についての調整等
民生安定施設の整備、道路整備、障害防止工事、学校等の防音工事
住宅防音工事、家屋の移転補償等
- 調達部 部内事務の企画立案、建設工事の実施計画の作成等
建築、土木、電気、機械、通信工事の設計、積算、監査、検査
火器、弾薬庫、武器、車両、航空機、通信機材等の原価監査、監督、検査
- 管理部 部内事務の企画立案、在日米軍に対する調達等
在日米軍構成員等に起因する事故等の損害賠償
防衛施設の財産の管理、防衛施設用地等の取得
自衛隊・在日米軍の行為による農業・漁業・林業経営上の損失補償等

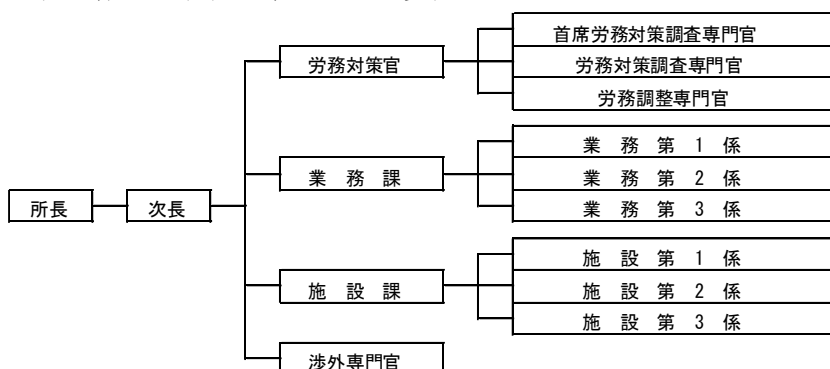
◆防衛事務所・出張所

新潟、前橋、宇都宮、百里、横田、千葉の6つの防衛事務所と小笠原出張所が設置されており、防衛施設及び周辺対策等に関連する地元における窓口となっている。

② 横田防衛事務所

◆所在地 東京都福生市熊川864番地（電話 042-551-0319）

◆組織 令和5年4月1日現在



◆管轄区域 東京都（特別区、清瀬市、伊豆諸島などの島しょ地域を除く）及び埼玉西部地域の 35 市 17 町 2 村

◆所掌事務

- ・米軍及び自衛隊が使用する施設の取得、管理、補償並びに建設工事の連絡・調整等業務
- ・基地周辺対策業務
- ・地位協定 18 条関係（事故補償）賠償業務
- ・駐留軍労務者の労務対策関係業務
- ・補助金事業関係業務

◆沿革

- 昭和 24 年 7 月 1 日 特別調達庁横田監督官事務所として発足（福生町福生 2328 番地）
- 昭和 25 年 4 月 1 日 特別調達庁東京特別調達局横田監督事務所に改称
- 昭和 27 年 4 月 1 日 調達庁東京調達局横田出張所に改称
- 昭和 28 年 8 月 1 日 調達庁東京調達局横田調達事務所に改称
- 昭和 37 年 11 月 1 日 防衛庁設置法の一部を改正する法律が公布され、東京防衛施設局横田防衛施設事務所となる
- 昭和 47 年 3 月 事務所が現在の場所に完成し移転する
- 昭和 62 年 5 月 21 日 立川防衛施設事務所が、横田防衛施設事務所に統合される
- 平成 12 年 3 月 1 日 入間川防衛施設事務所が、横田防衛施設事務所に統合される
- 平成 19 年 9 月 1 日 防衛施設庁東京防衛施設局が防衛省北関東防衛局に改編されたことに伴い、北関東防衛局横田防衛事務所となる

（２）東京都の基地関係窓口

東京都における基地関係窓口は、都市整備局であり、基地に起因する諸問題の対応にあたっている。また、航空機騒音に係る環境基準の地域指定に関連して、騒音防止の観点から航空機騒音調査を環境局が担当している。

それぞれ、基地対策に関連して、都市整備局では、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（昭和 37 年 1 月設立）を通じ、関係予算の確保や対策の充実について要望している。

環境局では、関係省庁（環境省、防衛省、外務省）や基地等に対して、航空機騒音防止対策の推進に関して要請等をしている。

（３）一般財団法人 防衛施設周辺整備協会

◆所在地 本部 東京都港区芝 3-41-8 駐健保会館 3F （電話 03-3451-9221）

◆目的 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する諸問題の解決と改善のために必要とされる施策についての調査及び研究を行い、その結果を国及び地方公共団体等の施策に反映させ、また必要な事業の推進に協力し、もって民生の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- ◆ 航空機騒音度等調査研究事業
 - ・ 航空機騒音度調査等に関する国及び民間からの受託業務
 - ・ 協会の学術、技術の向上を図るため、音響・建築・心理学の研究をしている大学等との研究会の実施等の積極的な交流
- ◆ 住宅防音等事業
 - ・ 住宅防音事業の事務手続に係る受託業務
 - ・ 住宅防音事業に係る補助事業者及び施工業者等からの相談等に対する支援
 - ・ 住宅防音実施後の住宅の建具部品等（鍵機能限定）の交換経費の助成
- ◆ 調和事業
 - ①環境保全支援研修事業
 - ・ 防衛施設周辺整備全国協議会との共催による基地周辺対策実務研修会の実施
 - ・ 防衛施設周辺の基地協議会等が実施する基地周辺対策実務地方研修会の経費の一部の助成
 - ②環境保全対策融和事業
 - ・ 防衛施設周辺市町若しくは自衛隊等協力諸団体が実施する行事で、自衛隊等と防衛施設周辺住民との融和に資する行事等に対し、経費の一部を関係団体に助成
 - ・ 防衛施設周辺市町村が、学識経験者等を招いて実施する各種講演会並びに地域に適応した市民活動及び講習会の経費の一部の助成

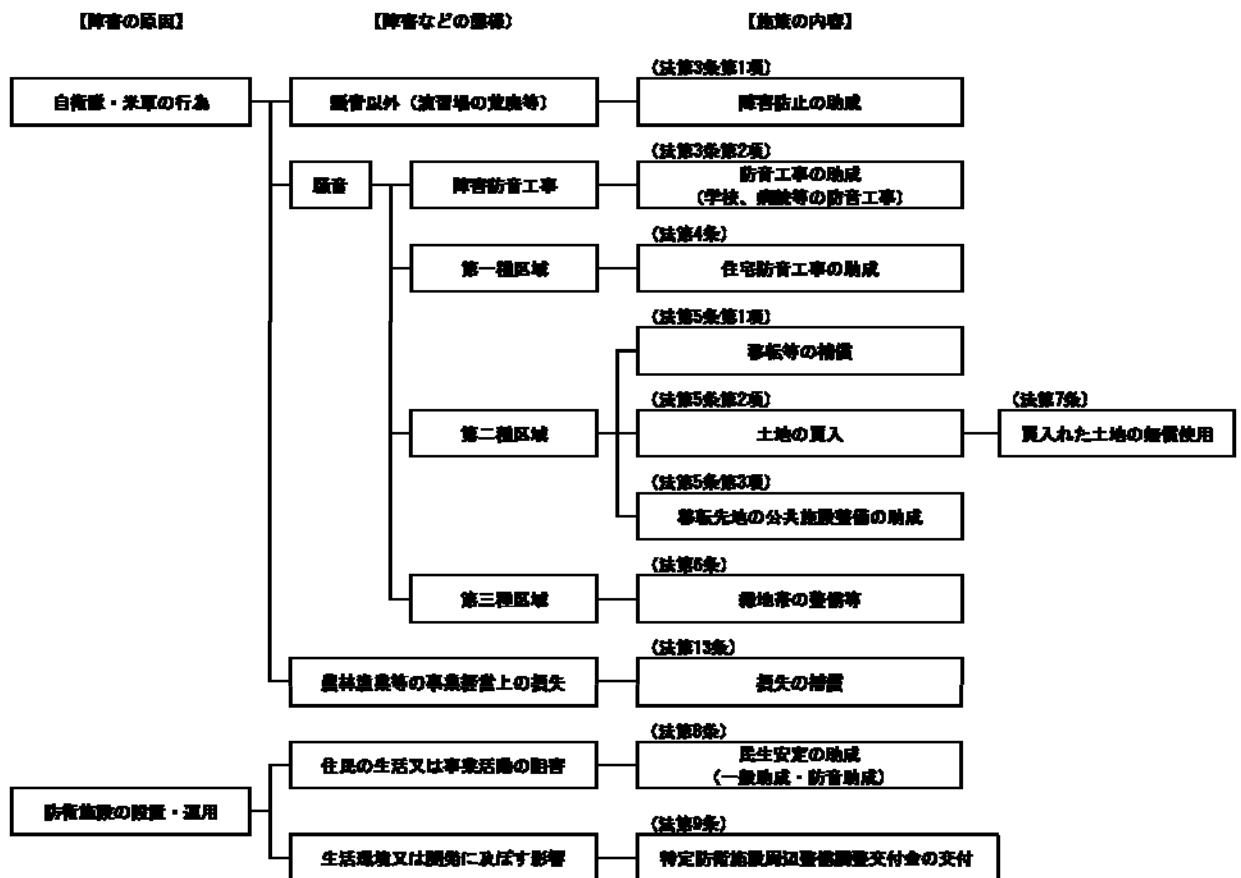
第6章 基地周辺の生活環境の整備

1. 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の概要、体系及び事業実績

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）は、4章20条で構成されており、その概要等は次のとおりである。

■「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の体系

最終改正：平成26年6月13日号外法律第69号



（1）障害防止工事の助成（第3条）

地方公共団体その他の者が自衛隊等の特定の行為（重車両の頻繁な使用、航空機の頻繁な離着陸など）により生ずる障害の防止又は軽減のため、特定の公共施設等について必要な工事、又は、学校、病院等の防音工事を行うときに、予算の範囲内において費用の全部又は一部を国が補助することを定めている。

自衛隊または米軍がその任務を遂行するために、飛行場や演習場等の防衛施設を使用して演習、訓練等を行う場合、演習等により防衛施設周辺地域に障害を及ぼすことがある。

その例として、戦車等の重車両の通行による道路の損傷、演習場内の保水力減退による

洪水や土砂の流出、航空機騒音等による学校教育や病院での診療への障害、航空機の飛行や通信施設からの電波発射によるテレビ受信障害等があげられる。

障害防止工事の助成は、そのような自衛隊または米軍の特性ある行為により多数の人々の生活や事業活動に生ずる障害を防止、軽減するため、地方公共団体等が公共施設またはこれに準ずる施設について防音工事等、必要な工事を行うとき、これに要する費用を国が助成するもので、原則として全額を補助する趣旨のものである。

■ 羽村市における「障害防止工事」（騒音防止事業）

（単位：千円）

年度	施設名		事業内容（3条）	事業費	補助額
昭和 52	松林小学校	校舎	RC4 階建 実施設計、併行防音・除湿工事	16,009	13,956
	小作台小学校	校舎	RC4 階建 実施設計、併行防音・除湿工事	36,467	31,256
昭和 53	富士見小学校	校舎	RC4 階建 実施設計、併行防音・除湿工事	36,574	36,398
	羽村第二中学校	校舎	RC4 階建 実施設計、併行防音・除湿工事	23,806	23,806
	羽村第一中学校	校舎	RC4 階建 実施設計、併行防音・除湿工事	57,767	56,211
昭和 54	栄小学校	校舎	RC4 階建 実施設計、併行防音・除湿・温度保持工事	25,849	24,889
	第7小学校	校舎	RC4 階建 実施設計、併行防音・除湿工事	109,576	102,687
昭和 56	羽村第三中学校	校舎	RC4 階建 実施設計、併行防音・除湿・温度保持工事	136,565	133,187
	小作台小学校	校舎	RC4 階建 実施設計、併行防音工事	14,693	12,362
昭和 57	羽村西小学校	校舎	RC3 階建 実施設計、温度保持工事（復機）	115,888	8,713
	羽村東小学校	校舎	RC3 階建 実施設計、温度保持工事（復機）	21,713	14,819
	武蔵野小学校	校舎	RC4 階建 実施設計、併行防音・除湿・温度保持工事	36,214	33,055
昭和 58	羽村第一中学校	校舎	RC3 階建 実施設計（復建1）	1,807	1,634
	羽村東小学校	校舎	RC3 階建 実施設計（復建1）	1,193	1,091
昭和 59	羽村第一中学校	講堂	RC2 階建 実施設計（改築併行防音）	9,500	3,332

年度	施設名		事業内容 (3 条)	事業費	補助額
	羽村東小学校	講堂	RC2 階建 実施設計 (改築併行防音)	6,800	2,325
	羽村第一中学校	校舎	RC3 階建 復建 1 工事	92,644	56,726
	羽村東小学校	校舎	RC3 階建 復建 1 工事	96,707	52,726
昭和 60	羽村東小学校	講堂	RC2 階建 実施設計、改築併行防音工事	236,958	73,855
	羽村第一中学校	講堂	RC2 階建 実施設計、改築併行防音工事	309,690	105,450
	富士見小学校	校舎	RC3 階建 実施設計 (防音機能復旧)	2,400	1,560
	羽村第三中学校	校舎	RC4 階建 併行 1 防音工事、除湿・温度保持工事	97,244	90,893
	羽村第一中学校	校舎	RC4 階建 併行 1 防音工事、除湿・温度保持工事	30,951	30,819
昭和 61	富士見小学校	校舎	RC3 階建 実施設計、防音機能復旧工事 (建具取替)	100,306	62,509
	東保育園	園舎	RC2 階建 実施設計 (防音機能復旧、除湿・温度保持)	2,300	1,250
昭和 62	東保育園	園舎	RC2 階建 防音機能復旧、除湿・温度保持工事	61,434	34,366
	羽村第二中学校	校舎	RC3 階建 実施設計 (防音機能復旧、復建 1 温度保持)	3,750	1,762
	羽村西小学校	校舎	RC3 階建 実施設計 (防音併行、除湿・温度保持)	6,620	4,241
昭和 63	羽村西小学校	校舎	RC3 階建 併 1 防音工事	130,926	90,316
	羽村西小学校	校舎	RC3 階建 除湿・温度保持工事	60,958	48,338
	羽村第二中学校	校舎	RC3 階建 防音機能復旧、温度保持工事	164,150	78,577
	羽村西小学校	講堂	RC2 階建 実施設計 (改築併行防音)	9,290	4,550
平成元	羽村西小学校	講堂	RC2 階建 改築併行防音工事	286,739	117,162
	栄小学校	校舎	RC3 階建 実施設計 (防音機能復旧・温度保持)	5,201	3,222
平成 2	栄小学校	校舎	RC3 階建 防音機能復旧・温度保持工事	247,898	96,143
	羽村第一中学校	校舎	RC3 階建 実施設計 (防音機能復旧)	4,170	2,705
平成 3	富士見小学校	講堂	RC2 階建 実施設計 (改築併行防音)	15,397	7,843
	富士見小学校	校舎	RC3 階建 実施設計 (防音機能復旧)	4,168	3,148
	羽村第一中学校	校舎	RC3 階建 防音機能復旧工事	133,198	90,628
	羽村第二中学校	講堂	RC4 階建 実施設計 (改築併行防音)	43,310	13,318
平成 4	富士見小学校	校舎	RC3 階建 防音機能復旧・温度保持工事	155,931	118,760

年度	施設名		事業内容 (3 条)	事業費	補助額
	羽村第二中学校	講堂	RC4 階建 改築併行防音工事	771,633	104,678
	西保育園	園舎	RC 平屋建 実施設計 (防音機能復旧、温度保持)	3,367	1,270
平成 5	富士見小学校	校舎	RC2 階建 改築併行防音工事	416,403	142,443
	栄小学校	講堂	RC3 階建 実施設計 (改築併行防音)	20,984	6,631
	羽村第二中学校	講堂	RC4 階建 改築併行防音工事	776,816	148,322
	西保育園	園舎	RC 平屋建 防音機能復旧・温度・除湿工事	103,589	43,655
平成 6	栄小学校	講堂	RC3 階建 改築併行防音工事	161,453	55,730
平成 7	羽村東小学校	校舎	RC3 階建 実施設計 (改築併行防音)	2,287	2,037
	羽村東小学校	校舎	RC3 階建 改築併行防音工事	37,698	36,994
	松林小学校	校舎	RC4 階建 実施設計 (改築併行防音)	4,719	3,905
	栄小学校	講堂	RC3 階建 改築併行防音工事	477,662	99,177
平成 8	松林小学校	校舎	RC4 階建 改築併行防音工事	201,674	167,782
平成 9	小作台小学校	校舎	RC3 階建 実施設計 (改築併行防音)	2,520	1,997
	福祉センター		RC2 階建 実施設計 (防音併行、温度保持)	3,780	2,256
	さくら保育園	園舎	RC 平屋建 実施設計 (防音機能復旧、温度保持)	1,134	742
平成 10	富士見小学校	校舎	RC4 階建 実施設計 (改築併行防音)	1,679	1,345
	羽村第一中学校	校舎	RC3 階建 実施設計 (改築併行防音)	1,281	1,208
	小作台小学校	校舎	RC4 階建 改築併行防音工事	166,110	149,257
	福祉センター		RC2 階建 防音併行、温度保持工事	138,915	113,181
	さくら保育園	園舎	RC 平屋建 防音機能復旧、温度保持工事	28,508	24,714
平成 11	富士見小学校	校舎	RC3 階建 改築併行防音工事	39,237	31,995
	羽村第一中学校	校舎	RC3 階建 改築併行防音工事	93,860	68,594
平成 12	武蔵野小学校	校舎	RC4 階建 実施設計 (改築併行防音)	4,935	3,553
平成 13	武蔵野小学校	校舎	RC4 階建 改築併行防音工事	219,904	169,904
平成 14	羽村東小学校	校舎	RC3 階建 実施設計 (温度保持)	3,077	2,768
平成 15	羽村東小学校	校舎	RC3 階建 温度・除湿工事	161,115	123,819
	羽村第二中学校	校舎	RC4 階建 実施設計 (温度保持)	7,140	3,916
平成 18	東保育園	園舎	RC 平屋建 温度保持工事	13,984	9,083
	羽村第二中学校	校舎	RC4 階建 温度保持工事	201,246	152,950
平成 19	羽村第三中学校	校舎	RC4 階建 実施設計 (防音機能復旧)	9,669	6,646

年度	施設名	事業内容 (3 条)		事業費	補助額
平成 20	羽村第三中学校	校舎	RC4 階建 防音機能復旧 (機器取替) 工事	200,560	136,770
平成 21	羽村第三中学校	校舎	RC4 階建 防音機能復旧 (機器取替) 工事	125,160	96,698
平成 24	栄小学校	校舎	RC3 階建 実施設計 (防音機能復旧 (機器取替))	5,145	3,727
平成 25	栄小学校	校舎	RC3 階建 防音機能復旧 (機器取替) 工事	241,835	157,695
平成 29	羽村第一中学校	校舎	RC 造 3 階建 防音機能復旧 (機器取替) 工事設計	9,519	4,816
平成 30	羽村第一中学校	校舎	RC 造 3 階建 防音機能復旧 (機器取替) 工事 (I 期)	149,729	97,323
令和元	羽村第一中学校	校舎	RC 造 3 階建 防音機能復旧 (機器取替) 工事 (II 期)	170,103	90,671
令和 3	富士見小学校	校舎	RC4 階建、RC3 階建 実施設計 (防音機能復旧 (機器取替))	8,525	3,568
令和 5	富士見小学校	校舎	RC3 階建 防音機能復旧 (機器取替) 工事 (I 期)	212,629	138,207
	松林小学校	校舎	RC4 階建 実施設計 (防音機能復旧 (機器取替))	10,065	7,548

(2) 飛行場等周辺の生活環境の整備等 (第 4 条～第 7 条)

飛行場又は空対地射爆撃場の周辺について、自衛隊又は米軍の航空機の騒音の度合いに応じて、外側から第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の指定、告示を行い、国は、それぞれ次の措置をとることとしている。

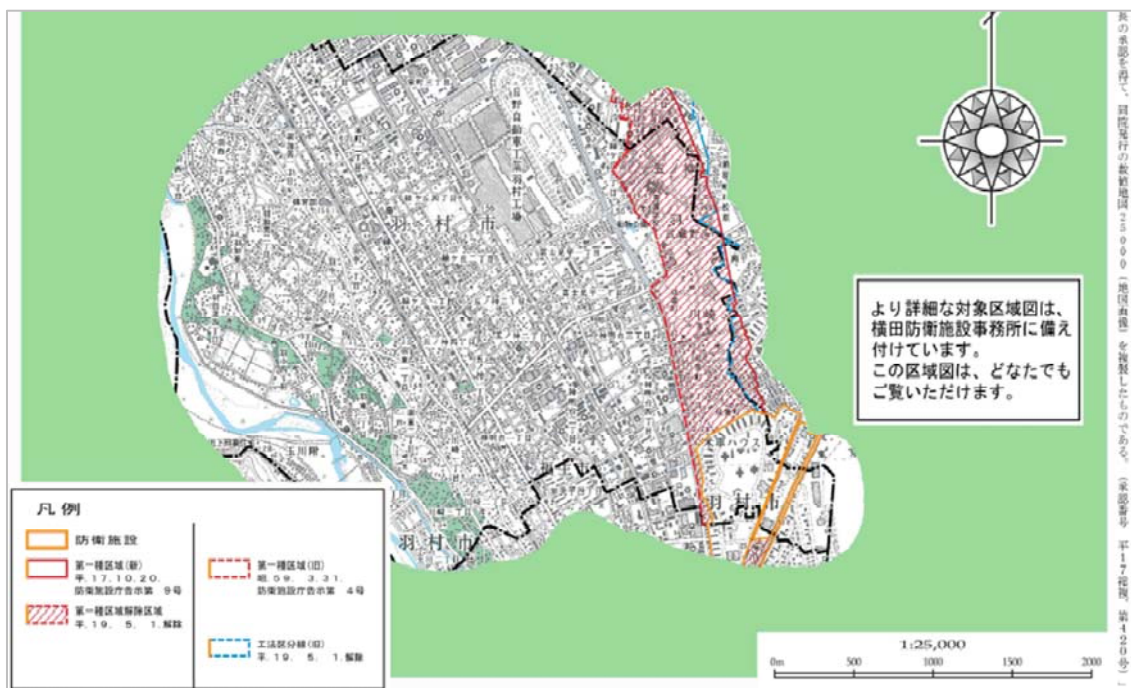
- ① 第 1 種区域に所在する住宅について、防音工事の助成を行う。
- ② 第 2 種区域内から外に建物等の移転を希望する者に対し、移転により通常生ずべき損失の補償及び第 2 種区域内の土地の買い入れを行うとともに、移転先地における公共施設の整備について助成を行う。
- ③ 第 3 種区域内に所在する土地については、緑地帯その他の緩衝地帯として整備する。
- ④ 法第 5 条第 2 項により、国が買い入れた土地を地方公共団体が広場等の用に供するときは、これを無償で使用させることができる。

羽村市については、下図の赤斜線部分が第一種区域に指定されていたが、平成 17 年 10

月 20 日に横田飛行場に係る第一種区域（住宅防音工事の助成対象区域）等の指定及び指定解除（平成 19 年 5 月 1 日適用）に係る告示が行われ、現在、羽村市内で住宅防音工事の助成を受けられる住宅はない。

※指定が解除された区域及び区域が見直された区域では、平成 19 年 4 月 30 日までに住宅防音工事希望届の提出を行った場合には、従来と同じ内容で住宅防音工事の助成が適用された。

■ 対象区域図



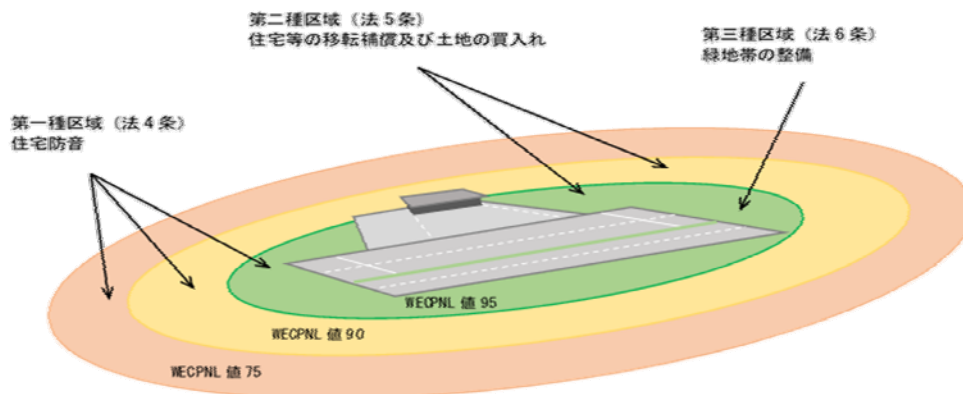
■ 羽村市における住宅防音工事实績（令和 5 年 12 月末日現在）

工事の種別	工事世帯数						合計
	平成 30 年度までの実績	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
新規	627	0	0	0	0	0	627
追加	459	0	0	0	0	0	459

北関東防衛局企画部住宅防音課より

【参考】

■ 住宅防音及び移転補償等の対象区域



【WECPNL】

・WECPNLとは、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（加重等価継続感覚騒音レベル）の略である。Wと略して使用する。

・音響の強度（dB（A）デシベル）、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量（総暴露量）を1日の平均として総合的に評価するもので、ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位。

・なお、「航空機騒音に係る環境基準について」の一部改正（平成25年4月1日適用）により、航空機騒音のうるささを表す単位が変更されたことから、今後の第一種区域等は新たな単位で指定することとされている。

■ 住宅防音事業の種類

告示前住宅防音事業	防衛大臣が指定する第一種区域に、区域指定される以前から所在している住宅が対象
特定住宅防音事業	第一種区域に所在する住宅のうち、下表に記載する区域及び期日に所在している住宅が対象
告示後住宅防音事業	第一種区域に所在する住宅のうち、下表に記載する区域及び期日に所在している住宅が対象

飛行場名	第一種区域	告示前住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象	告示後住宅防音事業の対象
横田飛行場	昭和54年8月31日に告示した区域	昭和54年8月31日までに建築された住宅	昭和59年3月31日までに建築された住宅	平成17年10月の区域見直しによって指定した85W以上の区域のうち、昭和59年4月1日から平成6年3月31日までに建築された住宅
	昭和55年9月10日に告示した区域	昭和55年9月10日までに建築された住宅		
	昭和59年3月31日に告示した区域	昭和59年3月31日までに建築された住宅		
	平成17年10月20日に告示した区域	平成17年10月20日までに建築された住宅		

■ 補助の対象となる工事区分及び居室数

防音工事の対象となる工事区分居室数は、下記のとおり。

一挙防音工事	対象区域	75W以上の区域
	対象住宅	防音工事を実施していない住宅
	居室数	居住人数に応じ、表第1の居室数以内の居室

追加防音工事	対象区域	75W以上の区域
	対象住宅	従前の新規防音工事（防音工事を実施していない住宅を対象とする防音工事で、補助の対象とする居住人数にかかわらず、2居室以内の居室に対して実施していたもの）のみを実施した住宅
	居室数	居住人数に応じ、表第1の居室数から、新規防音工事を実施した居室数を減じた居室数以内の居室
	留意点	新規防音工事は、現在は実施していない

防音区画改善工事	対象区域	75W以上の区域
	対象住宅	表第3の住宅のうち、以下の住宅 ① 防音工事を実施していない住宅 ② 一挙防音工事又は追加防音工事を実施している場合は各工事の完了の日から10年以上経過した住宅
	居室数	専用調理室（台所）、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画と居室を一つの区画 上記①の住宅は、居住人数に応じ、表第2の居室数以内の居室 上記②の住宅は、居住人数に応じ、表第2の居室数から防音工事を実施した居室数を減じた居室数以内の居室

外郭防音工事	対象区域	85W以上の区域 75W以上85W未満の区域 ・初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅に限定
	対象住宅	防音工事を実施していない住宅 一挙防音工事又は追加防音工事を実施している場合は、各工事の完了の日から10年以上経過した住宅
	居室数	防音工事の実施の有無や居住人数にかかわらず、家屋全体を一つの区画とする
	留意点	全居室に対して防音工事を実施した住宅は対象としていない

(表第1)

一般防音工事または追加防音工事	
世帯人員	居室数
1人	2居室
2人	3居室
3人	4居室
4人	5居室

(表第2)

防音区画改善工事	
世帯人員	居室数
4人以下	5居室
5人以上	世帯員人員に1を加えた居室

(表第3)

住宅	内容
バリアフリー対応住宅	住宅内の段差等の障害を取り除いたり、または廊下等に手すりなどの補助器具を設置するなど、障害者や高齢者等の生活等に配慮された様式の住宅
フレックス対応住宅	浴室、便所、専用調理室（台所）などの設備のある部分を除いた居室部分が、可動式の間仕切りにより区画され、家族構成または生活様式の変化に伴って必要とする部屋が自由に変更される様式の住宅
その他の対象住宅	次に掲げる者が現に居住する住宅 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者（同法別表第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる聴覚障害並びに同表第3項に掲げる音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害を有する者を除く） イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者 ウ 介護保険法第7条第4項に規定する要支援者 エ その他の生活上車椅子等を要する旨の医師、民生委員または福祉事務所の長による証明がある者その他車椅子などによる生活を余儀なくされていることが明らかである者

■ 工事内容

区分	第Ⅰ工法	第Ⅱ工法	
施行対象区域	80WECPNL以上の第一種区域	75WECPNL以上80WECPNL未満の第一種区域	
計画防音量	25dB以上	20dB以上	
内容	屋根	既存のまま	既存のまま
	天井	既存天井の一部を撤去し、防音天井に改造	原則として既存のまま。ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間などがある場合は有効な遮音工事を実施
	壁	既存壁を撤去し、防音壁に改造	
	外部開口部	防音サッシ（第Ⅰ工法用）の取付	防音サッシ（第Ⅱ工法用）の取付
	内部開口部	原則として、既存のまま。ただし、襖、障子等についてはフラッシュ戸等に交換	
	床	原則として既存のまま	
	空気調和設備	換気扇及び冷暖房機などの設置 ・換気扇は、防音工事を行う居室に1台設置。ただし防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は、2室で1台設置することとし、また、既存に換気装置が設置されている場合で、当該装置を活用できるときは、換気装置の設置を省略 ・冷暖房機は、第Ⅰ工法の場合最大4台まで、第Ⅱ工法の場合最大2台まで。ただし、既存に設置されていれば対象外	
その他	防音工事に伴う必要な工事		

(3) 民生安定施設の助成(第8条)

防衛施設の設置又は運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体がその障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、国が補助することができる。

この助成措置の採択要件は以下のとおりである。

- ① 防衛施設の設置及び運用と周辺地域の住民の生活や事業活動に生じる障害との間に因果関係があること。
- ② 生活環境施設や事業経営の安定に寄与する施設の整備が障害の緩和に資するために行われるものであること。
- ③ 施設の整備について採られる必要な措置は、地方公共団体が行うものであること。

障害防止工事や学校、住宅等の防音工事の助成が、所要の工事を行うことによって自衛隊等の行為から生じる周辺住民の生活や教育活動等の面での障害を直接的に防止、軽減できる場合に、これを助成しようとするものであるのに対して、この民生安定施設の助成は、障害の直接的な防止、軽減ということはできないにしても防衛施設の設置及び運用から生じる障害をそのままにしておくことは適当でないので、間接的、補完的に何らかの障害の緩和に役立つ措置を採っていかうという趣旨から考えられたものである。

■羽村市における「民生安定施設整備事業」

(単位：千円)

年度	事業名	事業内容(8条)	事業費	補助額
昭和52	羽村庁舎一級防音改築工事	RC地下一階・地上5階建、庁舎等躯体工事	334,723	62,148
	富士見平学習等供用施設設置用地取得事業	用地取得 661.74 m ²	41,840	20,821
	富士見平学習等供用施設設置事業	RC2階建、実施設計・躯体工事	23,060	11,085
	小作本町学習等供用施設設置事業	RC2階建、躯体工事	49,688	34,700
	町道第22号線舗装事業	L=333.5m、W=5.5m	12,176	9,132
昭和53	防火水槽設置	有蓋空地用、5基	8,600	5,733
	町道第22号線舗装事業	L=333.5m、W=5.5m	15,700	11,775
	富士見平学習等供用施設設置事業	RC2階建、内装工事	47,579	26,679
	羽村町学習等供用施設(体育館)設置事業	RC2階建、実施設計	16,875	9,912

年度	事業名	事業内容 (8条)	事業費	補助額
	羽村町庁舎防音改築事業	RC 地下一階・地上 5 階建、内装工事	666,936	170,342
昭和 54	町道第 22 号線舗装事業	L=366m、W=6m	16,796	12,596
	緑ヶ丘東地区学習等供用施設用地取得事業	用地取得 847.11 m ²	61,131	30,566
	緑ヶ丘東学習等供用施設設置事業	RC2 階建、実施設計・躯体工事	21,846	12,523
	羽村町商工業研修等施設改築併行防音事業	RC2 階建、実施設計・躯体工事	25,779	14,211
	羽村町学習等供用施設（体育館）設置事業	RC2 階建、躯体工事	383,334	89,208
	羽村町庁舎改築防音併行事業	RC 地下一階・地上 5 階建、内装工事	251,845	102,206
昭和 55	羽村町学習等供用施設（体育館）設置事業	RC2 階建、内装工事	659,762	251,650
	羽村町商工業研修等施設改築併行防音事業	RC2 階建、内装工事	58,363	34,961
	緑ヶ丘東学習等供用施設設置事業	RC2 階建、内装工事	38,401	29,603
	羽村町保健相談センター設置事業	RC2 階建、実施設計	2,859	2,360
昭和 56	町道第 22 号線舗装事業	L=344m、W=6.73~7.2m	20,264	15,198
	防火水槽設置事業	有蓋空地用、5 基	13,400	8,500
	町道第 51 号線舗装事業	L=418m、W=6.5~6.73m	22,113	16,585
	羽村町保健相談センター設置事業	RC2 階建、躯体・内装工事	143,462	88,044
昭和 57	羽村町奈賀地区学習等供用施設設置事業	RC2 階建、躯体工事	115,160	74,600
	防火水槽設置事業	有蓋空地用、5 基	13,800	9,127
昭和 58	町道第 629 号線舗装事業(その 1)	L=360m、W=4.95m	12,451	9,338
	町道第 629 号線舗装事業(その 2)	L=99m、W=4.93m	7,197	5,398
	羽村町コミュニティ供用施	RC 地下 1 階、地上 3 階建、実	13,687	35,400

年度	事業名	事業内容 (8条)	事業費	補助額
	設設置事業	施設計・躯体工事		
	羽村町老人福祉センター設置事業	RC 地下1階、地上3階建、実施設計・躯体工事	69,758	23,946
	羽村町小作台東地区学習等供用施設用地取得事業	用地取得 462.27 m ²	74,152	37,031
	羽村町小作台東地区学習等供用施設設置事業	RC2階建、躯体工事	79,950	46,200
昭和 59	羽村町川崎地区学習等供用施設用地取得事業	用地取得 514.23 m ²	35,203	17,559
	羽村町川崎地区学習等供用施設設置事業	RC2階建、躯体工事	88,600	46,600
	羽村町コミュニティ供用施設設置事業	RC 地下1階、地上3階建、躯体工事	295,019	115,170
	羽村町老人福祉センター設置事業	RC 地下1階、地上3階建、内装工事	148,233	50,993
	町道第 629 号線舗装事業	L=372m、W=4.93m	25,892	19,419
	防火水槽設置事業	5基	14,200	9,466
昭和 60	町道第 629 号線舗装事業	L=94.5m、W=4.93m、L=328m、W=6.86m	29,718	22,289
昭和 61	羽村町小作台西地区学習等供用施設設置事業	RC2階建、実施設計	5,850	2,253
	町道第 3028 号線舗装事業	L=275m、W=6m	21,150	16,939
	防火水槽設置事業	5基	14,000	9,333
昭和 62	小作台西学習等供用施設	躯体工事 RC2階建	127,150	72,847
	町道第 651 号線舗装事業	L=325m、W=10m	24,970	18,727
平成元	第四分団消防ポンプ自動車購入	1台	13,627	7,768
平成 2	羽村町庁舎改築防音工事	RC 地下一階・地上5階建、実施設計	41,303	7,035
平成 4	羽村町庁舎改築防音工事	RC 地下1階・地上5階建、躯体工事	1,966,991	212,450
平成 5	第一分団消防ポンプ自動車購入	1台	15,697	7,768
平成 6	東地区学習等供用施設設置	防音機能復旧、温度保持工事	51,469	13,100

年度	事業名	事業内容 (8条)	事業費	補助額
	事業			
平成7	第二分団消防ポンプ自動車購入	1台	16,274	8,378
平成8	商工業研修施設等防音助成事業	間接補助事業、RC2階建、防音機能復旧、温度保持工事	36,000	10,925
	東部地区児童館防音助成事業	RC3階建、実施設計	15,244	2,583
	奈賀街区公園整備事業	公園整備実施設計	4,223	2,848
平成9	西地区学習等供用施設防音助成事業	防音機能復旧、温度保持工事	51,230	13,100
	東児童館防音助成事業	RC3階建、躯体工事	331,500	83,517
	奈賀街区公園整備事業	公園整備工事	92,138	60,252
平成10	生涯学習施設防音併行改築整備事業	RC4階建、実施設計	102,690	21,324
	北地区学習等供用施設防音助成事業	防音機能復旧、温度保持工事	33,810	8,122
	神明台東地区学習等供用施設防音助成事業	防音機能復旧、温度保持工事	30,240	8,122
	保健相談センター改築防音事業	RC2階建、防音機能復旧、温度保持工事	337,790	71,954
平成11	生涯学習施設防音併行改築整備事業	RC4階建、躯体工事（防音機能復旧・温度保持工事）	286,905	24,030
	小作本町地区学習等供用施設防音助成事業	防音機能復旧、温度保持工事	36,015	8,122
	小作街区公園整備事業	整備用地購入	93,332	40,670
平成12	生涯学習施設防音併行改築整備事業	RC4階建、躯体工事（防音機能復旧・温度保持工事）	929,835	62,300
	富士見地区学習等供用施設防音助成事業	防音機能復旧、温度保持工事	37,401	8,122
	小作街区公園整備事業	実施設計・整備工事	34,598	24,907
平成13	緑ヶ丘地区学習等供用施設防音助成事業	防音機能復旧、温度保持工事	24,885	8,122
	介山公園（仮称）整備工事	整備用地購入（500.36㎡）	81,559	35,975
平成14	中央地区学習等供用施設防	RC2階建、防音機能復旧（機	32,477	13,100

年度	事業名	事業内容 (8条)	事業費	補助額
	音機能復旧 (機器取替) 工事	器取替) 工事 実施設計・整備工事		
	介山公園整備	整備用地購入 (428.06 m ²)、 整備工事	74,834	40,113
	根がらみ坂公園整備	整備用地購入 (898.27 m ²)	135,997	67,998
平成 15	奈賀地区学習等供用施設防音機能復旧 (復機) 工事	RC2 階建、防音機能復旧 (機器取替) 工事 実施設計・整備工事	67,095	13,100
	生涯学習施設 (仮称) (公民館、特別集会施設) 防音助成事業	RC 地下 1 階、地上 5 階建、建設工事	(総事業費) 4,625,933,000	67,509,000
	第 3 分団消防ポンプ自動車購入事業	1 台	19,551	10,502
	根がらみ坂公園 (仮称) 整備事業	公園整備工事 (898.27 m ²)	18,311	11,629
平成 16	市道第 201 号線道路改修事業	測量及び概略設計委託 L=3.4km	14,271	8,082
	生涯学習施設 (仮称) (公民館、特別集会施設) 防音助成事業	RC 地下 1 階、地上 5 階建、建設工事	(総事業費) 4,625,933,000	334,291,000
	第 4 分団消防ポンプ自動車購入事業	1 台	19,796	10,502
	宮の下水田公園整備事業	整備用地購入 (1842.4 m ²)	130,941	62,337
平成 17	市道第 201 号線道路改修事業	道路詳細設計 L=3.4km	20,026	15,019
	生涯学習施設 (公民館、特別集会施設) 防音助成事業	RC 地下 1 階、地上 5 階建、建設工事	(総事業費) 4,625,933,000	201,346,000
	宮の下水田公園整備事業	公園整備工事 (1,842 m ²)	15,015	10,844
平成 18	小作台東地区学習等供用施設防音事業	実施設計、防音機能復旧 (機器取替) 工事	33,438	8,643
	羽加美緑地整備事業	用地取得 (1,475.14 m ²)、実	108,602	54,575

年度	事業名	事業内容 (8条)	事業費	補助額
		施設計		
	市道第101号線改修事業	測量 L=1.23km、設計 L=1.23km	15,373	9,789
	市道第201号線道路改修事業	道路改修工事(その1) L=550.00m、W=3.5m	149,425	21,369
平成19	川崎地区学習等供用施設防音事業	実施設計、防音機能復旧(機器取替)工事	41,213	9,133
	羽加美緑地整備事業	整備工事(1,675.24㎡)	22,360	14,906
	田ノ上コミュニティ広場整備事業	用地購入(879.16㎡)、実施設計(879.16㎡)	73,368	37,006
	市道第201号線道路改修事業	道路改修工事(その1) L=550.00m、W=3.5m 道路改修工事(その2) L=410.0m、W=3.5m 道路改修工事(その3) L=590.0m、W=3.5m	306,641	94,503
平成20	第一分団消防ポンプ自動車購入事業	1台	18,795	7,303
	田ノ上コミュニティ広場整備事業	整備工事(879.16㎡)	17,948	11,782
	市道第201号線道路改修事業	道路改修工事(その2) L=410.0m、W=3.5m 道路改修工事(その3) L=590.0m、W=3.5m 道路改修工事(その4) L=480.0m、W=3.5m	163,889	120,120
平成21	市道第201号線道路改修事業	道路改修工事(その4) L=480.0m、W=3.5m 道路改修工事(その5) L=825.0m、W=3.5m	114,456	77,946
平成22	第二分団消防ポンプ自動車購入事業	1台	18,795	7,303
	市道第201号線道路改修事業	道路改修工事(その5) L=825.0m、W=3.5m 道路改修工事(その6)	165,888	121,214

年度	事業名	事業内容 (8条)	事業費	補助額
		L=620.0m、W=3.5m		
平成 23	第五分団消防ポンプ自動車 購入事業	1 台	18,795	7,303
	市道第 201 号線道路改修事 業	道路改修工事 (その 6) L=620.0m、W=3.5m	114,422	83,266
	体育館耐震改修事業	RC(一部 S 造) 2 階建 実施設 計 (6,302.88 m ²)	8,243	8,243
平成 24	体育館耐震改修事業	RC(一部 S 造) 2 階建 耐震改 修等工事 (6,302.88 m ²)	331,706	238,481
平成 26	無線放送施設設置助成事業 (その 1)	無線放送設備 (移動系無線局) 実施設計	2,160	1,620
	無線放送施設設置助成事業 (その 2)	防災行政無線 (移動系) 整備 工事	25,678	19,047
平成 27	無線放送施設設置助成事業 (その 2)	防災行政無線 (移動系) 整備 工事	103,922	78,153
	富士見公園改修工事	(その 1) トイレ改修実施設 計	2,160	1,440
		(その 2) 駐車場用地購入 (1677.03 m ²)	200,422	100,210
		トイレ改修工事 (建替 1 棟 7.16 m ² ・改修 2 棟 53.45 m ² ・ 33.88 m ²)、駐車場整備工事 (1677.03 m ²)	48,838	32,529
スイミングセンター改修工 事実施設計	RC2 階建 実施設計	4,860	3,700	
平成 28	スイミングセンター改修工 事	RC2 階建 屋上防水工事 (1, 224.77 m ²)、太陽光パネル 20kw、蓄電池 23.5kw、中央監 視システム更新ほか	31,746	22,157
			114,774	86,132
	羽村動物公園改修工事实施 設計	管理棟 (364.53 m ²)、トイレ (18.00 m ²)、防災倉庫 (9.40 m ²) 外柵改修工事实施設計	5,320	2,411
平成 29	第三分団消防ポンプ自動車 購入事業	1 台	23,307	7,303

年度	事業名	事業内容（8条）	事業費	補助額
平成 30	羽村動物公園改修工事	管理棟（364.53 m ² ）、トイレ（18.00 m ² ）、防災倉庫（9.40 m ² ）外柵改修工事	149,985	26,026
	羽村動物公園改修工事		107,763	97,764
	防災行政無線（固定局）デジタル化整備工事実施設計	-	18,329	13,794
令和元	第四分団消防ポンプ自動車購入事業	1台	24,640	7,303
	防災行政無線（固定局）デジタル化整備工事	-	130,886	17,895
令和2	五ノ神会館空調等改修事業（設計）	RC2階建 実施設計（537.18 m ² ）	4,246	3,184
	防災行政無線（固定局）デジタル化事業工事	-	77,316	73,455
	防災行政無線（固定局）デジタル化事業工事	-	90,223	23,664
令和3	五ノ神会館空調等改修事業（工事）	RC2階建（537.18 m ² ）	91,470	64,582
	防災行政無線（固定局）デジタル化事業工事	-	131,147	98,731
令和4	加美会館空調等改修事業（設計）	RC2階建 実施設計（537.40 m ² ）	3,850	2,887
令和5	加美会館空調等改修事業（工事）	RC2階建（537.40 m ² ）	65,810	87,746
	第一分団消防ポンプ自動車購入事業	1台	16,684	11,122

（4）特定防衛施設周辺整備調整交付金（第9条）

防衛大臣は、防衛施設の設置又は運用が、その周辺地域における生活環境又は開発に及ぼす影響を考慮し、市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備等について、特に配慮する必要があると認められるときは、当該防衛施設及び市町村をそれぞれ特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村として指定することができる。

国は、特定防衛施設関連市町村に対し、公共用の施設の整備等を行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様、特定防衛施設関連市町村の人口等を基礎として算定される特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することとしている。

この交付金の目的は、面積の広大な防衛施設や航空機の音響に起因する障害の著しい飛

行場等、その設置及び運用が周辺地域の生活環境の開発に著しい影響を及ぼしている防衛施設の周辺の地域においては、たとえ障害防止工事や民生安定施設の整備等について、国が相当の助成策を講じても、防衛施設周辺の市町村は防衛施設のない市町村に比べれば、環境整備により一層の努力を余儀なくされるということから、これら環境の整備の一助となるよう交付するものである。

この交付金は、市町村の一般財源としてではなく、特定の公共用の施設の整備（いわゆるハード事業）及び特定事業（いわゆるソフト事業）の実施に対し交付するものである。

■羽村市における「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」

(単位：千円)

年度	事業名	事業内容 (9条)	事業費	補助額
昭和 52	羽村動物公園附属駐車場造成整備事業	A=4,400 m ² 、フェンスおよびU字溝等設置工事	9,400	9,000
	町道第182号線舗装事業	L=140m、W=4.5m	4,850	4,500
	塵芥圧縮収集車購入事業	いすゞアレフ 1.5t車 1台	3,038	3,000
	東小及び富士見小スプリンクラー設置事業	スプリンクラー 25基	2,840	2,306
	公民館用掲示板購入事業	掲示板 50基	1,200	1,200
	公共事業下水道枝船整備事業	管敷設 250mm、468m	12,549	8,778
	消防ポンプ自動車購入事業	1台	6,990	6,950
	小作台小体育倉庫設置事業	ブロック造平屋建 1棟	3,900	3,900
	第5分団消防自動車車庫設置事業	ブロック造2階建 1棟	7,600	6,900
昭和 53	図書館用自転車置き場用地取得事業	保留地 (353.74 m ²)	25,611	12,000
	第二中学校スプリンクラー設置事業	スプリンクラー 7基	2,699	2,276
	西小学校体育倉庫設置事業	ブロック造平屋建	4,200	3,500
	栄小学校スプリンクラー設置事業	スプリンクラー 8基	2,880	1,634
	西小学校プール改築事業	アルミ製プール	39,000	31,000
	東小学校体育倉庫設置事業	ブロック造平屋建	4,130	3,900
昭和 54	富士見公園グラウンド夜間照明設備設置事業	夜間照明 (コンクリート柱) 8基	18,800	18,000

年度	事業名	事業内容 (9条)	事業費	補助額
	災害対策用濾水機及び給水タンク購入事業	濾水機 2 台、給水タンク 6 基	3,222	3,000
	東小学校調整卓購入事業	調整卓 2 台	5,200	2,500
	第一中学校調整卓購入事業	調整卓 2 台	5,200	2,500
	羽村町商工会 (駐車場用地) 取得事業	用地取得 (95.63 m ²)	10,993	9,127
	町道第 53 号外 7 路線側溝蓋掛事業	L=2,950m	8,900	8,310
	防火水槽設置事業	有蓋空地用 5 基	13,800	9,127
	東小学校カラーテレビ購入事業	カラーテレビ 28 台+26 台+14 台	8,786	7,500
	第二中学校体育倉庫設置事業	ブロック造平屋建 1 棟	4,800	4,500
	武蔵野小学校体育倉庫設置事業	ブロック造平屋建 1 棟	4,440	4,000
昭和 55	緑ヶ丘地内第 6 処理分区污水枝線事業	250mm 管敷設、L=415.2m	27,010	25,000
	災害対策用濾水機及び給水タンク購入事業	濾水機 3 台、給水タンク 6 基	4,710	4,000
	羽村町消防団第 6 分団消防車庫改築事業	RC 造 2 階建 (79.11 m ²)	8,700	8,420
	町道第 604 号線外 7 路線側溝蓋掛事業	L=2,178.8m	6,600	6,000
	羽村町体育館外構整備事業	場内舗装等整備	17,200	15,000
昭和 56	松林小学校正門新設等事業	門扉・門柱等一式	1,750	1,500
	小作台小学校スプリンクラー設置事業	スプリンクラー 7 基	2,970	2,500
	栄小学校体育倉庫設置事業	ブロック造平屋建	5,250	4,000
	羽村町公共用下水道整備事業	神明台 2 丁目污水枝線工事 L=732m、内径 250mm	34,300	33,500
	町道第 53 号線外 8 路線側溝蓋掛事業	L=3,030.4m	11,350	9,915
	羽村町消防団第 2 分団消防車庫改築事業	RC 造 2 階建 (88.77 m ²)	12,020	9,500
昭和 57	羽村町消防団第 3 分団消防車庫設置事業	RC 造 2 階建 (88.87 m ²)	13,432	9,661

年度	事業名	事業内容 (9条)	事業費	補助額
	第一中学校体育倉庫設置事業	ブロック造平屋建	8,103	7,000
	羽村町公共下水道整備事業	神明台2・3丁目汚水枝線工事 L=732m、内径250mm	44,900	38,000
	第三中学校体育倉庫設置事業	ブロック造平屋建	7,700	7,000
昭和 58	町道第1038号線舗装事業	栄町2丁目地内 L=393m、 W=4.9m	14,390	11,734
	松林小外構整備事業	フェンス、通用門等整備	15,400	14,000
	羽村町公共下水道整備事業	緑ヶ丘2丁目地区 L=425.7m、 250mmヒューム管	18,400	17,000
	羽村町消防団第1分団車庫設置 事業	RC造2階建 (88.87㎡)	12,700	9,828
	富士見小学校体育倉庫設置事業	ブロック造平屋建	5,000	4,500
	松林小学校体育倉庫設置事業	ブロック造平屋建	4,980	4,500
昭和 59	栄小学校外構整備事業	フェンス、通用門等整備	14,500	13,649
	西小学校外構整備事業	フェンス、通用門等整備	15,100	13,600
	羽村町公共下水道整備事業	富士見平1丁目地区 管渠敷設 工、L=286.3m	22,050	18,000
	町道第1030号線舗装事業	L=300mm、W=4.9m	11,000	10,386
昭和 60	羽村町公共下水道整備事業	栄町3丁目地区汚水枝線工事 L=482m、250mmヒューム管	22,700	20,577
	富士見小学校外構整備事業	フェンス、通用門等整備	17,350	10,000
	町道第654号線舗装事業	神明台4丁目地内 L=176.5m、 W=6~6.86m	11,650	11,000
	町道第648号線舗装事業	神明台4丁目地内 L=353m、 W=4.9m	15,920	14,407
昭和 61	災害用備蓄倉庫設置事業	RC造平屋建 (148.7㎡)	34,750	31,488
	第二中学校外構整備事業	フェンス、通用門等整備	11,150	9,000
	町道第3068号線舗装事業	神明台4丁目地内 L=125m、 W=6m	7,630	7,630
	第三中学校スプリンクラー設置 事業	スプリンクラー 9基	8,000	4,396
	町道第3069号線舗装事業	L=192m、W=4.0m	10,500	9,000
昭和 62	富士見小学校プール施設設置事 業	ステンレスプール (25m×13m) 他	67,500	62,580

年度	事業名	事業内容 (9 条)	事業費	補助額
昭和 63	小作台児童館用地取得事業	用地取得 (283.64 m ²)	97,856	62,898
平成 元	羽村町災害用備蓄倉庫用地取得事業	用地取得 (283.64 m ²)	115,768	63,288
平成2	羽村町室内温水プール外構整備事業	駐車場等整備 (3,478 m ²)	78,795	63,114
平成3	羽村町第消防団4分団消防車庫改築事業	RC造2階建 (88.15 m ²)	26,059	17,114
	羽村町災害用備蓄倉庫整備事業 (建築工事)	RC造2階建 (199.64 m ²)	56,877	44,416
平成4	なかよし児童遊園整備事業	用地取得 (370 m ²)	94,720	61,933
平成5	羽村市小作台地域災害用備蓄倉庫整備事業	RC造2階建 (209.7 m ²)	63,383	61,933
平成6	羽中4丁目駐車場整備事業	駐車場用地購入	227,837	69,037
平成7	武蔵野小学校校庭整備事業	表層改修、設備整備等	76,220	70,346
平成8	小作台小学校校庭整備事業及び市道第3033号線改良舗装事業	校庭整備・路面改修工事	101,515	68,982
平成9	栄小校庭整備事業及び東児童館タッチパネル盤設置事業	校庭整備・路面改修工事児童館初度備品購入	90,090	66,066
平成 10	福祉センター外構整備事業	植栽、設備整備等	72,450	62,749
平成 11	小学校教育用コンピュータ機器設置事業	小学校2校 機器導入	40,530	10,000
	市道第5066号線外1路線拡幅事業用地購入	歩道設置用地購入	56,159	49,640
平成 12	生涯学習施設東棟附帯工事	館内書架設置工事等	114,870	56,193
平成 13	崖線樹林地取得事業	緑地保全用地購入	78,002	59,367
平成 14	双葉町会館 (仮称) 用地取得事業	用地購入 (446.79 m ²)	63,827	59,961
平成 15	小・中学校コンピュータ整備事業	武蔵野小学校・羽村第三中学校コンピュータ43台、LAN一式	27,777	27,000
	神明台会館空調機器等整備事業	空調機器等整備工事 (既設冷暖	17,693	15,369

年度	事業名	事業内容 (9条)	事業費	補助額
		房機器取替等)		
	スイミングセンター外壁等改修整備事業	外壁等改修工事 (外壁クラック補修・屋上防水等)	42,516	16,708
平成16	小校コンピュータ整備事業	羽村西小学校・栄小学校コンピュータ43台、LAN一式	25,081	24,568
	弓道場整備事業	RC平屋建、実施設計、建設工事	42,667	35,694
平成17	小学校コンピュータ整備事業	羽村東小学校・富士見小学校コンピュータ43台、LAN一式	26,251	26,085
	生涯学習施設西棟外構工事整備事業	外構工事 (透水性インターロッキング舗装、耐震型防火水槽等)	51,765	30,492
平成18	あさひ公園グラウンド等整備事業	実施設計、工事 (ソフトボール場フェンス設置等)	29,740	28,694
	ごみ収集車購入事業	日産アトラス・スーパーロー木製ロング2000 ガソリン 1.5t 4AT 2WD	2,396	2,350
	中学校コンピュータ整備事業	羽村第一中学校・羽村第二中学校コンピュータ43台、LAN一式	26,653	26,500
平成19	小学校コンピュータ整備事業	松林小学校・小作台小学校コンピュータ41台、LAN一式	23,229	23,000
	玉川コミュニティ広場 (仮称) 用地購入	用地購入 (487.46 m ²)	36,852	36,177
平成20	玉川コミュニティ広場整備事業	用地購入 (91.61 m ²)、実施設計・整備工事 (579.07 m ²)	16,145	15,849
	食育体験施設整備事業	稲作体験用地購入 (519.36 m ²)	44,250	44,200
平成21	富士見公園テニスコート	実施設計・工事 (3,486 m ²)、テニスコート5面・人工芝	29,085	27,659
	第六分団消防ポンプ自動車購入事業	1台	18,795	18,795
	あさひ公園健康器具等設置	健康器具等設置工事、健康器具6基、説明版2基	3,675	3,675
	公共用施設地上デジタル放送設備	地上デジタル放送設備対応工事 中央館他12か所	1,890	1,430
	コミュニティセンター耐震型受	既設受水槽撤去、ステンレスパ	7,875	4,938

年度	事業名	事業内容 (9条)	事業費	補助額
	水槽	ネル受水槽新設		
	福祉センター障害者用機械浴槽	障害者用機械浴槽購入	6,248	4,800
平成	松林小学校校庭整備工事	校庭整備工事 A=5,169.4 m ²	29,446	26,200
22	羽村第三中学校体育館屋根防水改修工事	塗膜防水 (1,299 m ²)、シート防水 (208 m ²)、内壁張替	10,500	8,700
	羽村第三中学校プール改修工事	目隠しフェンス・メッシュフェンス取替・プール缶体・プールサイド塗装 等	10,419	9,094
	市道第5116号線舗装工事	舗装工事 L=143.6m、A=849 m ²	3,728	3,727
	いこいの里送迎用自動車購入	いこいの里送迎用自動車購入	5,740	4,900
	障害者・高齢者移送用自動車購入	障害者・高齢者移送用自動車購入	5,051	4,650
	ごみ処理施設作業用自動車購入	小型特殊ショベルローダー購入	2,216	2,215
	障害者就労支援事業用作業機器購入	工業用ミシン2台購入	535	534
	障害者就労支援事業用調理器具購入	ガスオーブン2台購入	1,323	1,323
	栄小学校放送設備購入	栄小学校放送設備機器購入	1,764	1,764
平成	(仮称)双葉町公園整備事業(用地購入)	用地購入 (776.00 m ²)	106,312	92,379
平成	(仮称)双葉町公園整備事業(用地購入・整備工事)	用地購入 (519.00 m ²)、整備工事 (トイレ、公園灯等)	94,203	85,146
	羽村駅自由通路拡幅等整備事業基金	基金造成	4,665	4,665
平成	羽村駅自由通路拡幅等整備事業基金	基金造成	86,797	86,797
平成	羽村東小学校屋上改修工事	屋上防水改修 (1,056.6 m ²)、屋上フェンス改修 (190m)	22,140	20,000
	清流会館改修事業	屋根塗装 (158 m ²)、外壁塗装 (280 m ²)	12,155	10,000
	羽村駅自由通路拡幅等整備事業基金	基金造成	57,169	57,169
平成	羽村駅自由通路拡幅等整備事業基金	基金造成	91,465	91,465
27				

年度	事業名	事業内容 (9条)	事業費	補助額
平成 28	羽村駅自由通路拡幅等整備事業 基金	基金造成	91,708	91,708
平成 29	羽村駅自由通路拡幅等整備事業 基金	基金造成	90,000	90,000
	義務教育就学児資料費助成事業 基金	基金造成	17,895	17,895
平成 30	羽村駅自由通路拡幅等整備事業 基金	基金造成	10,000	10,000
	義務教育就学児医療費助成事業 基金	基金造成	93,761	93,761
	街路灯設置	LED街路灯設置整備 (13基)	1,896	1,800
	小学校・中学校楽器購入事業	立奏木琴、ピッコロ、チューバ、 ユーフォニアム、 Bbクラリネット、チューバ 各 1台	1,877	1,400
	計測震度計システム機器購入事 業	震度計 (計測部及び処理部)、 中継ボックス、GPS変換ユニッ ト、無停電電源装置 各1基	4,590	4,000
令和 元	郷土博物館空調改修	展示室40kWx2台、ホール14kWx2 台 計4台	36,850	33,000
	羽村第二中学校プール改修	プール缶体、プールサイド、足 洗い場など (1,272.95㎡)	20,658	19,500
	市道第202号線歩道改修	L=223.9m、A=786㎡	31,070	27,000
	街路灯設置	LED街路灯設置整備 (13基)	29,480	28,000
	小学校・中学校楽器購入	トロンボーン・アンサンブルキ ーボード 各1台、コンサート グロッケン 1台、クラリネッ ト 3台、ドラムセット 1台、 バリトンサクソ 1台	1,154	1,100
	義務教育就学児医療費助成事業	基金造成	8,965	8,965
令和2	スイミングセンター内装等改修	内装等改修工事一式 (3,229.82 ㎡)	166,109	110,000
	義務教育就学児医療費助成事業	基金造成	23,563	23,563
令和3	親水公園備品購入	ピクニックテーブル6台、背な	2,469	2,460

年度	事業名	事業内容 (9条)	事業費	補助額
		しベンチ 4 台、背付きベンチ 2 台		
	街路灯設置	LED 街路灯設置整備 (389 基)	43,128	42,000
	福祉センター障害者用昇降式機械浴槽購入	昇降式機械浴槽一式	7,370	7,000
	義務教育就学児医療費助成事業	基金造成	91,319	91,319
令和 4	武蔵野小学校体育館改修	床等改修工事 (530.00 m ²)	75,267	70,000
	街路灯設置	LED 街路灯設置整備 (130 基)	43,353	40,000
	福祉有償運送事業車両購入	1 台	3,854	3,500
	スイミングセンター屋根改修工事 (実施設計)	屋根改修工事实施設計 (35.75 m ²)	1,639	1,500
	義務教育就学児医療費助成事業	基金造成	28,217	28,217
令和 5	街路灯設置	LED 街路灯設置整備 (125 基)	43,450	40,000
	松林小学校映像対応音声調整卓等更新改修	映像対応音声調整卓等 1 式	7,898	6,000
	スイミングセンター屋根改修工事	屋根改修工事 (35.75 m ²)	16,720	14,000
	義務教育就学児医療費助成事業	基金造成		0
	乳幼児医療費助成事業	基金造成		88,946

(5) 損失の補償 (第 13 条～第 18 条)

自衛隊の航空機の離着陸等のひん繁な実施その他の行為により農業、林業、漁業等を営む者に事業経営上の損失を与えた場合に補償する。

(6) その他 (第 10 条～第 12 条)

防衛施設周辺的生活環境の整備等を行う地方公共団体等に対する資金の融資、斡旋、普通財産の譲渡等について所要の規定を設けている。

■ 特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村一覧

(令和4年4月1日現在)

特定防衛施設（飛行場）	特定防衛施設関連市町村
千歳飛行場	北海道苫小牧市、北海道千歳市
三沢飛行場	青森県三沢市、青森県上北郡東北町
八戸飛行場	青森県八戸市
松島飛行場	宮城県石巻市、宮城県東松島市
百里飛行場	茨城県小美玉市、茨城県鉾田市、茨城県行方市
入間飛行場	埼玉県狭山市、埼玉県入間市
下総飛行場	千葉県鎌ヶ谷市、千葉県柏市
横田飛行場	東京都立川市、東京都昭島市、東京都福生市、東京都武蔵村山市、東京都羽村市、東京都西多摩郡瑞穂町
硫黄島飛行場	東京都小笠原村
厚木飛行場	神奈川県藤沢市、神奈川県大和市、神奈川県綾瀬市
小松飛行場	石川県小松市、石川県加賀市
岐阜飛行場	岐阜県各務原市
浜松飛行場	静岡県浜松市
美保飛行場	鳥取県米子市、鳥取県境港市
岩国飛行場	山口県岩国市
築城飛行場	福岡県行橋市、福岡県京都郡みやこ町、福岡県築上郡築上町
芦屋飛行場	福岡県遠賀郡芦屋町、福岡県遠賀郡水巻町、福岡県遠賀郡岡垣町、福岡県遠賀郡遠賀町
新田原飛行場	宮崎県西都市、宮崎県児湯郡新富町
鹿屋飛行場	鹿児島県鹿屋市
嘉手納飛行場	沖縄県沖縄市、沖縄県中頭郡読谷村、沖縄県中頭郡嘉手納町、沖縄県中頭郡北谷町
特定防衛施設（演習場、射爆撃を含む）	特定防衛施設関連市町村
上富良野演習場	北海道富良野市、北海道空知郡上富良野町、北海道空知郡中富良野町
北海道大演習場（島松着弾地・島末地区）	北海道恵庭市、北海道北広島市
然別演習場	北海道河東郡鹿追町
矢白別演習場	北海道厚岸郡厚岸町、北海道厚岸郡浜中町、北海道野付郡別海町
岩手山中演習場	岩手県八幡平市、岩手県滝沢市
王城寺原演習場	宮城県黒川郡大和町、宮城県黒川郡大衡村、宮城県加美郡色麻町
白河布引山演習場	福島県岩瀬郡天栄村、福島県西白河郡西郷村
相馬原演習場	群馬県高崎市、群馬県北群馬郡榛東村
関山演習場	新潟県上越市、新潟県妙高市
北富士演習場	山梨県富士吉田市、山梨県南都留郡忍野村、山梨県南都留郡山中湖村
東富士演習場	静岡県御殿場市、静岡県裾野市、静岡県駿東郡小山町

饗庭野演習場	滋賀県高島市
日本原演習場	岡山県勝田郡奈義町、岡山県津山市
大矢野原演習場	熊本県上益城郡山都町
日出生台演習場	大分県由布市、大分県玖珠郡九重町、大分県玖珠郡玖珠町
霧島演習場	宮崎県えびの市、鹿児島県始良郡湧水町
キャンプ・シュワブ	沖縄県名護市
キャンプ・ハンセン	沖縄県名護市、沖縄県国頭郡恩納村、沖縄県国頭郡宜野座村、 沖縄県国頭郡金武町
三沢対地射爆撃場	青森県三沢市、青森県上北郡六ヶ所村
伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡伊江村
鳥島射爆撃場	沖縄県島尻郡久米島町
久米島射爆撃場	沖縄県島尻郡久米島町
出砂島射爆撃場	沖縄県島尻郡渡名喜村
特定防衛施設（港湾）	特定防衛施設関連市町村
大湊港に所在する防衛施設	青森県むつ市
横須賀港に所在する防衛施設	神奈川県横須賀市
舞鶴港に所在する防衛施設	京都府舞鶴市
呉港に所在する防衛施設	広島県呉市
佐世保港に所在する防衛施設	長崎県佐世保市、長崎県西海市
那覇港に所在する防衛施設	沖縄県那覇市
金武中城港に所在する防衛施設 （天願棧橋・陸軍貯油施設・沖縄基地隊・ ホワイトビーチ地区）	沖縄県うるま市
特定防衛施設（弾薬庫）	特定防衛施設関連市町村
陸上自衛隊北海道補給処 白老弾薬支処	北海道白老郡白老町
陸上自衛隊第四補給処東北支処	青森県上北郡東北町
陸上自衛隊関東補給処 吉井弾薬支処	群馬県高崎市
陸上自衛隊関西補給処 祝園弾薬支処	京都府京田辺市、京都府相楽郡精華町
川上弾薬庫	広島県東広島市
切串弾薬庫及び秋月弾薬庫	広島県江田島市
嘉手納弾薬庫地区	沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県中頭郡読谷村、沖縄県 中頭郡嘉手納町、沖縄県国頭郡恩納村
特定防衛施設（試験場）	特定防衛施設関連市町村
下北試験場	青森県下北郡東通村
特定防衛施設（へり飛行場他大規模施設）	特定防衛施設関連市町村
霞ヶ浦飛行場	茨城県土浦市、茨城県稲敷郡阿見町
宇都宮飛行場	栃木県宇都宮市
相馬原飛行場	群馬県北群馬郡榛東村
木更津飛行場	千葉県木更津市

キャンプ座間	神奈川県相模原市、神奈川県座間市
相模総合補給廠	神奈川県相模原市
徳島飛行場	徳島県板野郡松茂町
目達原飛行場	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、佐賀県三養基郡上峰町
普天間飛行場	沖縄県宜野湾市
特定防衛施設（その他）	特定防衛施設関連市町村
池子住宅地区及び海軍補助施設	神奈川県逗子市
小牧基地	愛知県春日井市、愛知県小牧市、愛知県西春日井郡豊山町
牧港補給地区	沖縄県浦添市
北部訓練場	沖縄県国頭郡国頭村、沖縄県国頭郡東村
キャンプ瑞慶覧	沖縄県中頭郡北谷町、沖縄県中頭郡北中城村

※ 関連施設：72 施設、関連市町村数：121 市町村

2. その他の助成

(1) 防音事業関連維持費補助金

国は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第3条に基づいて、小・中学校及び保育所等の防音工事を実施しているが、昭和48年度から、それに係る維持費についても補助している。

補助の内容は、防音工事を実施した小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、幼稚園、保育所並びに家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設、幼保連携型認定こども園及び認可外保育施設等に設置されている換気設備、温度保持設備及び除湿設備を、騒音防止のため、稼働させ、又は稼働し得るよう維持する際の電気料金等について助成を行っている。

※3級及び4級に限り、平成28年度以降新たに実施設計を行い、防音工事（空調機器復旧工事を含む。）を行ったものについては、新たに設置した空調機器の維持費は補助対象外となる。

羽村市では、防音工事が施工された学校、保育園（羽村市の場合、小学校7校、中学校3校、保育園3園（民営化による建替え前））が対象となっている。

（補助の対象とする経費）

- ・維持費：空調設備の動力として使用した各月の電力量に対する電力量料金、空調設備のうち、除湿設備の稼働に要した各月のガス料金又は燃料油の代金及び対象施設に係る契約電力に対する各月の基本料金のうち、空調設備の動力分に相当する料金
- ・地方事務費：事業の実施に付帯して必要な人件費、物品費及びその他の事務費

① 補助の額

維持費：基本料金に3分の2を乗じて得た額及び電力量料金に10分の6を乗じて得た額の範囲内の額

地方事務費：維持費に100分の5を乗じて得た額の範囲内の額

防音事業関連維持費（過去 10 年間の補助金）

（単位:千円）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
10,714	10,160	10,540	7,719	6,903
令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年	令和 5 年度
6,625	8,305	7,451	12,913	

（2）施設区域取得等事務委託金

基地に起因する諸問題については、その施設提供者が基地周辺住民等との連絡調整にあたって理解と協力を得る必要があるが、実際には基地所在市町村がその事務を担っているのが現状である。

そのため、国は、施設区域取得に係る各種連絡調整等の事務経費を市町村に交付している。

（過去の委託金）

（単位:千円）

	平成 20～23 年度	平成 24 年度	平成 25～30 年度	令和元～4 年度	令和 5 年度
各年度の委託金	300	320	300	320	350

（3）基地交付金と調整交付金

羽村市における横田基地の面積は 0.417 km²であり、行政面積の約 4.2%を占めている。

米軍基地及び米軍人については、「地方税の臨時特例法」の適用により、地方税を課することができないため、市の財政に著しい影響を及ぼしている。

国では、こうした損失を補うために、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」（昭和 32 年法律第 104 号）を制定して、国が所有する固定資産のうち、米軍の使用に供するものや自衛隊が使用する飛行場等の特定施設を対象として、当該市町村の財政状況に応じた国有提供施設等所在市町村助成交付金（いわゆる基地交付金）を交付している。

この交付金制度は、財務省の国有財産台帳が対象となり、米軍所有資産は対象から除かれている。そのため、「施設等所在市町村調整交付金要綱」（昭和 45 年 11 月 6 日、自治省告示第 224 号）が告示され、米軍及び米軍人等に係る固定資産税、住民税等の市町村税の非課税措置による税制上の影響を考慮して、毎年度予算の範囲内で財政補給的なものとして交付されている。

① 基地交付金（市町村助成交付金）

基地交付金は、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和 32 年法律第 104 号）」に基づき、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産及び自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫等の用に供する固定資産が市町村の区域内に広大な面積を占有し、市町村の財政に著しい影響を及ぼしていること等を考慮し、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需

用に対処するための財政補給金的なものとして交付されるものである。

この交付金は、交付対象となる防衛施設の所在市町村に対し、用途を制限することなく、一般財源として交付されるものであり、市町村の特別の財政需要を配慮し、交付されるものである。

したがって、その収入額は、税収入として扱うものでなく、地方交付税の基準財政収入額の算定には算入されないものである。また、この交付金は、施設所在市町村の財政上の影響を緩和するためのものであることから、補償金とは異なるものである。

(算定方法)

市町村助成交付金は、毎年度、当該年度の初日の属する年の3月31日現在において、市町村助成交付金の交付対象となる土地、建物、工作物が所在する市町村に対して交付されるものである。交付金の額は、毎年度予算で定める金額の範囲内で交付されることになっており、次の金額の合算額となる。

ア 基地交付金の総額の10分の7に相当する額を市町村に所在する全対象資産の価格の合算額にあん分した額。

イ 基地交付金の総額の10分の3に相当する額を対象資産の種類及び用途、市町村の財政的状況等を考慮して、特に必要があると認められる市町村に対して総務大臣が配分した額。

(交付金の額の通知及び交付)

この交付金の金額は、毎年10月31日までに都道府県知事を経由して市町村長に通知され、遅くとも当該年の12月31日までに交付される。

助成交付金（過去10年間の交付金）

(単位:千円)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
196,125	193,220	203,198	200,966	195,741
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
208,815	209,453	206,671	212,066	210,454

② 調整交付金

調整交付金は、「施設等所在市町村調整交付金（昭和45年自治省告示第224号）」に基づき、米軍の所有する資産が市町村助成交付金の対象とされていないこと並びに米軍及びその構成員等に係る固定資産税、軽自動車税等の市町村税の非課税措置による税財政上の影響を考慮して、財政補給金的なものとして交付されるものである。

この交付金は、市町村助成交付金と同様に財政補給金的な性格を持ち、その用途についても、一般財源であるという性格から、条件を付けたり、制限することはしないものである。

(算定方法)

調整交付金は、毎年度予算で定める金額の範囲内で交付されることになっているが、その金額は次の金額の合算額となっている。

ア 調整交付金の総額の3分の2に相当する額を、各市町村に所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額。

イ 調整交付金の総額の3分の1に相当する額を米軍関係の非課税措置による影響、その他市町村の財政状況を考慮して総務大臣が配分した額。

(交付金の額の通知及び交付)

市町村助成交付金と同様である。

調整交付金（過去10年間の交付金）

(単位:千円)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
51,774	51,746	53,634	54,517	55,412
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
56,638	56,638	57,257	62,625	62,672

(4) 再編交付金

再編交付金は、新しい訓練の実施や施設建設等、在日米軍の再編計画に関係する自治体に対し「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年5月・10年間の時限立法）」に基づき交付される。(※平成28年度末で交付終了)

(事業内容)

平成19年度	容器包装プラスチック圧縮減容機購入事業 【基金造成事業】 妊婦健康診査事業、ヘルスアップ健康診査事業、義務教育就学児医療費助成事業
平成20年度	【基金造成事業】 妊婦健康診査事業、ヘルスアップ健康診査事業、義務教育就学児医療費助成事業
平成21年度	【基金造成事業】 妊婦健康診査事業、ヘルスアップ健康診査事業、義務教育就学児医療費助成事業
平成22年度	【基金造成事業】 妊婦健康診査事業、ヘルスアップ健康診査事業、義務教育就学児医療費助成事業
平成23年度	【基金造成事業】 妊婦健康診査事業、ヘルスアップ健康診査事業、義務教育就学児医療費助成事業
平成24年度	【基金造成事業】 妊婦健康診査事業、ヘルスアップ健康診査事業、義務教育就学児医療費助成事業
平成25年度	【基金造成事業】 妊婦健康診査事業、ヘルスアップ健康診査事業、義務教育就学児医療費助成事業

平成 26 年度	【基金造成事業】 妊婦健康診査事業、ヘルスアップ健康診査事業、義務教育就学児医療費助成事業
平成 27 年度	羽村西小学校空調改修工事実施設計、保健センター空調改修工事実施設計 【基金造成事業】 羽村西小学校空調改修工事、保健センター空調改修工事
平成 28 年度	【基金造成事業】 羽村西小学校空調改修工事、保健センター空調改修工事

再編交付金（平成 19~28 年度の交付金）（単位:千円）

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
25,958	69,204	69,204	69,204	103,835
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
103,835	103,835	103,835	77,876	51,888

3. 補助金・交付金の年度別交付状況

（単位:千円）

補助区分・年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	
3条	116,415	127,576	0	145,548	56,587	2,725	115,103	302,577	
8条	224,441	261,310	318,574	128,327	83,727	157,313	259,207	22,289	
9条(特定防衛施設調整交付金)	54,310	60,920	59,628	60,915	61,661	61,562	55,635	55,984	
再編交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	
小計	395,166	449,806	378,202	334,790	201,975	221,600	429,945	380,850	
防音関連維持費補助金	14,905	16,037	25,712	24,723	25,719	26,902	28,269	28,282	
施設区域事務費委託金	100	100	100	100	100	100	100	100	
合計	410,171	465,943	404,014	359,613	227,794	248,602	458,314	409,232	
基地交付金	助成交付金	103,053	119,335	122,940	123,073	123,073	113,166	107,499	99,974
	調整交付金	11,797	24,790	27,636	28,261	28,261	28,261	30,261	28,143
小計	114,850	144,125	150,576	151,334	151,334	141,427	137,760	128,117	
補助金・交付金等合計	525,021	610,068	554,590	510,947	379,128	390,029	596,074	537,349	
一般会計歳入決算額	7,763,102	7,175,652	8,535,285	8,708,456	9,426,003	9,814,430	11,405,487	12,190,293	
決算額に占める補助金・交付金の割合	6.8	8.5	6.5	5.9	4.0	4.0	5.2	4.4	

補助区分・年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	
3条	63,759	40,369	221,781	34,250	183,569	107,390	224,708	341,051	
8条	28,525	91,574	0	7,768	7,035	0	212,450	7,768	
9条(特定防衛施設調整交付金)	61,514	62,580	62,868	63,288	63,114	61,530	61,933	61,933	
再編交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	
小計	153,798	194,523	284,649	105,306	253,718	168,920	499,091	410,752	
防音関連維持費補助金	28,127	27,435	24,197	23,230	25,018	21,920	19,743	18,315	
施設区域事務費委託金	100	100	100	100	100	100	100	100	
合計	182,025	222,058	308,946	128,636	278,836	190,940	518,934	429,167	
基地交付金	助成交付金	86,977	83,508	77,677	78,062	70,256	41,200	41,700	71,789
	調整交付金	24,766	23,032	23,550	25,853	25,853	26,834	26,834	26,834
小計	111,743	106,540	101,227	103,915	96,109	68,034	68,534	98,623	
補助金・交付金等合計	293,768	328,598	410,173	232,551	374,945	258,974	587,468	527,790	
一般会計歳入決算額	11,627,306	11,515,867	14,592,191	14,752,744	16,910,439	18,407,629	19,125,871	18,653,750	
決算額に占める補助金・交付金の割合	2.5	2.9	2.8	1.6	2.2	1.4	3.1	2.8	

補助区分・年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
3条	55,730	142,113	167,782	4,995	289,705	100,589	3,553	169,904	
8条	13,100	8,378	16,356	156,869	109,522	72,822	95,329	44,097	
9条(特定防衛施設調整交付金)	69,037	70,346	68,982	66,066	62,749	59,640	56,193	59,367	
再編交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	
小計	137,867	220,837	253,120	227,930	461,976	233,051	155,075	273,368	
防音関連維持費補助金	20,700	20,331	19,147	21,703	20,963	19,107	19,466	17,620	
施設区域事務費委託金	100	100	100	100	100	100	300	300	
合計	158,667	241,268	272,367	249,733	483,039	252,258	174,841	291,288	
基地交付金	助成交付金	72,317	79,001	80,189	117,781	111,351	164,840	164,593	165,177
	調整交付金	28,965	31,964	32,923	34,826	35,962	33,392	33,152	35,666
小計	101,282	110,965	113,112	152,607	147,313	198,232	197,745	200,843	
補助金・交付金等合計	259,949	352,233	385,479	402,340	630,352	450,490	372,586	492,131	
一般会計歳入決算額	17,743,589	19,665,542	20,313,880	19,972,530	20,528,760	19,030,895	18,954,595	18,977,935	
決算額に占める補助金・交付金の割合	1.5	1.8	1.9	2.0	3.1	2.4	2.0	2.6	

補助区分・年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
3条	2,768	127,735	0	0	162,033	6,646	136,770	96,698
8条	121,211	102,740	415,212	227,209	94,376	96,117	139,205	77,946
9条(特定防衛施設調整交付金)	59,961	91,624	415,212	227,249	103,240	59,177	60,049	61,297
再編交付金	—	—	—	—	—	25,958	69,204	69,204
小計	183,940	322,099	830,424	454,458	359,649	187,898	405,228	305,145
防音関連維持費補助金	17,465	15,951	18,503	17,474	16,767	15,854	15,762	13,766
施設区域事務費委託金	300	300	300	300	400	300	300	300
合計	201,705	338,350	849,227	472,232	376,816	204,052	421,290	319,211
基地交付金	助成交付金	175,666	183,502	197,601	197,652	178,935	176,628	177,599
	調整交付金	35,884	35,884	38,160	39,655	40,243	43,573	44,813
小計	211,550	219,386	235,761	237,307	219,178	206,971	221,441	223,203
補助金・交付金等合計	413,255	557,736	1,084,988	709,539	595,994	411,023	642,731	542,414
一般会計歳入決算額	18,887,929	18,844,788	21,216,916	21,234,234	19,235,461	19,306,016	21,228,324	20,687,558
決算額に占める補助金・交付金の割合	2.2	3.0	5.1	3.3	3.1	2.1	3.0	2.6

補助区分・年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
3条	0	0	3,727	157,695	0	0	0	4,816	
8条	128,517	98,811	238,481	0	20,667	238,189	88,543	33,329	
9条(特定防衛施設調整交付金)	63,107	92,379	89,811	86,797	87,169	91,465	91,708	107,895	
再編交付金	69,204	103,835	103,835	103,835	103,835	77,876	51,888	—	
小計	260,828	295,025	435,854	348,327	211,671	407,530	232,139	146,040	
防音関連維持費補助金	15,333	13,976	13,289	11,716	10,714	10,160	10,540	7,719	
施設区域事務費委託金	300	300	320	300	300	300	300	300	
合計	276,461	309,301	449,463	360,343	222,685	417,990	242,979	154,059	
基地交付金	助成交付金	180,583	180,127	175,533	190,431	196,125	193,220	203,198	200,966
	調整交付金	47,923	48,594	48,861	51,382	51,774	51,746	53,634	54,517
小計	228,506	228,721	224,394	241,813	247,899	244,966	256,832	255,483	
補助金・交付金等合計	504,967	538,022	673,857	602,156	470,584	662,956	499,811	409,542	
一般会計歳入決算額	20,557,937	20,639,932	20,434,348	21,457,780	21,982,110	23,019,004	23,293,328	23,423,406	
決算額に占める補助金・交付金の割合	2.5	2.6	3.3	2.8	2.1	2.9	2.1	1.7	

補助区分・年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
3条	97,323	90,671	0	3,568	0	145,755			
8条	111,558	25,198	100,303	163,313	2,887	98,868			
9条(特定防衛施設調整交付金)	110,961	117,565	133,563	142,779	143,217	148,946			
再編交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	319,842	233,434	233,866	309,660	146,104	393,569	0	0	
防音関連維持費補助金	6,903	6,625	8,305	7,451	12,913				
施設区域事務費委託金	300	320	320	320	320	350			
合計	327,045	240,379	242,491	317,431	159,337	393,919	0	0	
基地交付金	助成交付金	195,741	208,815	209,453	206,671	212,066	210,454		
	調整交付金	55,412	56,638	56,638	57,257	62,625	62,672		
小計	251,153	265,453	266,091	263,928	274,691	273,126	0	0	
補助金・交付金等合計	578,198	505,832	508,582	581,359	434,028	667,045	0	0	
一般会計歳入決算額	23,131,152	23,106,518	29,764,547	26,556,105	26,604,433				
決算額に占める補助金・交付金の割合	2.5	2.2	1.7	2.2	1.6				

資料（関係法令、規約等）

（１） 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和35年6月23日号外条約第6号

日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、よつて、次のとおり協定する。

第一条 締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条 締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。

締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第三条 締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条 締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

第六条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東

京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条 この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条 この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条 千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の際に効力を失う。

第十条 この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸 信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立 正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パーソンズ

(2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

昭和35年6月23日号外条約第7号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定をここに公布する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

日本国及びアメリカ合衆国は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第一条 この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第十四条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。

(1) 配偶者及び二十一才未満の子

(2) 父、母及び二十一才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第二条

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第三条

- 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のための必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び防衛庁・自衛隊区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。
- 2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。
- 3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

第四条

- 1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
- 2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
- 3 前項の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第五条

- 1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に出入することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならない。その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。
- 2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。
- 3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もっとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

第六条

- 1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な

手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によって定める。

- 2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第七条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

第八条

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

- (a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）
- (b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）
- (c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
- (d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

第九条

- 1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。
- 2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。
- 3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たって、次の文書を携帯しなければならない。
 - (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書
 - (b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。
- 4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たって又は日本国にある間その身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。
- 5 1の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者がそのような入国の資格を有しなくなった場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によって要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。
- 6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出国を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退

去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したもの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第十条

- 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第十一条

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。
- 2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。
 - (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回り品
 - (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
 - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの
- 4 2及び3で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。
- 5 税関検査は、次のものの場合には行なわないものとする。
 - (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
 - (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物
 - (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物
- 6 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って

処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

7 2及び3の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。

8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従って合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。

9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。

(b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によって又はこれに代わって行なわれる差押えを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

第十二条

1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けずに契約することができる。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。

2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。

3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。

(a) 物品税

(b) 通行税

(c) 揮発油税

(d) 電気ガス税

最終的には、合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によって調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第十五条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。

5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

い。

6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第十五条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的のものとなった場合には、次の手続が適用される。

(a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。

(b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後七日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならないが、暫定的にその労働者を就労させないことができる。

(c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。

(d) (c)の規定に基づく協議の開始の日から三十日の期間内にそのような解決に到達しなかったときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。

7 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。

8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。

9 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第十三条

1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第十五条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによって日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第十四条

1 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。）及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指

定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならない。

2 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

(a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わったとき。

(b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。

(c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行なっているとき。

3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。

(a) 第五条2に定める出入及び移動の権利

(b) 第九条の規定による日本国への入国

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十一条3に定める関税その他の課徴金の免除

(d) 合衆国政府により認められたときは、第十五条に定める諸機関の役務を利用する権利

(e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十九条2に定めるもの

(f) 合衆国政府により認められたときは、第二十条に定めるところにより軍票を使用する権利

(g) 第二十一条に定める郵便施設の利用

(h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外

4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならない、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならない。

5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。

6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行うため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

7 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に関してのみ日本国にある期間は、前記の租税上の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があったときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第十五条

- 1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。
(b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。
- 2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1 (b)に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。
- 3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 4 この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第十六条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第十七条

- 1 この条の規定に従うことを条件として、
 - (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。
- 2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によって罰することができる罪で日本国の法令によっては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によって罰することができる罪で合衆国の法令によっては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
(c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
 - (i) 当該国に対する反逆
 - (ii) 妨害行為（サボタージュ）、謀報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

- (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (i) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
- (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
- (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従って裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。
- (c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。
- 6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。
- (b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。
- 7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 8 被告人がこの条の規定に従って日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
- 9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
 - (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
 - (c) 自己に不利な証人と対決する権利
 - (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的な手続により証人を求める権利
 - (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
 - (f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利
 - (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利
- 10(a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。
- (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。
- 11 相互協力及び安全保障条約第五条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し六十日前に予告を与えることによって、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもって直ちに協議しなければならない。
- 12 この条の規定はこの協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国と間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十七条の当該時に存在した規定を適用する。

第十八条

- 1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- (a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
 - (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。
- 海難救助についての一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであった場合に限り。
- 2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。
- (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。

- (c) 仲裁人が行なった裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。
- (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii)及び(iii)の規定に従って分担される。
- (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によって定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
- (f) もっとも、各当事国は、いかなる場合においても千四百合衆国ドル又は五十万四千円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があった場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。
- 3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。
- 4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従って処理する。
- (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
- (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。
- (c) 前記の支払（合意による解決に従ってされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従ってされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
- (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(e) (i)及び(ii)の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。二箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
- (e) (a)から(d)まで及び2の規定に従い請求を満たすため要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
- (i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その二十五パーセントを日本国が、その七十五パーセントを合衆国が分担する。
- (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によって生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
- (iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が六箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、六箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行なわなければならない。
- (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。

- (g) この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。
- 6 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。
- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
- (b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
- (c) 慰謝料の支払の申出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。
- (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。
- 7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従って処理する。
- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2(b)の規定に従って選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。
- 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5(f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。
- (b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。
- (c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。
- 10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によって解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。
- 11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。
- 12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴って生じた請求権についてのみ適用する。
- 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十八条の規定によって処理する。

第十九条

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。
- 2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。
- 3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第二十条

- 1 (a) ドルをもって表示される合衆国軍票は、合衆国によって認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができる。合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。
(b) 合衆国の当局が、認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。
- 2 軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第十九条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行なうことを許される。

第二十一条 合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

第二十二条 合衆国は、日本国に在留する適格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

第二十三条 日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第二十四条

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及

び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。)をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。

3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

第二十五条

1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。

2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。

3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

第二十六条

1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する公文が交換されるものとする。

2 この協定は、1に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日〔昭和三五年六月二三日〕に効力を生じ、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）は、その時に終了する。

3 この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

第二十七条 いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

第二十八条 この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によって終了させたときは、この限りでない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸 信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立 正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パーソンズ

(3) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律

発令：昭和27年4月28日号外法律第119号

最終改正：令和2年3月31日号外法律第5号

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律をここに公布する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定〔昭和三五年六月条約第七号〕（以下「協定」という。）を実施するため、地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）の特例を設けることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にある合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

4 この法律において「合衆国軍隊の構成員等」とは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族をいう。

5 この法律において「契約者」とは、協定第十四条第一項に規定する人及び被用者をいう。

6 この法律において「軍人用販売機関等」とは、協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。

(地方税法の特例)

第三条 地方団体は、地方税法の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる土地、家屋、物件、所得、行為及び事業等については、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる地方税を課してはならない。

契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う事業	契約者	事業税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供するために行う事業	軍人用販売機関等	
合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得	合衆国軍隊	不動産取得税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等	
軍人用販売機関等で地方税法第七十五条のゴルフ場のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものの利用	利用者	ゴルフ場利用税

合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供する軽油の引取り（地方税法第百四十四条の二第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。以下この表において同じ。）	合衆国軍隊及び合衆国軍隊の公認調達機関	軽油引取税
契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営（軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。）のみの事業をするために消費する軽油の引取り	契約者	
合衆国軍隊が日本国において取得し、又は所有する地方税法第百四十五条第三号に規定する自動車（次条において「自動車」という。）	合衆国軍隊	自動車税
合衆国軍隊が日本国において取得した地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの及び合衆国軍隊が日本国において所有する同条第三号に規定する軽自動車等（次条において「軽自動車等」という。）	合衆国軍隊	軽自動車税
合衆国軍隊の構成員等で次に掲げる所得以外の所得を有しないもの 一 合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機関等による雇用により受ける所得 二 合衆国軍隊の構成員等として一時的に日本国に滞在するためのみ日本国において有する資産（不動産及び不動産の上に存する権利並びに投資又は事業を行うために有する資産を含まない。）を他のこれらの者に譲渡し、贈与し、又は遺贈した場合において、当該譲渡、贈与又は遺贈により生ずる所得	合衆国軍隊の構成員等	道府県民税及び市町村民税
契約者で合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて受ける所得以外の所得を有しないもの	契約者	
合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産	合衆国軍隊	固定資産税及び都市計画税
契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約の履行のためにのみ所有する償却資産で、合衆国軍隊の権限のある機関の証明があるもの	契約者	
軍人用販売機関等が所有する固定資産で合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に所在するもの	軍人用販売機関等	
合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得	合衆国軍隊	特別土地保有税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内において所有する土地又はその取得	軍人用販売機関等	

合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転	合衆国軍隊	法定外普通税及び法定外目的税
合衆国軍隊の構成員等が合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機関等による雇用により受ける所得	合衆国軍隊の構成員等	
合衆国軍隊の構成員等が当該構成員等として一時的に日本国に居住するためにのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産（投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産権を除く。）又はこれらの者相互の間における当該動産の移転		
契約者が契約者として一時的に日本国に居住するためにのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産（投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産権を除く。）又は当該動産の契約者、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等若しくは軍人用販売機関等への移転で、合衆国軍隊の権限のある機関の証明があるもの	契約者、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等又は軍人用販売機関等	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供するために行う商品の販売及び役務の提供	軍人用販売機関等	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員及び契約者の利用に供するためにのみ事務所又は事業所において行う事業	軍人用販売機関等	事業所税

（自動車税の種別割及び軽自動車税の種別割の徴収の方法等）

第四条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割又はこれらのものの所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収については、地方税法第一百七十七条の十一又は第四百六十三条の十八の規定にかかわらず、地方団体の条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によらなければならない。

2 合衆国軍隊の所有する自動車又は軽自動車等のうち、専ら合衆国軍隊以外のものが使用するものについては、前条の規定にかかわらず、その使用者に対して、自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

（証明の様式）

第五条 第三条の表に規定する合衆国軍隊、その権限のある機関又はその公認調達機関の証明の様式は、総務省令で定める。

附 則

この法律は、安全保障条約の効力発生の日〔昭和二七年四月二八日〕から施行する。

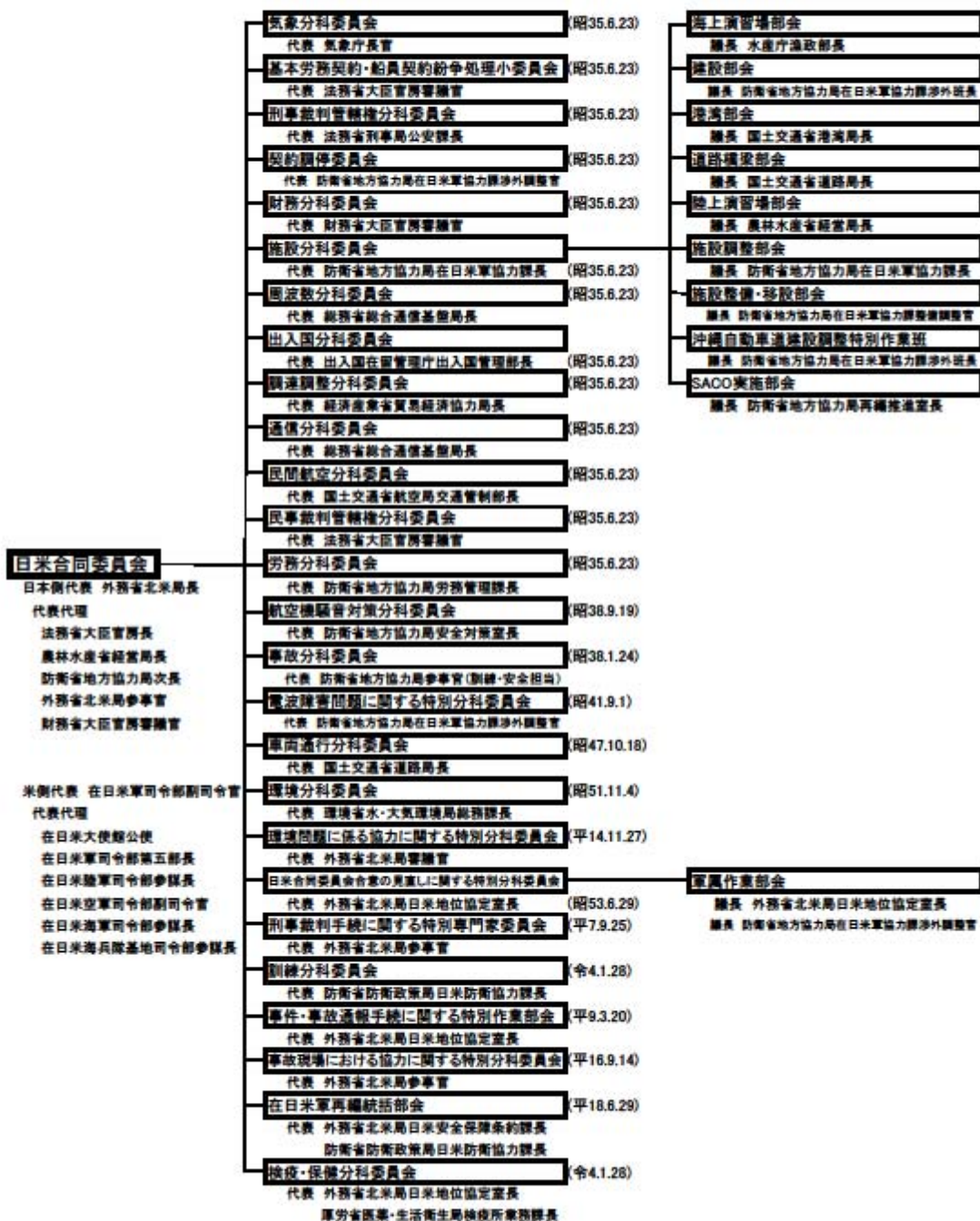
以下附則 略

(4) 日米合同委員会

日米合同委員会組織図

2022年7月現在

()は設置年月日
(注)以下「代表」及び「議長」は、日本側代表・議長を示す。



(5) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

発令：昭和49年6月27日法律第101号
最終改正：平成26年6月13日号外法律第69号

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 防衛施設周辺の生活環境等の整備（第三条―第十二条）
- 第三章 損失の補償（第十三条―第十八条）
- 第四章 雑則（第十九条・第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約〔昭和三五年六月条約第六号〕に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定〔昭和三五年六月条約第七号〕第二条第一項の施設及び区域をいう。

第二章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

（障害防止工事の助成）

第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 二 道路、河川又は海岸
- 三 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 四 水道又は下水道
- 五 その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

二 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所

三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（住宅の防音工事の助成）

第四条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

（緑地帯の整備等）

第六条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第二項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

（買入れた土地の無償使用）

第七条 国は、第五条第二項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法（昭和三十二年法律第七十三号）第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

（民生安定施設の助成）

第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、

予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第九条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- 一 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- 二 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- 三 港湾
- 四 その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(資金の融通等)

第十条 国は、第三条の工事を行う者又は第八条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第十一条 国は、第三条の工事、第八条の措置又は第九条第二項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第十二条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たつては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 防衛大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第三章 損失の補償

(損失の補償)

第十三条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- 一 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
- 二 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
- 三 その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第十四条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。

3 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第十六条 国は、前条第一項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第十七条 第十四条第三項又は第十五条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第十八条 第十四条第三項の規定による決定に不服がある者は、第十五条第一項及び前条第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第四章 雑則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第十九条 第三条第二項及び第四条の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第十三条第一項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(事務の区分)

第二十条 第十四条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務（同条第二項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

以下附則 略

(6) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令

発令：昭和49年6月27日政令第228号

最終改正：令和5年3月30日号外政令第124号

(障害の原因となる自衛隊等の行為)

第一条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- 二 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- 三 法第二条第二項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- 四 電波のひん繁な発射

(障害防止工事の補助の割合)

第二条 法第三条第一項の規定による補助の割合は、十分の十とする。ただし、障害の発生が法第二条第一項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛大臣の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

2 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第三条第一項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

(障害防止工事の対象となる施設)

第三条 法第三条第一項第五号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 鉄道
- 二 テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

(著しい音響の原因となる自衛隊等の行為)

第四条 法第三条第二項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

(著しい音響の基準)

第五条 法第三条第二項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛大臣が定める限度を超える場合に行うものとする。

(防音工事の補助の割合)

第六条 第二条の規定は、法第三条第二項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第二条第一項ただし書中「行為」とあるのは、「行為（法第十九条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。）」と読み替えるものとする。

(防音工事の対象となる施設)

第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校
- 二 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項に規定する保健所
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第四十四条に規定する

児童自立支援施設又は同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十一条に規定する身体障害者福祉センター

五 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設

六 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター

七 母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター

八 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校

九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

十 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第十二条の表十三の項において「幼保連携型認定こども園」という。）

（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定）

第八条 法第四条の規定による第一種区域の指定、法第五条第一項の規定による第二種区域の指定及び法第六条第一項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して防衛省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに防衛省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

（移転等の補償の対象とする物件）

第九条 法第五条第一項の規定による補償は、同項に規定する第二種区域のうち法第六条第一項に規定する第三種区域以外の区域に所在する立木竹その他土地に定着する物件（建物を除く。）にあつては、建物と一体として利用されているものに限り、行うことができる。

（買入れの対象とする土地）

第十条 法第五条第二項の規定による買入れは、同条第一項に規定する第二種区域のうち法第六条第一項に規定する第三種区域以外の区域に所在する土地にあつては、次のいずれかに該当するものに限り、行うことができる。

一 宅地（法第五条第一項の規定による指定の際（法附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域に所在する土地にあつては、旧防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十五号。以下「旧法」という。）第五条第一項の規定により当該区域が指定された際）宅地であるものに限る。）

二 法第五条第一項の規定による補償を受けることとなる者が、当該補償に係る物件の移転又は除却により、その物件の所在する土地以外の土地（前号に掲げる宅地を除く。）でその者の所有に属するものを従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地

（土地の無償使用に係る施設）

第十一条 法第七条第一項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 花壇
- 二 種苗を育成するための施設
- 三 駐車場
- 四 消防その他の防災に関する施設
- 五 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設
(民生安定施設の範囲及び補助の割合等)

第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

項	補 助 に 係 る 施 設	補助の割合又は額
一	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項第二号に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	十分の八
二	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）	十分の八
三	児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設	十分の七・五
四	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第三号に規定する看護師養成所又は同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所	十分の七・五
五	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	十分の七・五
六	老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム又は同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム	十分の七・五
七	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防施設	三分の二
八	公園、緑地その他の公共空地	三分の二
九	水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道	十分の六
十	削除	
十一	し尿処理施設又はごみ処理施設	十分の五
十二	老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
十三	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）	防衛大臣が定める額

十四	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第十一号に規定する港湾施設用地	十分の七・五
十五	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	三分の二
十六	その他防衛大臣が指定する施設	十分の七・五

（特定防衛施設として指定することができる防衛施設）

第十三条 法第九条第一項第四号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- 一 大規模な弾薬庫
- 二 砲撃が実施される試験場（防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十三条に規定する千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場をいう。第十五条第五号イにおいて同じ。）
- 三 飛行場その他大規模な防衛施設であつて、回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施されるもの（法第九条第一項第一号に掲げるものを除く。）
- 四 防衛施設（法第九条第一項第一号から第三号までに掲げるもの及び前三号に掲げるものを除く。）で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合（当該防衛施設が二以上の市町村にわたつて所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合）が著しく高いもの

（特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができる公共用の施設の整備又は事業）

第十四条 法第九条第二項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設（国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。）とする。

- 一 交通施設及び通信施設
- 二 スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- 三 環境衛生施設
- 四 教育文化施設
- 五 医療施設
- 六 社会福祉施設
- 七 消防に関する施設
- 八 産業の振興に寄与する施設

2 法第九条第二項の政令で定める事業は、次に掲げる事業（国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。）とする。

- 一 防災に関する事業
- 二 住民の生活の安全に関する事業
- 三 通信に関する事業
- 四 教育、スポーツ及び文化に関する事業
- 五 医療に関する事業
- 六 福祉に関する事業
- 七 環境衛生に関する事業
- 八 産業の振興に寄与する事業
- 九 交通に関する事業
- 十 良好な景観の形成に関する事業

十一 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの

(特定防衛施設周辺整備調整交付金の額)

第十五条 法第九条第二項の規定により特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、算定した額とする。

一 法第九条第一項の規定により指定された特定防衛施設（以下「特定防衛施設」という。）の交付金を交付する年度（以下「交付年度」という。）の四月一日現在における面積

二 当該関連市町村に係る特定防衛施設の交付年度の四月一日現在における面積（当該特定防衛施設の周辺の区域に法第五条第一項に規定する第二種区域があるときは、当該区域の同日現在における面積を当該特定防衛施設の同日現在における面積に加えた面積）が、当該関連市町村の同日現在における面積に占める割合

三 関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口

四 関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積（防衛大臣が定める防衛施設の面積を除く。）に対する割合（飛行場等（法第九条第一項第一号に掲げる防衛施設又は第十三条第三号に掲げる防衛施設をいう。次号ア及び第六号において同じ。）に係る関連市町村にあつては、当該割合及び当該飛行場等に係る法第四条に規定する第一種区域の交付年度の四月一日現在における人口の当該第一種区域の同日現在における面積に対する割合）

五 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様

ア 飛行場等又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場 航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の総回数を三で除して得た回数

イ 砲撃が実施される演習場又は試験場 交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間の砲撃の総日数を三で除して得た日数並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間に当該演習場又は試験場を使用した自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の構成員の総人数を三で除して得た人数

ウ 港湾 自衛隊等が使用する係留施設が港湾法第二条第五項第三号に掲げる係留施設に占める割合並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間に係留施設を使用した自衛隊等の艦船及び舟艇の総数を三で除して得た数

六 特定防衛施設内において行われる航空機の地上での移動、航空機の整備その他の防衛省令で定める航空機の運用及び管理により生ずる音響（飛行場等にあつては、当該音響並びに当該航空機の運用及び管理により生ずる臭気）に起因する影響が大きいと認められる関連市町村におけるその影響の程度

七 特定防衛施設に配備される艦船、航空機等の著しい変更、特定防衛施設に設置される建物その他の工作物及び特定防衛施設を使用する人員の著しい増加その他特定防衛施設の周辺の地域における生活環境又は開発に影響を及ぼすと認められる特定防衛施設の運用の態様の変更

(損失補償の対象となる事業)

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める事業は、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第

二項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項第一号に規定する内航運送をする事業で、総トン数四十トン未満の船舶により行うものとする。

（損失の原因となる自衛隊の行為）

第十七条 法第十三条第一項第一号及び第二号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を著しく困難にする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に係る行為にあつては、農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛大臣が定める区域内において行われる場合に限る。

第十八条 法第十三条第一項第三号の政令で定める行為は、防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持又は砲弾の破片その他の有体物の放置若しくは遺棄で、同項に規定する事業の実施を著しく困難にする行為とする。

（告示の方式）

第十九条 第五条、第十四条第二項第十一号及び第十七条ただし書の規定による防衛大臣の定め並びに法第四条、法第五条第一項、法第六条第一項及び法第九条第一項並びに第十二条の規定による防衛大臣の指定は、官報で告示する。

以下附則 略

(7) 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

発令：平成11年5月28日号外法律第60号
最終改正：令和3年5月19日号外法律第36号

(目的)

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(重要影響事態への対応の基本原則)

第二条 政府は、重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動（重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。）その他の重要影響事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

3 後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第七条第六項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。

4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関）の同意がある場合に限り実施するものとする。

5 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

6 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

(定義等)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 合衆国軍隊等 重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

二 後方支援活動 合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、我が国が実施するものをいう。

三 捜索救助活動 重要影響事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、我が国が実施するものをいう。

四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機

関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関

2 後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。

3 搜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等の部隊に対して後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

（基本計画）

第四条 内閣総理大臣は、重要影響事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 前条第二項の後方支援活動

二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方支援活動として実施する措置であって特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

三 搜索救助活動

四 船舶検査活動

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 重要影響事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響

ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

三 前項第一号又は第二号に掲げる後方支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該後方支援活動に係る基本的事項

ロ 当該後方支援活動の種類及び内容

ハ 当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ 当該後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該後方支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ その他当該後方支援活動の実施に関する重要事項

四 搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該搜索救助活動に係る基本的事項

ロ 当該搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ハ 当該搜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動の実施に関する重要事項（当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

ニ 当該搜索救助活動又はその実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ その他当該搜索救助活動の実施に関する重要事項

五 船舶検査活動を実施する場合における重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第四条第一項に規定する事項

六 前三号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項

七 第三号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

八 対応措置の実施について地方公共団体その他の国以外の者に対して協力を求め又は協力を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項

九 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

3 前条第二項の後方支援活動又は搜索救助活動若しくはその実施に伴う同条第三項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（第二条第四項に規定する機関がある場合にあっては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

4 第一項及び前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（国会の承認）

第五条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。

（自衛隊による後方支援活動としての物品及び役務の提供の実施）

第六条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の後方支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後方支援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が第三条第二項の後方支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外国の領域で実施する当該後方支援活動についての第二条第四項の同意が存在しなくなったと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 第三条第二項の後方支援活動のうち我が国の領域外におけるものの実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該後方支援活動を実施している場所又はその近傍において、戦闘行為が行われ

るに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該後方支援活動の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 第二項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

（搜索救助活動の実施等）

第七条 防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。

4 前条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。

5 前条第五項の規定は、我が国の領域外における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する前条第五項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができる。

7 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

8 前条の規定は、搜索救助活動の実施に伴う第三条第三項後段の後方支援活動について準用する。

（関係行政機関による対応措置の実施）

第八条 前二条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

（国以外の者による協力等）

第九条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

3 政府は、前二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（国会への報告）

第十条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容

二 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

（武器の使用）

第十一条 第六条第二項（第七条第八項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器（自衛隊が外国の領域で当該後方支援活動又は当該捜索救助活動を実施している場合については、第四条第二項第三号ニ又は第四号ニの規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

5 第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿营地（宿営のために使用する区域であって、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であって合衆国軍隊等の要員と共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿营地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第三項まで及び次項の規定の適用については、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿营地（第五項に規定する宿营地をいう。次項及び第三項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する合衆国軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのは「宿营地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第二条第五項に規定する隊員をいう。）」とする。

6 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

（政令への委任）

第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

以下附則 略

別表第一（第三条関係）

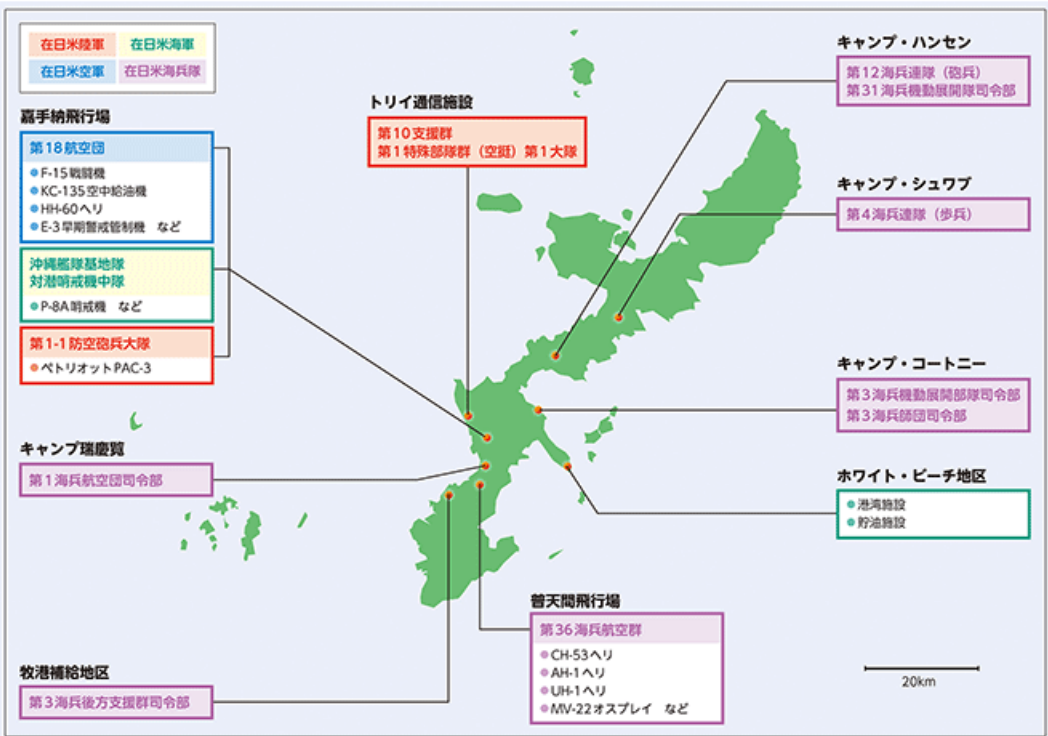
種類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設の利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業務	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

別表第二（第三条関係）

種類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

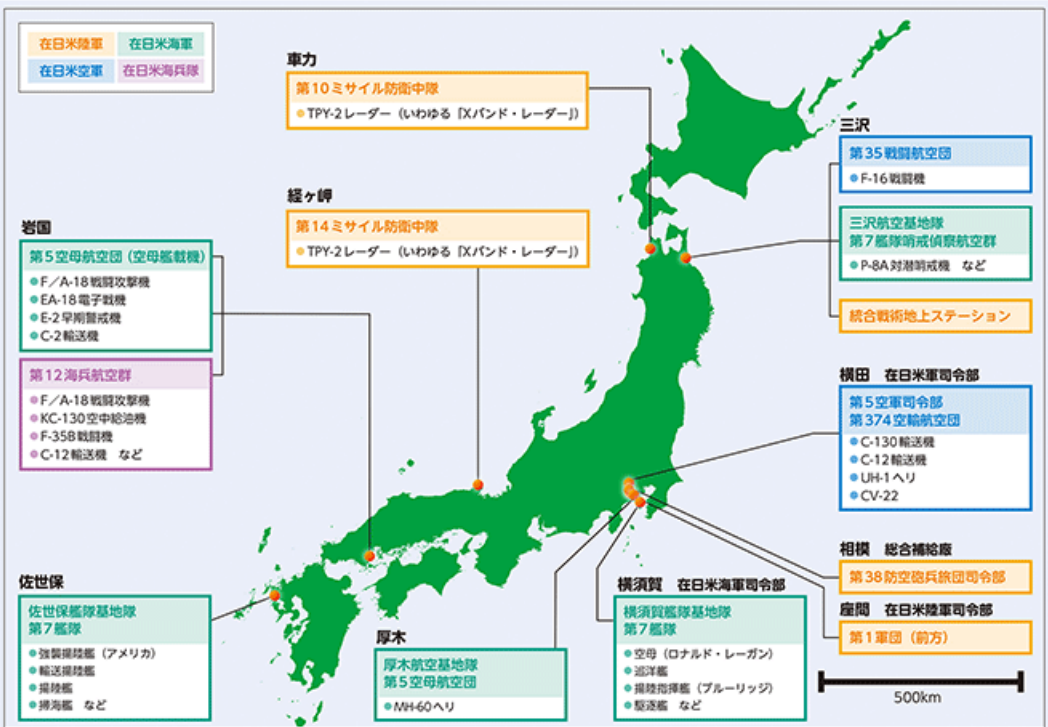
(8) 在日米軍組織図と配置図

図表Ⅲ-2-5-12 沖縄における在日米軍主要部隊などの配置図 (2022年度末現在)



(注) 在日米軍ホームページなどをもとに作成

図表Ⅲ-2-5-15 沖縄を除く地域における在日米軍主要部隊などの配置図 (2022年度末現在)



(注) 在日米軍ホームページなどをもとに作成

(出展：防衛白書「令和5年版 日本の防衛」(令和5年7月発行))

(9) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

発令：平成19年5月30日号外法律第67号

最終改正：平成29年3月31日号外法律第6号

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置（第四条—第六条）
- 第三章 再編関連振興特別地域に係る措置
 - 第一節 再編関連振興特別地域の指定（第七条）
 - 第二節 再編関連振興特別地域整備計画（第八条・第九条）
 - 第三節 事業の実施等（第十条—第十三条）
 - 第四節 駐留軍等再編関連振興会議（第十四条・第十五条）
- 第四章 駐留軍等労働者に係る措置（第十六条）
- 第五章 雑則（第十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置等を講じ、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- 二 駐留軍等の再編 平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあつては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。
- 三 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。）第二条第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。

（基本理念等）

第三条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得よう配慮されなければならない。

- 2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。
- 3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

(再編関連特定防衛施設の指定)

第四条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であつて、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

- 一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。
- 二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(再編関連特定周辺市町村の指定)

第五条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であつて、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(再編交付金)

第六条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗（ちよく）状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

第三章 再編関連振興特別地域に係る措置

第一節 再編関連振興特別地域の指定

第七条 防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域（自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る。）からなる地域であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

- 一 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして政令で定める場合に該当し、又は該当すると見込まれること。
- 二 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。
- 2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村その他関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。
- 4 前三項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を変更する場合について準用する。

第二節 再編関連振興特別地域整備計画

(再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更)

- 第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定があったときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画（以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。）の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとするときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。
 - 3 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。
 - 4 防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。
 - 5 前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

(再編関連振興特別地域整備計画の内容等)

第九条 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再編関連振興特別地域の整備の基本的方針に関する事項
 - 二 基幹的な交通施設の整備に関する事項
 - 三 産業の振興に関する事項
 - 四 生活環境の整備に関する事項
 - 五 再編関連振興特別地域に含まれる区域に駐留軍用地跡地等（日米地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地で駐留軍から返還されたもの並びに返還される予定のものをいう。）が所在する場合には、その利用の促進に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に必要な事項
- 2 再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

第三節 事業の実施等

(事業の実施)

第十条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十一条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割

合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあつては、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。これに基づく命令を含む。）の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあつては、その定めるところによる。

2 国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合には、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 国は、前二項に規定する事業のほか、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

（地方債についての配慮）

第十二条 地方公共団体が再編関連振興特別地域整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

（財政上及び金融上の措置）

第十三条 国は、前二条に定めるもののほか、再編関連振興特別地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 駐留軍等再編関連振興会議

（駐留軍等再編関連振興会議の設置及び所掌事務等）

第十四条 防衛省本省に、駐留軍等再編関連振興会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 再編関連振興特別地域に関し、第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 再編関連振興特別地域整備計画に関し、第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

三 前二号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項を調査審議すること。

3 再編関連振興特別地域整備計画に定められた事項を所管する関係行政機関の長は、当該事項の達成状況について、毎年度、会議に報告しなければならない。

（会議の組織等）

第十五条 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもって組織する。

2 議長は、防衛大臣をもって充てる。

3 議長は、会議の議事を整理する。

4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 総務大臣

二 外務大臣

- 三 財務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 農林水産大臣
- 七 経済産業大臣
- 八 国土交通大臣
- 九 環境大臣
- 十 内閣官房長官

十一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

5 会議は、前条第二項第二号に規定する事項については、再編関連振興特別地域整備計画に定めるべき事項を所管する大臣である議員の賛成がなければ、議決することができない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 駐留軍等労働者に係る措置

第十六条 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。）について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

第五章 雑則

（省令への委任）

第十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

以下附則 略

別表（第十一条関係）

項	事業の区分	国の負担又は補助の割合
一	土地改良 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業	十分の五・五
二	漁港 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号に掲げる機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築	十分の五・五
三	港湾 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における同条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設及び改良	十分の五・五（港湾法第四十二条第一項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良にあつては、十分の四・五）

		港湾法第二条第二項に規定する地方港湾における水域施設等の建設及び改良	十分の四・五
四	道路	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路の新設及び改築	十分の五・五
五	水道	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第八項に規定する水道施設の新設及び増設	十分の三
六	下水道	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に掲げる公共下水道又は同条第四号に掲げる流域下水道の設置及び改築	十分の五・五
七	義務教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の同条第二項に規定する建物の新築、増築及び改築並びに学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の同条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備	十分の五・五

(10) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令

発令：平成19年8月20日号外政令第268号

最終改正：令和3年6月30日号外政令第189号

目次

第一章 再編関連特定周辺市町村に係る措置（第一条―第五条）

第二章 再編関連振興特別地域に係る措置

第一節 再編関連振興特別地域の指定等（第六条・第七条）

第二節 駐留軍等再編関連振興会議（第八条―第十条）

附則

第一章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

（再編関連特定周辺市町村の範囲）

第一条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「法」という。）第五条第一項に規定する政令で定める範囲内の市町村は、次に掲げる市町村とする。

一 再編関連特定防衛施設が所在する市町村

二 再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更である場合にあっては、前号の市町村に隣接する市町村及び当該隣接する市町村に隣接する市町村

（再編関連特別事業）

第二条 法第五条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 住民に対する広報に関する事業

二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置に関する事業

三 防災に関する事業

四 住民の生活の安全の向上に関する事業

五 情報通信の高度化に関する事業

六 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業

七 福祉の増進及び医療の確保に関する事業

八 環境衛生の向上に関する事業

九 交通の発達及び改善に関する事業

十 公園及び緑地の整備に関する事業

十一 環境の保全に関する事業

十二 良好な景観の形成に関する事業

十三 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業

十四 前各号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの

（再編交付金を交付しない事業）

第三条 再編交付金は、次に掲げる事業については、交付しない。

一 国が行う事業又は国がその経費の一部を負担し、若しくは補助する事業

- 二 法令の規定に基づいて毎年度経常的に行っている事業で、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要なものとして特別に行う事業とは認められないもの
- 三 再編関連特定周辺市町村の区域内において、駐留軍等の再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域において行う事業とは認められないもの
(再編交付金の交付)

第四条 再編交付金は、交付初年度（再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を開始する年度をいう。次項及び第三項において同じ。）から交付終了年度（法附則第二条第二項に規定する再編実施基準日から起算して五年を経過する日（当該経過する日が平成二十九年三月三十一日以前である場合には、同日）又は平成四十四年三月三十一日のいずれか早い日の到来により再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を終了する年度をいう。次項及び第五項において同じ。）までの間において、次項から第六項までの規定により防衛大臣が算定した各年度の交付の限度額（以下「年度交付限度額」という。）の範囲内で、交付することができる。

2 交付初年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額の合計額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲に応じたものとなるようにするものとする。

- 一 駐留軍等の再編による再編関連特定防衛施設その他の防衛施設で当該再編関連特定周辺市町村に所在するもの（以下この項において「関係防衛施設」という。）の面積の変化
- 二 駐留軍等の再編による関係防衛施設の建物その他の工作物の設置の態様の変化
- 三 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する艦船又は航空機の数又は種類の変化
- 四 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊への弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備
- 五 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員数の変化
- 六 駐留軍等の再編（駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化
- 七 駐留軍等の再編（航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する航空機の数若しくは種類又は飛行経路の変化による影響の変化
- 八 駐留軍等の再編（航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化
- 九 他に当該再編関連特定防衛施設について指定された再編関連特定周辺市町村があるときは、それぞれの再編関連特定周辺市町村における当該駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の割合

3 交付初年度から再編実施交付年度（四月一日において現に再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている最初の年度をいい、法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定に際して現に当該再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている場合には、当該指定がされた年度とする。次項において同じ。）までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の実施に向けた環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第一項に規定

する環境影響評価、施設整備の工事その他の措置の進捗（ちよく）状況に応じて次項に規定する最高限度額に至るまで遡増させるものとする。

- 4 再編実施交付年度及び再編実施交付年度後の四年以内の防衛省令で定める期間にある年度の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより算定した額（次項において「最高限度額」という。）とする。
- 5 前項の規定により年度交付限度額が最高限度額とされる年度の翌年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、その経過した期間に応じて最高限度額から遡減させるものとする。
- 6 防衛大臣は、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に支障が生じた場合において、第二項及び第三項の規定により年度交付限度額を定めることが適当でないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、防衛省令で定めるところにより、年度交付限度額を減額し、又は零とすることができる。

（再編交付金の交付に必要な措置）

第五条 再編関連特定周辺市町村の長は、第二条に規定する事業として、二年度以上にわたり継続する事業（施設又は設備の設置の事業を除く。）を行おうとする場合には、当該事業に係る最初の再編交付金の交付の申請に当たり、当該事業について、次に掲げる事項を記載した計画を防衛大臣に提出しなければならない。

- 一 事業の目的及び内容
- 二 事業の始期及び終期
- 三 事業に要する経費の総額

- 2 前項に規定する事業を行おうとする場合には、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けなければならない。
- 3 第一項に規定する事業は、前項の基金からの経費の支弁の終了をもって終了するものとしなければならない。
- 4 第一項の申請に係る再編交付金の交付の決定があったときは、再編関連特定周辺市町村の長は、速やかに同項の計画を公表しなければならない。

第二章 再編関連振興特別地域に係る措置

第一節 再編関連振興特別地域の指定等

（再編関連特定周辺市町村に対する著しい影響の基準）

第六条 法第七条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

- 一 法第四条第一項第一号に掲げる事由により、再編関連振興特別地域として指定すべき地域における再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が保有する航空機の数が四十機を超えて増加すること。
- 二 法第四条第一項第一号に掲げる事由により、再編関連振興特別地域として指定すべき地域における再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員の数が千人を超えて増加すること。

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第七条 法第十一条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 法別表一の項に規定する土地改良事業のうち、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第一号及び第二号に掲げる事業であって、駐留軍等の再編による生鮮の野菜その他の農畜産物の需要

の増加又は生産に対する影響を考慮して当該農畜産物の適正な供給の観点から速やかに実施することが必要なもの

二 法別表二の項に規定する基本施設又は輸送施設若しくは漁港施設用地の修築であって、駐留軍等の再編による生鮮魚その他の水産物の需要の増加若しくは生産に対する影響を考慮して当該水産物の適正な供給の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なもの

三 法別表三の項に規定する水域施設等の建設及び改良であって、再編関連特定防衛施設への人員の移動若しくは物資の輸送若しくは当該再編関連特定防衛施設からの人員の移動若しくは物資の輸送のための交通量の増加を考慮して円滑な交通の確保の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なものとして、それぞれ国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの

四 法別表四の項に規定する道路の新設及び改築であって、再編関連特定防衛施設への人員の移動若しくは物資の輸送若しくは当該再編関連特定防衛施設からの人員の移動若しくは物資の輸送のための車両の交通量の増加を考慮して円滑な交通の確保の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なものとして、それぞれ国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの

五 法別表五の項に規定する水道施設の新設及び増設であって、駐留軍等の再編による水の需要の増加を考慮して適正な給水の観点から速やかに整備することが必要なもの

六 法別表六の項に規定する公共下水道又は流域下水道の設置及び改築（下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第二十四条の二第一項第一号イ又は第二号に規定するものに限る。）であって、駐留軍等の再編による下水の量の増加又は水質に及ぼす影響を考慮して適正な下水の排除又は処理の観点から速やかに整備することが必要なものとして国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの

七 法別表七の項に規定する建物の新築、増築及び改築又は施設の整備であって、駐留軍等の再編による児童若しくは生徒の数の増加を考慮して円滑な教育の実施の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なもの

2 法第十一条第二項に規定する政令で定める事業は、前項第七号に掲げる事業とし、同条第二項の政令で定める交付金は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する交付金とする。

3 法第十一条第二項の規定により算定する交付金の額は、第一項第七号に掲げる事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して文部科学省令・防衛省令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあっては、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の例による。

第二節 駐留軍等再編関連振興会議

(会議の幹事)

第八条 会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、防衛大臣が任命する。
- 3 幹事は、会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(会議の庶務)

第九条 会議の庶務は、防衛省地方協力局総務課において処理する。

(会議に係る雑則)

第十条 前二条に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

以下附則 略

(11) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律

発令：昭和32年5月16日法律第104号

最終改正：平成17年3月25日号外法律第5号

〔市町村助成交付金の交付〕

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。
- 3 総務大臣は、第一項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

〔政令への委任〕

- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

以下附則 略

(12) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令

発令：昭和32年11月18日政令第321号

最終改正：令和3年6月30日号外政令第189号

(法第一項の固定資産)

第一条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第一項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産で次に掲げるものに該当するものとする。

- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の規定によつてアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
- 二 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）及び演習場（しゅう舎施設を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物
- 三 自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物

2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の十三に規定する防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。

3 第一項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ、国有財産法施行令（昭和二十三年政令第百四十六号）第二十条の規定により、国有財産法第三十二条の台帳（以下「国有財産台帳」という。）に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

(市町村助成交付金の交付)

第二条 国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）は、毎年度、当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の三月三十一日現在において前条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

(市町村助成交付金の交付額の算定方法)

第三条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 市町村助成交付金の総額の十分の七に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額（国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額）にあん分した額
- 二 市町村助成交付金の総額の十分の三に相当する額（次項の規定によつて控除した額があるときは、当該控除した額を当該十分の三に相当する額に加算した額）を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当

該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額

- 2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額（以下「財源超過額」という。）が五億円をこえることとなるもの（以下「財源超過団体」という。）に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第一号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が五億円をこえる額に十分の一を乗じて得た額に相当する額（当該額が同項同号の額の十分の七に相当する額をこえる場合に於ては、当該十分の七に相当する額）を控除した額とする。

（廃置分合又は境界変更があつた場合の措置）

第四条 当該年の三月三十一日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、第二条の規定にかかわらず、同条の市町村の地域のうち第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が当該年の三月三十一日現在において所在した地域が当該廃置分合又は境界変更後属することとなつた市町村（以下「新市町村」という。）が同日現在において存在したものと、当該土地、建物又は工作物が同日現在において当該新市町村の区域内に所在したものとみなして、前条の規定によつて算定した額を当該新市町村に対して交付する。

- 2 前項の場合において、当該年の四月一日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつたときにおける新市町村に係る前条第二項の基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総務省令で定める。

（土地、建物又は工作物の価格）

第五条 第三条第一項の場合において、第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の三月三十一日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格（国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合に於ては、国有財産法施行令第二十一条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格）とする。

（土地、建物又は工作物の価格の報告等）

第六条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、毎年度、当該年の八月三十一日までに、当該都道府県の区域内の市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物に係る前条の価格の合算額を総務大臣に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事が前項の規定による報告のため、国有財産法第五条から第六条まで及び第八条第二項の規定によつて当該土地、建物又は工作物を管理する同法第四条第二項の各省各庁の長（同法第九条第一項の規定によつて各省各庁の長がその所管に属する国有財産に関する事務を部局等の長に分掌させている場合に於ては、当該部局等の長とする。以下「各省各庁の長等」という。）に対し、国有財産台帳を閲覧し、若しくは記録することを請求し、又は前条の規定による国有財産台帳に登録すべき価格の通報を求めた場合においては、各省各庁の長等は、国有財産台帳を都道府県知事若しくはその指定する職員に閲覧させ、若しくは記録させ、又は当該登録すべき価格の通報をするものとする。

（市町村助成交付金の額等の通知）

第七条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、毎年度、当該年の十月三十一日までに、当該年度分として交付すべき市町村助成交付金の額及びその算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額その他必要な事項を都道府県知事を経由して市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の算定に違法又は錯誤があつた場合の措置)

第八条 市町村長は、前条の通知を受けた場合において当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、当該通知を受けた日から起算して三十日以内に、都道府県知事を経由して総務大臣に対し、文書で当該通知に係る市町村助成交付金の額の修正を求めることができる。

2 総務大臣は、前条の通知をした後に当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について錯誤があることを発見したとき、又は前項の求めがあつた場合においてすでに通知した市町村助成交付金の額を修正する必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る市町村助成交付金の額に増額し、又はこれから減額すべき額を、次条の規定によつて市町村助成交付金を交付する時までに、都道府県知事を経由して関係市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の交付時期)

第九条 市町村助成交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の十二月三十一日までに交付する。

(市町村助成交付金の使途の制限等の禁止)

第十条 国は、市町村助成交付金の交付に当つては、その使途について条件をつけ、又は制限してはならない。

(都の特例)

第十一条 第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が都の特別区の存する区域に所在する場合においては、この政令中市町村及び市町村長に関する規定は、都及び都知事に関する規定とみなして、都及び都知事に適用する。この場合において、第三条第二項中「地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条」とあるのは「地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条及び第二十一条第一項」と、「同法第十一条」とあるのは「同法第十一条及び第二十一条第一項」とする。

(総務省令への委任)

第十二条 この政令に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付手続その他市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(事務の区分)

第十三条 第六条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

以下附則 略

(13) 施設等所在市町村調整交付金交付要綱

(昭和 45 年 11 月 6 日自治省告示第 224 号)

最終改正 平成 23 年 10 月 28 日総務省告示第 459 号

(趣旨)

第 1 条 施設等所在市町村調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 施設等 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下本条において「地位協定」という。）第 2 条第 1 項の施設及び区域をいう。

(2) 米軍資産 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第 3 条第 1 項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。

(調整交付金の交付)

第 3 条 総務大臣は、施設等が所在する市町村（以下「施設等所在市町村」という。）に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。

(調整交付金の交付額の算定方法)

第 4 条 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の額の合算額とする。

(1) 調整交付金の総額の 3 分の 2 に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の 3 月 31 日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額

(2) 調整交付金の総額の 3 分の 1 に相当する額を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 119 号）により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して総務大臣が配分した額

(調整交付金の額の通知)

第 5 条 総務大臣は、毎年度、当該年の 10 月 31 日までに、当該年度分として交付すべき調整交付金の額を都道府県知事を経由して施設等所在市町村の長に通知するものとする。

(調整交付金の交付時期)

第 6 条 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の 12 月 31 日までに交付するものとする。

(調整交付金の使途)

第 7 条 調整交付金の交付にあたっては、その使途について条件をつけ又は制限することはしないものとする。

(都の特例)

第 8 条 施設等が都の特別区の存する区域に所在する場合においては、この要綱中市町村に関する規定は都に関する規定とみなして都に適用する。

以下附則 略

(14) 再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）

平成 18 年 5 月 1 日

ライス国務長官
ラムズフェルド国防長官
麻生外務大臣
額賀防衛庁長官

概観

2005 年 10 月 29 日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別のかつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を 2006 年 3 月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005 年 10 月 29 日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1. 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

・日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V 字型に配置される 2 本の滑走路はそれぞれ 1600 メートルの長さを有し、2 つの 100 メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて 1800 メートルとなる。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。

・合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。

・普天間飛行場代替施設の建設は、2014 年までの完成が目標とされる。

・普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。

・普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。

・民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。

- ・普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。
- ・米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- ・約 8000 名の第 3 海兵機動展開部隊の要員と、その家族約 9000 名は、部隊の一体性を維持するような形で 2014 年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第 3 海兵機動展開部隊の指揮部隊、第 3 海兵師団司令部、第 3 海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第 1 海兵航空団司令部及び第 12 海兵連隊司令部を含む。
- ・対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- ・沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。
- ・第 3 海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額 102.7 億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28 億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9 億ドル（2008 米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008 米会計年度の価格で算定して、財政支出 31.8 億ドルと道路のための約 10 億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- ・普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第 3 海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
- ・双方は、2007 年 3 月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の 6 つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。

- ・キャンプ桑江：全面返還。
- ・キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
- ・普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
- ・牧港補給地区：全面返還。
- ・那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
- ・陸軍貯油施設第 1 桑江タンク・ファーム：全面返還。

・返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。

・SACO 最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACO による移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。

・キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006 年から可能となる。

・航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

- ・全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
- ・特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第 3 海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアム

への移転完了に懸かっている。

・沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2. 米陸軍司令部能力の改善

・キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008 米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012 年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。

・在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。

・この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。

- ・相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約 15 ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約 2 ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。
- ・相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約 35 ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要な時を除き、地元の使用に供される。
- ・キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1. 1 ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3. 横田飛行場及び空域

・航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010 年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。

・横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。

・軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。

- ・民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを 2006 年度に立ち上げる。
- ・横田空域の一部について、2008 年 9 月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006 年 10 月までに特定される。
- ・横田空域の一部について、軍事上の目的に必要なときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を 2006 年度に作成する。
- ・日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は 2009 年度に完了する。

・日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討

を実施し、開始から12か月以内に終了する。

- ・この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。
- ・両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

・第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1)必要な施設が完成し、(2)訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。

・厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。

・KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

・海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

・訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。

・恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。

・将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5. ミサイル防衛

・双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。

・新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。

・米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。

・米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6. 訓練移転

・双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。

・当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。

・日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。

・移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質

を低下させることはない。

・一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。

・共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。

・日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

(15) 横田飛行場における航空機騒音の軽減措置(抄)

(昭和39年4月17日日米合同委員会で承認)

2 分科委員会は、横田飛行場における騒音問題について、長期に渡り慎重な検討を実施した。この検討に当って分科委員会は、ジェット航空機の騒音を次の二種類に分類して考察した。

- (1) 地上におけるジェット・エンジンの試運転及び調整作業に伴い発生する騒音
- (2) 飛行活動に伴い発生する騒音

最近のジェット航空機が飛行する場合、必然的に相当の騒音を発生するが、この騒音は、通常は一時的な現象である。また、飛行活動に伴う騒音の量と強度は、その飛行方法および飛行速度により左右されるものである。さらに飛行活動に伴う騒音による影響は、その飛行時刻にも関連がある。即ち、昼間においては不快に感じられない程度の騒音であっても、夜間においては耐えられないような場合もありえる。この騒音は、飛行に伴い必然的に発生し、避けることのできないものであるが、騒音による不快感の程度については、飛行活動に或種の規制を加えることにより、これを軽減することが出来る。その方法としては、飛行時間の制限、飛行方法の規制および所定の飛行規則の遵守により規制することである。しかしながら、戦術的能力を麻痺させ、飛行の安全をおびやかすような一方的措置を行わないよう留意する必要がある。

横田飛行場周辺地域の住民に苦痛を与えている騒音の最大の原因としては、地上におけるエンジンの試運転および調整作業に伴い発生する騒音は、消音装置の設置および使用により、不快に感じられない程度にまで軽減されるものと思われる。

3 分科委員会は、前記の事情を勘案して、横田飛行場における航空機騒音の軽減に関する左記の規制措置につき同意した。また分科委員会は、次に掲げる規制措置が実施されることにより、横田飛行場における航空機騒音についての正当な苦情は著しく減少し、または除去されるであろうことを全員で確認した。

- (1) 消音装置の設置および使用

横田飛行場に、効果的消音装置をできるだけ速やかに設置し、ジェット・エンジンの試運転場および調整場における作業に当り、これを使用すること。

- (2) ジェット・エンジンの試運転場および調整場における作業時間の規制

ジェット・エンジンの試運転場および調整場におけるすべての作業は、効果的消音装置が使用されるまでの間は、緊急の場合または運用上やむを得ない場合を除き、左記の時間には実施しないこと。

ア ジェット・エンジンの試運転場における作業の制限時間

(ア) J-57型エンジンおよびより高出力のエンジン・・・17:00～07:00

(イ) その他のエンジン・・・18:00～07:00

(ウ) 土曜日および日曜日には、ジェット・エンジンの試運転場および調整場におけるすべての試運転作業は実施しない。

イ ジェット・エンジンの調整場における作業の制限時間

すべてのエンジン・・・18:00～07:00

- (3) 列線におけるジェット・エンジン整備出力の規制

列線におけるジェット機の整備出力は、日没後においては、エンジン出力の60パーセント以内で実施すること。

(4) 夜間飛行訓練の規制

夜間飛行訓練は、使命の達成および搭乗員の技能保持に必要とする最小限に制限し、かつ司令官は夜間飛行訓練をできるだけ早い時期に終了するよう最善の努力を払うこと。

(5) アフター・バーナー使用の規制

アフター・バーナー装備のジェット機が、アフター・バーナーを使用して離陸する際は、できるだけ速やかに急上昇を行ない、使命達成のため必要とする場合、または運用上やむを得ない場合を除き、完全高度と安全速度に達した後、速やかにアフター・バーナーの使用を中止すること。

(6) 飛行方法の規制

ア 離着陸および計器進入の場合を除き、横田飛行場隣接地域の上空における最低飛行高度は、ジェット機については平均海面上2,000フィートとし、ターボ・プロップ機および在来機については平均海面上1,500フィートとすること。

イ 横田飛行場周辺地域の上空におけるすべてのジェット機の速力は、1 Mach 未満に制限すること。

(7) 場周経路等の検討

ア 在日米軍は、人口稠密地域^{ちゆうみつ}の上空における飛行をできるだけ避けるため、ジェット機、ターボ・プロップ機および在来機のより適切な場周経路、発進経路および進入経路の設定について、引き続き検討を加えること。

イ 在日米軍は、人口稠密地域^{ちゆうみつ}の上空における飛行をできるだけ避けるため、ヘリコプター機のより適切な発進経路および進入経路の設定について、引き続き検討を加えること。

(8) 統計資料の提供

在日米軍は、日本政府（防衛施設庁）の要請に基づき、毎年、横田飛行場における航空機離着陸平均回数（四半期単位）を示す統計資料を提供すること。

4 分科委員会は、横田飛行場において、飛行活動に対する騒音規制措置が、次の通り、すでに実施されていることを確認した。

(1) 人口稠密地域^{ちゆうみつ}の上空における飛行をできるだけ避けるため、ジェット機、および在来機の場周経路、発進経路および、進入経路を変更した。

(2) 人口稠密地域^{ちゆうみつ}の上空における飛行をできるだけ避けるため、ヘリコプター機の発進経路を設定したこと。

(3) 管制塔員は、操縦士に所定の場周経路の飛行および騒音抑制処理を確実に遵守させるため、横田飛行場周辺地域の上空を飛行する航空機を常時監視し、管制すること。

(4) 操縦士および整備員に対し、横田における騒音問題の重要性につき十分教育するとともに、各飛行に当っては、騒音抑制上遵守しなければならない事項を指示すること。

(5) 日曜日の飛行訓練を最小限に制限すること。

(6) 低空において高騒音を発する飛行を禁止すること。

(7) 横田飛行場周辺地域の上空における曲技飛行を禁止すること。

(8) 横田飛行場司令官およびその幕僚は、騒音問題およびその対策を常時留意検討するとともに、住民の理解を深め、日米双方の協力を推進するため、政府の地方機関および地方公共団体の代表者と密接な連絡を取ること。

5 勧告 日米合同委員会が本報告を承認することを勧告する。

(16) 横田飛行場の騒音規制措置に関する日米合同委員会の合意

平成5年11月18日 外務省
防衛施設庁

本日、日米合同委員会は、1964年（昭和39年）4月17日の第81回日米合同委員会において承認された、「横田飛行場における騒音軽減に係る航空機騒音対策分科委員会の検討報告」を一部改正する合意に達したことを発表した。改正内容は次の通りである。

「22時から6時までの間の時間における飛行および地上における活動は、米軍の運用上の必要性に鑑み緊急と認められるものに制限される。夜間飛行訓練は在日米軍の任務の達成および乗組員の練度維持のために必要とされる最小限に制限し、司令官は、夜間飛行活動をできるだけ早く完了するようすべての努力を払う。」

令和5年度版
羽村市と横田基地

令和6年1月発行

発行 羽村市

編集 羽村市企画部企画政策課

〒205-8601

東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

電話 042-555-1111 (内) 311~315

FAX 042-554-2921

市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp>

企画政策課メールアドレス s101000@city.hamura.tokyo.jp